

# ネットde記帳

決算専用入出力

## 操作マニュアル

### 決算専用業務

### 消費税申告書

第3-c版

## ■ ご注意

- 本書の著作権は株式会社ミロク情報サービスが所有しています。
- 本製品の仕様および本書の内容に関しては、将来予告無しに変更することがあります。
- 本書の内容の一部または全部を無断で転載することは、禁止されています。
- 例として使用されている事業者情報は、実在の会社・組織を示すものではありません。
  
- ネット de 記帳は、全国商工会連合会の登録商標です。
- Windows の正式名称は、Microsoft® Windows® Operating System です。
- Microsoft®, Windows®, Windows® 10、Windows® 8.1、Windows® RT、Windows® 7 は、米国 Microsoft Corporation の米国および、その他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Reader は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Flash は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。
- シーオーリポーツは株式会社エイチ・オー・エスの登録商標です。
- Zend、ゼンドは、ゼンド・ジャパン株式会社の商標または登録商標です。
- wijmo は、グレープシティ株式会社の商標または登録商標です。
- その他、記載の会社名、商品名は各社の登録商標または商標です。
- 製品の仕様および機能は、改良のため予告なく変更させていただく場合があります。

## ■ 本書の表記

本書では次のアイコンおよび記号を使用しています。

アイコン、記号	説明
	実行すると元に戻すことができない処理について記載しています。 (例)  <b>事業者データの削除について</b> 事業者データを削除すると、元に戻すことはできません。 十分に注意のうえ操作を行ってください。
	処理の手順について記載しています。
	説明の補足事項を記載しています。
	関連する機能や操作について操作マニュアルの参照先を記載しています。 →がある場合は、同一マニュアル内の参照先にリンクが貼られています。「見出し」部分にカーソルを合わせるとリンク先へジャンプすることができます。  (例) 参照
	→がある場合は、別冊のマニュアルを指しているため、リンクは貼られていません。  (例) 商工会情報登録→「商工会機能 2.2 商工会情報登録」参照
『 』	システム名、処理名の名称を表記するときに用います。
《 》	画面やウィンドウ、ダイアログの名称、項目名を表記するときに用います。
[ ]	画面名称、ボタン名称、項目名を表記するときに用います。
「 」	画面内の項目名、参照先を表記するときに用います。
	キーボードのキーを表記するときに用います。
	処理画面を終了するときに用います。
	ヘルプ機能を起動するときに用います。
	現在行っている処理の一つ前の画面に戻ります。

## ■ 決算専用業務マニュアルの構成

決算専用業務の操作マニュアルは、次の構成になっています。

### 基本操作

「固定資産台帳」の印刷、「財務報告書」の印刷、「決算更新」について説明しています。

### 所得税確定申告書

「個人決算書」と「所得税確定申告書」の作成方法について説明しています。

### 消費税申告書

「消費税申告書」の作成方法について説明しています。

### 電子申告

決算専用業務で作成した申告書類をもとに、国税庁(税務署)へ電子申告を行うためのデータ作成方法について説明しています。

## ■ 目次

1	消費税申告書作成の概要	10
1.1	消費税申告書作成の流れ	10
1.2	消費税申告書のメニュー体系	11
1.3	『ネット de 記帳 決算専用入出力』の起動方法	12
1.3.1	『ネット de 記帳 決算専用入出力』を起動する	12
1.3.2	ログインをする	13
1.3.2.1	職員認証でログインをする	13
1.3.2.2	会員認証でログインをする	15
1.3.2.3	『ネット de 記帳 決算専用入出力』にログインできる事業者ユーザーについて	17
1.3.2.4	『決算専用業務』メニューの表示方法	18
1.3.3	トップ画面の構成	20
1.4	『ネット de 記帳 決算専用入出力』の終了方法	22
1.5	消費税申告書の画面構成	24
1.5.1	消費税申告書の画面構成	24
1.6	消費税申告書で使用するキー操作	25
1.7	『決算専用入出力』における特定個人情報の処理について	26
1.7.1	『ネット de 記帳 決算専用入出力』における個人番号の連携の流れ	27
1.7.2	『ネット de 記帳 決算専用入出力』の個人番号の操作	28
1.7.3	エラーメッセージ・警告メッセージ	29
2	消費税基本情報を設定する	34
2.1	消費税基本情報	34
2.1.1	消費税基本情報を設定する	36
2.1.2	消費税基本情報の設定項目	37
2.1.2.1	[基本情報]タブ	37
2.1.2.2	個人番号を連携する	40
2.1.2.3	個人番号を解除する	48
2.1.2.4	[申告情報]タブ	49
2.1.2.5	[還付金融機関等]タブ	51
2.1.2.6	[作成税理士情報]タブ	52
2.1.3	『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ	53
2.1.4	事業者情報を取り込む	54
2.1.5	税理士情報を取り込む	56
3	消費税申告書を作成する	60
3.1	消費税申告書作成の流れ(詳細)	60

3.2	消費税計算情報.....	62
3.2.1	消費税計算情報を設定する.....	63
3.2.1.1	[消費税計算情報]タブ.....	64
3.2.1.2	[過去情報設定]タブ.....	66
3.2.1.3	中間申告回数を自動設定する.....	68
3.2.1.4	前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合..	69
3.2.1.5	「計算表を作成する」のチェックについて.....	70
3.3	申告書選択.....	72
3.3.1	申告書を選択する.....	73
3.3.1.1	申告書選択時に表示されるメッセージ.....	74
3.4	基礎金額登録.....	75
3.4.1	基礎金額を登録する(計算表を作成しない場合).....	77
3.4.1.1	基礎金額登録画面の詳細説明(原則課税).....	78
3.4.1.2	基礎金額登録画面の詳細説明(簡易課税).....	80
3.4.2	基礎金額を登録する(計算表を作成する場合).....	81
3.4.2.1	起動時に表示されるメッセージ.....	82
3.4.2.2	基礎金額登録画面の詳細説明(原則課税).....	83
3.4.2.3	基礎金額登録画面の詳細説明(簡易課税).....	85
3.4.3	個人決算書データを連動する.....	86
3.4.3.1	連動後に表示されるメッセージ(計算表を作成する場合).....	87
3.4.4	所得区分別売上の金額を入力する.....	88
3.4.4.1	「所得区分別売上」各タブの詳細説明.....	90
3.4.4.2	仕入に係る対価の返還を売上金額に含めている場合.....	93
3.4.5	所得区分別仕入の金額を入力する.....	95
3.4.5.1	「所得区分別仕入」各タブの詳細説明.....	97
3.4.5.2	売上に係る対価の返還を仕入金額に含めている場合.....	99
3.4.6	強制入力で金額を修正する.....	101
3.4.7	強制入力した金額を解除する.....	103
3.4.8	計算表の連動について.....	104
3.4.8.1	個人決算書から計算表に連動される情報.....	105
3.4.9	計算表を印刷する.....	108
3.5	申告書・付表.....	111
3.5.1	確定申告書を入力する.....	113
3.5.1.1	「原則課税」の申告書・付表について.....	114
3.5.1.2	「簡易課税」の申告書・付表について.....	117

3.5.1.3	個人番号について .....	119
3.5.1.4	還付申告明細の自動連動について .....	120
3.5.1.5	簡便法の計算について .....	122
3.5.1.6	付表 5-(2)の計算について .....	124
3.5.2	中間申告書を入力する .....	125
3.5.3	マイナス金額発生時の計算および出力 .....	126
3.5.3.1	簡易課税「付表 5-(2)」の計算方法 .....	126
3.5.3.2	簡易課税「付表 4」の計算方法 .....	131
3.5.3.3	簡易課税「付表 5」の計算方法 .....	132
3.5.3.4	マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税) .....	133
3.5.3.5	マイナス金額をゼロに置き換える項目(簡易課税) .....	134
3.5.4	消費税基本情報を取り込む .....	137
3.5.5	課税期間を変更する .....	138
3.5.5.1	課税期間変更時に表示されるメッセージ .....	139
3.5.6	電子申告データの仕様に適合しているかチェックする .....	140
3.5.6.1	国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ .....	143
3.5.6.2	電子申告エラーチェック結果の保存 .....	145
3.6	入力検証 .....	146
3.6.1	入力検証のメッセージ一覧 .....	148
3.6.2	基礎金額と計算表のバランス不一致を確認する .....	150
3.6.2.1	バランス不一致の詳細について .....	152
3.7	入力完了 .....	153
3.7.1	入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン) .....	154
3.7.1.1	「入力完了」の入力検証チェックでエラーがある場合 .....	155
3.7.1.2	中間申告書の電子申告データ作成について .....	156
3.7.1.3	申告書の参照モード表示 .....	157
3.7.2	入力完了チェックを解除する .....	158
3.8	印刷 .....	159
3.8.1	申告書等を印刷する .....	161
3.8.1.1	「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合 .....	162
3.8.1.2	[印刷]ボタンのクリック時にエラーが表示された場合 .....	163
3.8.1.3	「原則課税」の印刷条件設定 .....	164
3.8.1.4	「簡易課税」の印刷条件設定 .....	166
3.8.1.5	中間申告書の印刷条件設定 .....	168
4	付録 .....	170

4.1 索引 .....	170
--------------	-----

# 1

## 消費税申告書作成の概要

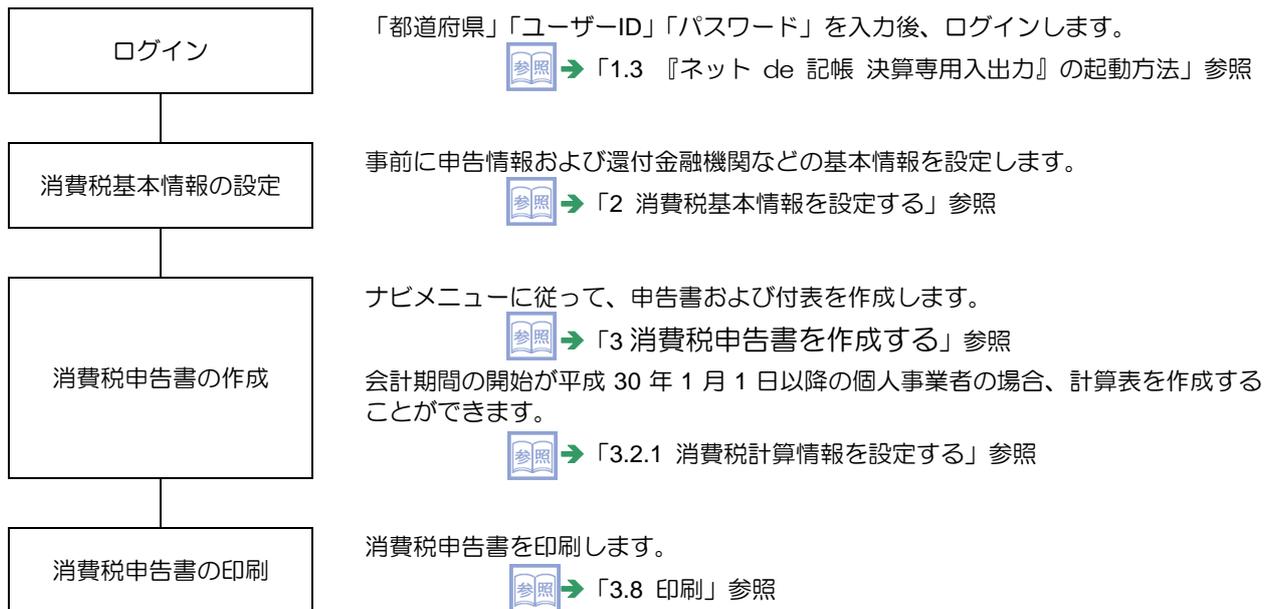
- 1.1 消費税申告書作成の流れ
- 1.2 消費税申告書のメニュー体系
- 1.3 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の起動方法
- 1.4 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の終了方法
- 1.5 消費税申告書の画面構成
- 1.6 消費税申告書で使用するキー操作
- 1.7 『決算専用入出力』における特定個人情報の処理について

## 1 消費税申告書作成の概要

『決算専用業務』の消費税申告書では、『消費税基本情報』で申告に必要な情報を設定し、『消費税申告書』で申告書の作成を行います。申告書は、課税業者の場合のみ作成します。

### 1.1 消費税申告書作成の流れ

ログインから消費税申告書作成処理の流れについて説明します。





## 1.3 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の起動方法

『ネット de 記帳 決算専用入出力』の起動方法について説明します。

### 1.3.1 『ネット de 記帳 決算専用入出力』を起動する

- 手順**
- ① 端末のデスクトップ画面から、ブラウザを起動します。
  - ② アドレス欄に指定されたのアドレスを入力し **Enter** キーを押します。
  - ③ 『ネット de 記帳 決算専用入出力』のログイン画面が表示されます。

The screenshot shows a login page titled '職員認証' (Staff Authentication). On the left, there is a logo for 'ネット de 記帳 決算専用入出力'. The main form contains the following fields and options:

- 都道府県 (Prefecture): A dropdown menu.
- ユーザーID (User ID): A text input field.
- パスワード (Password): A text input field.
- 入力中のパスワードを表示する (Show password): A checkbox.
- IDを保存 (Save ID): A checkbox.
- ログイン >> (Login): A button.
- 会員認証の画面へ (Go to member authentication screen): A link.
- メッセージ (Message): A large empty text area at the bottom.

## 1.3.2 ログインをする

『ネット de 記帳 決算専用入出力』へのログイン方法について説明します。

### 1.3.2.1 職員認証でログインをする

職員認証のログイン手順について説明します。



#### ログインに失敗（ロック）したら

ログイン時に連続してパスワードなどを誤ると、『ネット de 記帳 決算専用入出力』がロックされ、一定時間利用できなくなります。

至急ロックを解除したい場合は、商工会のシステム管理者または連合会へお問い合わせください。



①『ネット de 記帳 決算専用入出力』の「Login」画面が表示されます。

②都道府県を選択し、ユーザーID、パスワードを入力します。

③ [ログイン] ボタンをクリックします。

職員認証

ネット de 記帳  
決算専用入出力

都道府県

ユーザーID

パスワード

入力中のパスワードを表示する

IDを保存

ログイン >>

会員認証の画面へ

メッセージ

④ トップ画面が表示されます。

ネット de 記帳  
決算専用入出力

事業者選択  
(事業者選択を行ってください。)

商工会業務

連合会からのメッセージ

2018年5月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

伝言メモ



#### 『マイナンバー保管』に接続できない場合の警告メッセージについて

『ネット de 記帳 決算専用入出力』へのログインに成功しているが、『マイナンバー保管』に接続できない場合に警告メッセージが表示されます。原因および対処方法について確認します。



ログイン時の警告メッセージ→

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

### 1.3.2.2 会員認証でログインをする

会員認証のログイン手順について説明します。

- 手順** ① 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の「Login」画面が表示されます。  
② 事業者コード、ユーザーID、パスワードを入力します。

The screenshot shows a login interface for 'ネット de 記帳 決算専用入出力'. The interface is titled 'Login' and includes the following elements:

- Logo: ネット de 記帳 決算専用入出力
- Input fields: 事業者コード, ユーザーID, パスワード (highlighted with a red box)
- Buttons: ログイン >>
- Checkboxes:  入力中のパスワードを表示する,  IDを保存
- Links: [パスワード変更](#), [仮パスワード申請](#), [職員認証の画面へ](#)
- Message box: メッセージ

③ [ログイン] ボタンをクリックします。

The screenshot shows a login page titled 'Login' for 'ネット de 記帳 決算専用入出力'. It features three input fields for '事業者コード' (Business Code), 'ユーザーID' (User ID), and 'パスワード' (Password). Below the password field are two checkboxes: '入力中のパスワードを表示する' (Show password) and 'IDを保存' (Save ID). A red box highlights the 'ログイン >>' button. To the right of the button are links for 'パスワード変更' (Change password), '仮パスワード申請' (Apply for temporary password), and '職員認証の画面へ' (Go to staff authentication screen). A 'メッセージ' (Message) box is located at the bottom left of the login area.

④ トップ画面が表示されます。

The screenshot shows the main dashboard page. At the top, there is a navigation bar with the 'ネット de 記帳' logo, a '事業者選択' (Business Selection) dropdown menu, and a search bar. The main content area features a large banner image of three colorful koi fish. Below the banner, there is a '連合会からのメッセージ' (Message from the Federation) section, a calendar for May 2018, and a '伝言メモ' (Message Memo) section. The calendar shows the date '1' (Monday) highlighted in green.

1.3.2.3 『ネット de 記帳 決算専用入出力』にログインできる事業者ユーザーについて  
次の条件を満たした事業者ユーザーのみが、『ネット de 記帳 決算専用入出力』にログインでき  
ます。

- 使用する端末が『マイナンバー保管』に登録されていること。
- 「マイナンバー連携権限」が設定されていること。

**端末情報の登録について→**

『マイナンバー保管』 概要編 1.3.1 『マイナンバー保管』を利用する端末の登録について」参照

**「マイナンバー連携権限」の設定→**

「商工会機能 3.1.11 ユーザー情報を登録する」参照

ログインできない場合、エラーメッセージが表示されます。原因および対処方法について確認し  
ます。

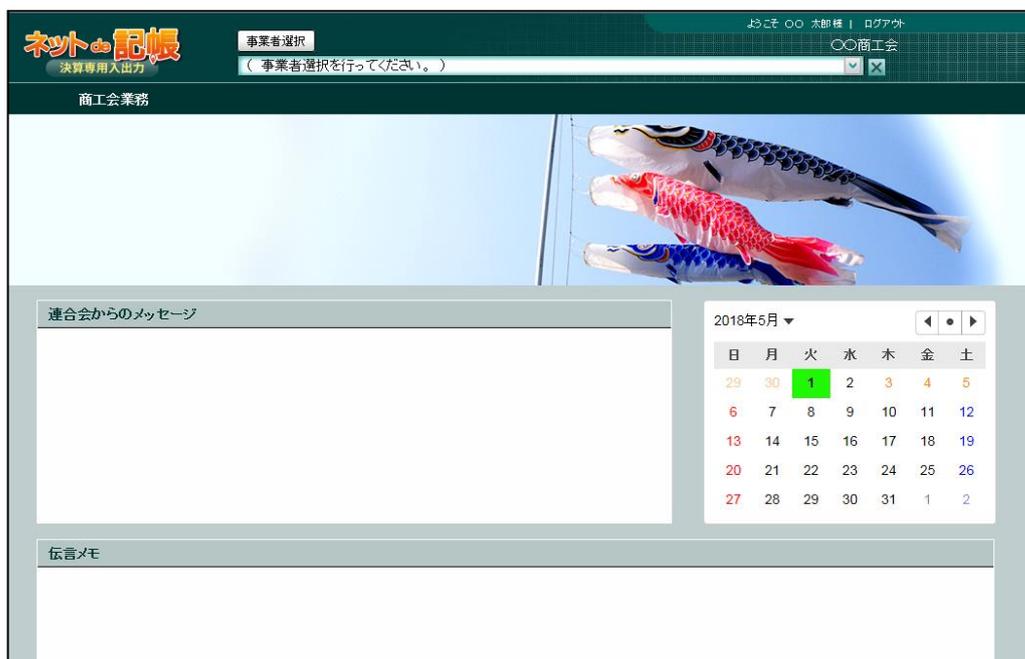


**ログイン時のエラーメッセージ→**

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

## 1.3.2.4 『決算専用業務』メニューの表示方法

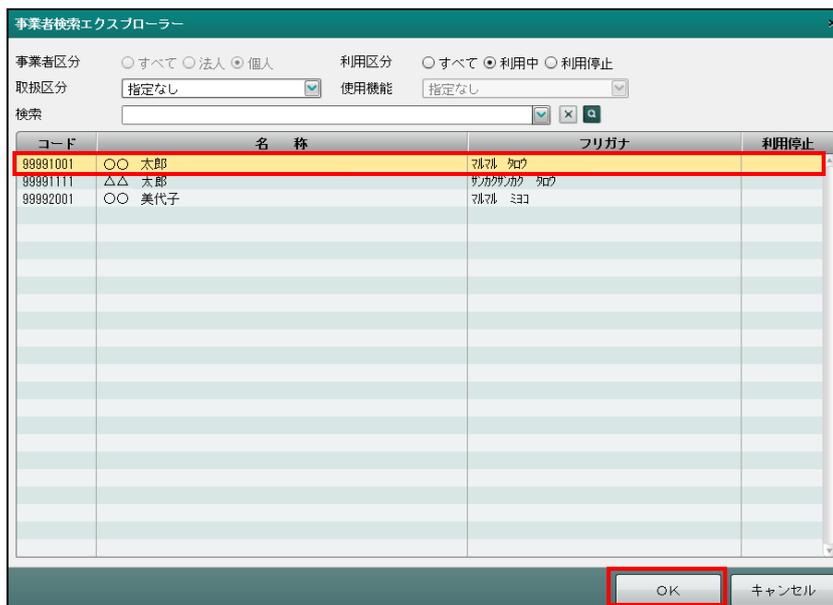
ログイン後のトップ画面には『決算専用業務』メニューは表示されません。次の手順で事業者を選択すると、『決算専用業務』メニューが表示されます。



① [事業者選択] ボタンをクリックします。



② ≪事業者検索エクプローラー≫画面が表示されます。事業者を選択し、[OK] ボタンをクリックします。一覧に表示される事業者が多い場合は、[利用区分] および [取扱区分] を指定して、事業者を絞り込んでから事業者を選択します。



[利用区分]

**すべて**

すべての事業者の事業者コード、事業者名称、事業者フリガナが表示されます。

**利用中**

『ネット de 記帳 決算専用入出力』を利用中の事業者の事業者コード、事業者名称、事業者フリガナが表示されます。

**利用停止**

『ネット de 記帳 決算専用入出力』を利用していない事業者の事業者コード、事業者名称、事業者フリガナが表示されます。利用停止欄に\*がつきます。

[取扱区分]

**指定なし**

「記帳代行」および「記帳代行+自計化」の事業者を指定します。

**記帳代行**

「記帳代行」の事業者を指定します。

**記帳代行+自計化**

「記帳代行+自計化」の事業者を指定します。

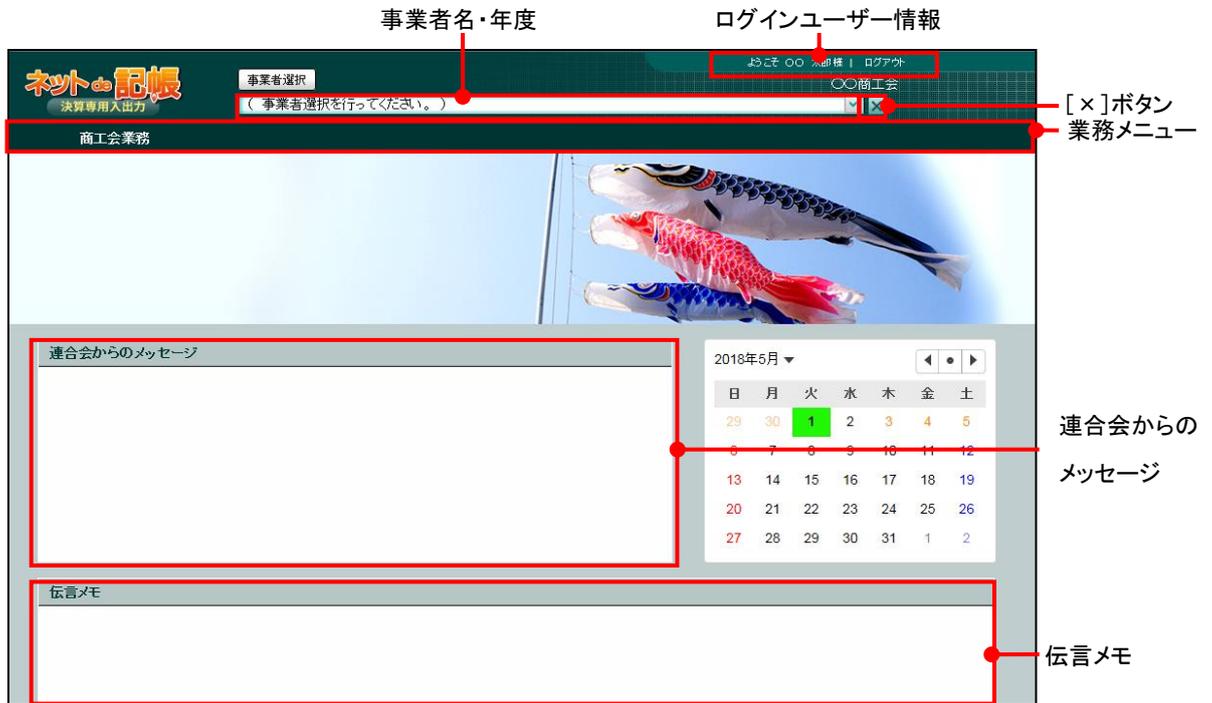
- ③ 選択した事業者の事業者名および年度が表示されます。『決算専用業務メニュー』が表示されます。



- ④ 『決算専用業務メニュー』では、事業者基本情報の変更、消費税申告書の表示・印刷を行います。

## 1.3.3 トップ画面の構成

『ネット de 記帳 決算専用入出力』にログインすると表示されるトップ画面について説明します。



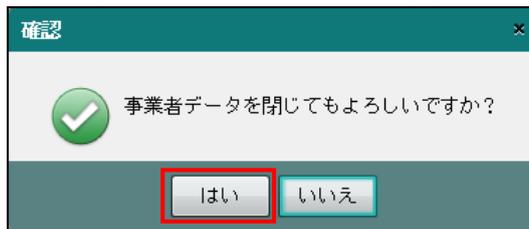
## [事業者選択]

- クリックすると「事業者検索エクスプローラー」画面が表示されます。事業者をクリックし、[OK] ボタンをクリックします。

 [事業者の選択方法](#) → 「1.3.2.4 『決算専用業務』メニューの表示方法」参照

## [X] ボタン

- クリックすると、次のメッセージが表示されます。選択中の事業者データを閉じる場合は、[はい] ボタンをクリックします。



## [事業者名・年度]

- 選択した事業者の事業者名および年度が表示されます。複数年度のデータがある場合は、対象となる年度を選択します。

個人事業者名の表示設定について →

「決算専用業務 基本操作 3.1.3.1 [基本情報] タブ」参照

## [ログインユーザー情報]

- 現在、『ネット de 記帳 決算専用入出力』にログインしている利用者の情報が表示されます。終了する際は、必ず [ログアウト] ボタンをクリックします。

[業務メニュー]

- ・『商工会業務』『決算専用業務』をクリックすると、それぞれのメニューが表示されます。



『決算専用業務』メニューの表示方法→

「1.3.2.4 『決算専用業務』メニューの表示方法」参照

[連合会からのメッセージ]

- ・連合会からのメッセージが一覧に表示されます。タイトルをクリックすると、メッセージが表示されます。返信することはできません。

[伝言メモ]

- ・事業者から送信された未完了のメッセージが一覧に表示されます。商工会と事業者は1対1でメッセージの送受信ができます。

伝言メモについて→「事業者機能 II.日常業務編 6.1 伝言メモ」参照

## 1.4 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の終了方法

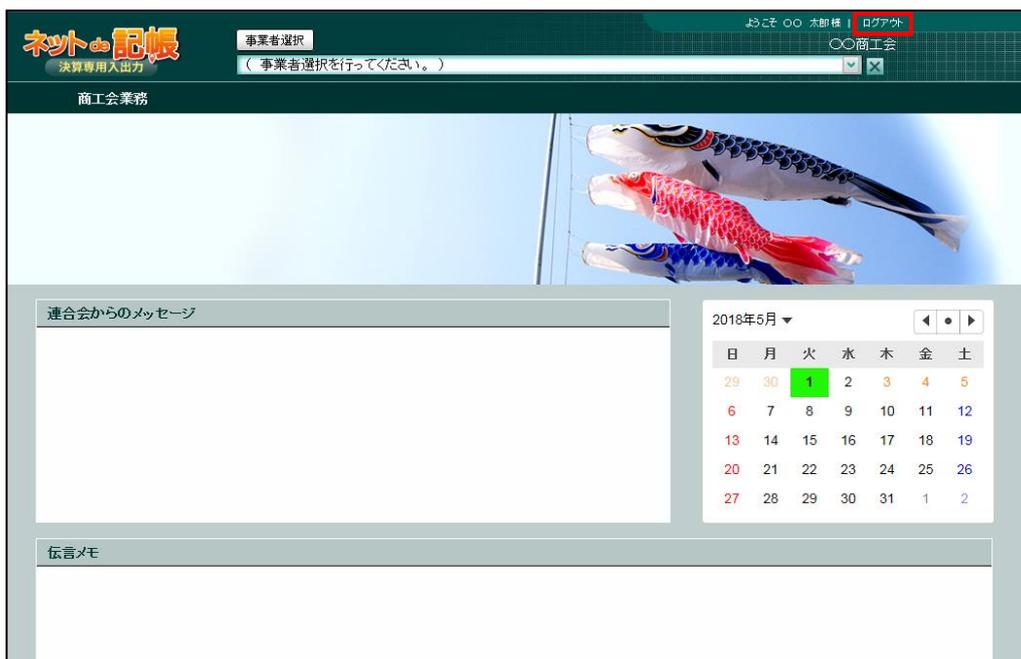
『ネット de 記帳 決算専用入出力』の終了方法について説明します。



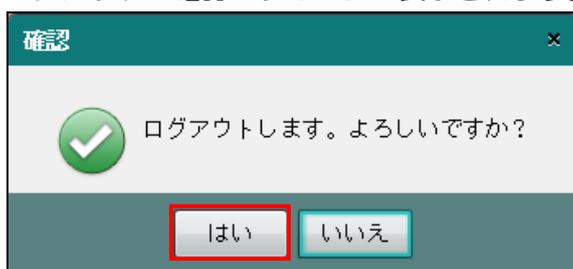
### 終了時操作の注意

終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。  
ブラウザの[×]ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。

**手順** ① 「ログアウト」をクリックします。



② ログアウトの確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ③<<Login>>画面が表示されます。ブラウザの [×] ボタンをクリックすると、『ネット de 記帳 決算専用入出力』が終了します。

The screenshot shows a login interface titled '職員認証' (Employee Authentication). On the left, there is a logo for 'ネット de 記帳 決算専用入出力'. The main form area contains the following elements:

- A dropdown menu for '都道府県' (Prefecture).
- Input fields for 'ユーザーID' (User ID) and 'パスワード' (Password).
- Two checkboxes: '入力中のパスワードを表示する' (Show password being entered) and 'IDを保存' (Save ID).
- A dark blue 'ログイン >>' (Login) button.
- A link labeled '会員認証の画面へ' (Go to member authentication screen).
- A 'メッセージ' (Message) section with a large empty text area below it.

## 1.5 消費税申告書の画面構成

業務メニューから『決算専用業務』の『消費税申告書』を選択した場合の主な画面構成について説明します。

### 1.5.1 消費税申告書の画面構成

消費税申告書の画面構成について説明します。

この画面は、消費税申告書の作成に使用されるソフトウェアのスクリーンショットです。画面の構成要素は以下の通りです。

- アクティブメニュー:** 画面の上部にあり、現在表示されている画面名（例: 消費税申告書）を示します。
- アプリケーションツールバー:** 印刷、電子申告チェック、消費基本情報取込、課税期間変更、入力検証などの操作ボタンが並ぶ領域です。
- ナビメニュー:** 消費税計算情報、申告書選択、基礎金額登録、申告書・付表、入力完了などのタブメニューです。
- タブメニュー:** 申告書(一般)、付表2、還付申告明細1/2、還付申告明細2/2などのサブメニューです。
- 表示・入力エリア:** 納税地の住所、フリガナ、代表者氏名、課税期間、税率計算表などの入力欄と表示領域です。

#### [アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

#### [アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

#### [ナビメニュー]

- ・ナビメニューの順に入力を進めます。

#### [タブメニュー]

- ・各タブをクリックし、入力エリアを切り替えます。

#### [表示・入力エリア]

- ・各タブで必要な項目を入力します。

## 1.6 消費税申告書で使用するキー操作

消費税申告書で使用するキーについて説明します。

キー名称	操作
<b>Enter</b> キー・ <b>Tab</b> キー	入力した内容を確定して、次の入力項目に進みます。
<b>Shift</b> キー+ <b>Tab</b> キー	前の項目に戻ります。
<b>→</b> キー	次の項目へ進みます。
<b>←</b> キー	前の項目に戻ります。
マウスでクリック	クリックした任意の入力項目に移動します。 マウスで移動した場合、入力した内容が確定されない場合があります。
<b>Ctrl</b> キー+ <b>C</b> キー	選択した文字をコピーします。
<b>Ctrl</b> キー+ <b>V</b> キー	コピーした文字を貼り付けます。
<b>Ctrl</b> キー+ <b>Enter</b> キー	次の入力項目に進みます。

## 1.7 『決算専用入出力』における特定個人情報の処理について

『マイナンバー保管』システム（以下、『マイナンバー保管』）で管理する個人番号を『ネット de 記帳 決算専用入出力』に連携することにより、個人番号を管理することなく、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

『ネット de 記帳 決算専用入出力』に『マイナンバー保管』の個人番号を連携するには、利用申込みが必要です。



### 『マイナンバー保管』で扱う特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。

『マイナンバー保管』では、個人番号のほか、氏名、生年月日を管理します。

#### 『マイナンバー保管』の概要および詳細について➔

「『マイナンバー保管』概要編」参照

特定個人情報を扱うためのユーザーの権限を「マイナンバー連携権限」といいます。

「マイナンバー連携権限」が設定されたユーザーが『マイナンバー保管』に登録されている端末でログインした場合に、『ネット de 記帳 決算専用入出力』で特定個人情報を扱うことができます。

#### 「マイナンバー連携権限」について➔

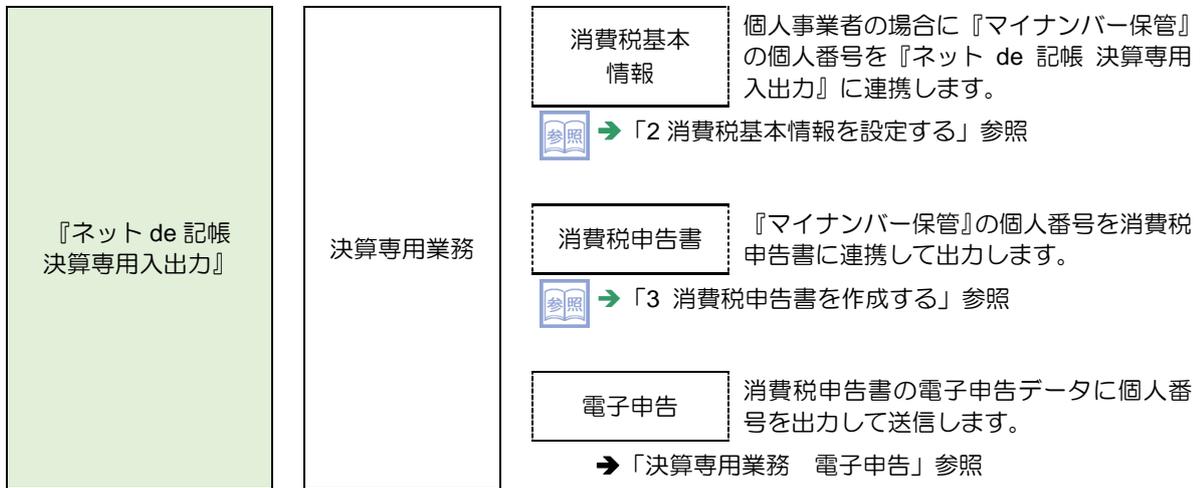
「『マイナンバー保管』概要編 1.3.2 「マイナンバー連携権限」について」参照

### 1.7.1 『ネット de 記帳 決算専用入出力』における個人番号の連携の流れ

『ネット de 記帳 決算専用入出力』で個人番号を連携して出力する流れについて説明します。

#### 特定個人情報を連携する流れについて→

「『マイナンバー保管』概要編 1.5 特定個人情報を連携する流れ」参照



## 1.7.2 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の個人番号の操作

『ネット de 記帳 決算専用入出力』の個人番号の操作について説明します。特定個人情報を扱うための条件を満たした場合、次の操作を行うことができます。

### 特定個人情報を扱うための条件→

『マイナンバー保管』概要編 1.3 特定個人情報を扱うための条件」参照

#### ●連携設定

- ・『マイナンバー保管』に登録されている個人番号を『ネット de 記帳 決算専用入出力』に連携します。

#### ●連携解除

- ・『ネット de 記帳 決算専用入出力』と『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

#### ●表示

- ・次のユーザーでログインした場合、『ネット de 記帳 決算専用入出力』の画面に個人番号を表示することができます。
  - ・税理士ユーザーでログインした場合
  - ・事業者ユーザーでログインした場合

#### ●印刷

- ・消費税申告書に個人番号を印刷します。

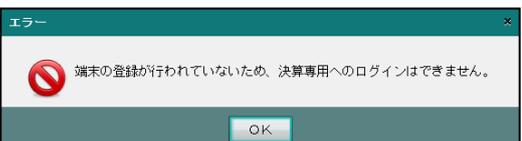
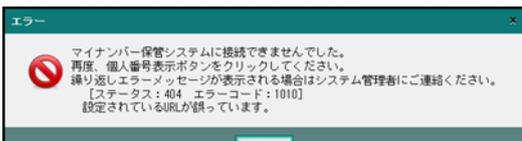
#### ●電子申告

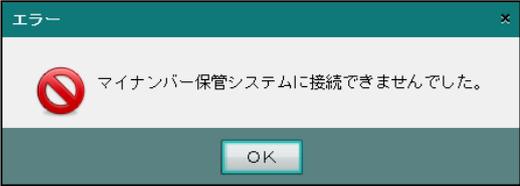
- ・消費税申告書の電子申告データに個人番号を出力します。

### 1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ

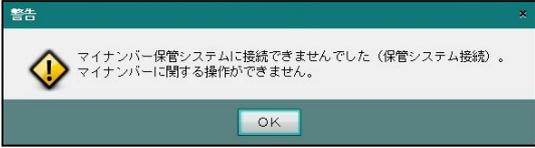
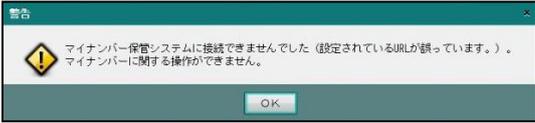
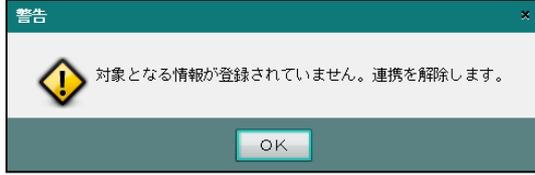
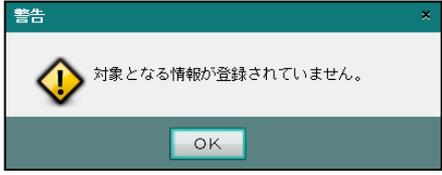
ログインまたは個人番号の操作を行った際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージごとの原因と対処方法は次のとおりです。

#### ●エラーメッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	 <p>マイナンバー連携権限が設定されていないため、ログインできません。</p>	「マイナンバー連携権限」がないユーザーでログインしています。	「マイナンバー連携権限」があるユーザーでログインします。
2	 <p>端末の登録が行われていないため、決算専用へのログインはできません。</p>	<p>登録されていない端末でログインしています。</p> <p>Internet Explorer の信頼済みサイトに『ネット de 記帳 決算専用入出力』の URL が登録されていない、または『ネット de 記帳 決算専用入出力』を利用するためのセキュリティ設定が行われていません。</p>	<p>登録されている端末でログインします。</p> <p>Internet Explorer の信頼済みサイトに『ネット de 記帳 決算専用入出力』の URL を登録し、『ネット de 記帳 決算専用入出力』を利用するためのセキュリティ設定を行います。</p> <p>→「概要・基本操作 1.5 ネット de 記帳の事前設定」参照</p>
3	<p>(例) 連携ボタンクリック時にエラーが発生した</p>  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。 再度、〇〇ボタンをクリックして(印刷処理を行って)ください。 繰り返しエラーメッセージが表示される場合はシステム管理者にご連絡ください。</p> <p>上記メッセージの〇〇には、次のいずれかの文言が表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携</li> <li>・解除</li> <li>・決定</li> <li>・個人番号表示</li> <li>・抽出</li> </ul>	<p>ネットワークに負荷がかかっています。</p> <p>ネットワークに接続されていません。</p> <p>『マイナンバー保管』の DB サーバーが応答しません。</p>	<p>しばらく時間をおいて、再度処理を実行します。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p>

No.	メッセージ	原因	対処方法
4	 <p>エラー</p> <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p> <p>OK</p> <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p>	<p>『マイナンバー保管』の AP サーバーが応答しません。</p> <p>ネットワークに接続されていません。</p>	<p>システム管理者へ問い合わせます。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p>

## ●警告メッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（保管システム接続）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』の AP サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
2	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（設定されている URL が誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』の DB サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
3	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（県連合会 ID または県連合会パスワードが誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』に接続する契約情報に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
4	 <p>対象となる情報が登録されていません。連携を解除します。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。
5	 <p>対象となる情報が登録されていません。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	個人番号を解除します。 必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。





# 2

## 消費税基本情報を設定する

### 2.1 消費税基本情報

## 2 消費税基本情報を設定する

消費税申告書の作成に必要な情報を設定します。

### 2.1 消費税基本情報

『決算専用業務』 > 『消費税基本情報』

消費税申告書を作成する前に、申告情報および還付金融機関等の基本情報を設定します。

ネットの記帳  
事業者選択 コード:100001  
ようこそ ○○ 花子 様 | ログアウト  
○○商工会  
○○太郎 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)

商工会業務 決算専用業務

決算専用業務 > 消費税基本情報

事業者情報取込 税理士情報取込

基本情報  
申告情報  
還付金融機関等  
作成税理士情報

基本情報  
法人区分  法人  個人  
提出税務署 01111 税務署検索 四谷 税務署長殿  
名称又は屋号  
名称 上段 ○○商店  
下段  
フリガナ 株式会社  
個人番号  
個人番号 \*\*\*\*\* 解除  
マイナンバー契約 税務支援 情報取得日 H 28/10/11  
代表者  
代表者氏名 ○○ 太郎  
フリガナ 株式会社  
生年月日  和暦  西暦 S 57/01/01  
郵便番号 160 - 0004 検索  
代表者住所 東京都新宿区四谷○-○-○ △ビル1F

税務署 (署番号)  
提出税務署の署番号を入力します。  
[税務署検索] ボタンをクリックすると、一覧から税務署を選択できます。

更新 キャンセル

タブメニュー 入力エリア

アクティブメニュー  
アプリケーションツールバー  
ガイドエリア

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[事業者情報取込] ボタン

- ・『商工会業務』 > 『事業者情報登録』 で変更された事業者情報を取り込むことができます。

 → 「2.1.4 事業者情報を取り込む」参照

[税理士情報取込] ボタン

- ・『商工会業務』 > 『ユーザー情報登録』 で変更された税理士情報を取り込むことができます。
- ・[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

 → 「2.1.5 税理士情報を取り込む」参照

[タブメニュー]

- 基本情報や申告情報など入力する画面を切り替えます。

[入力エリア]

- 項目の入力を行います。

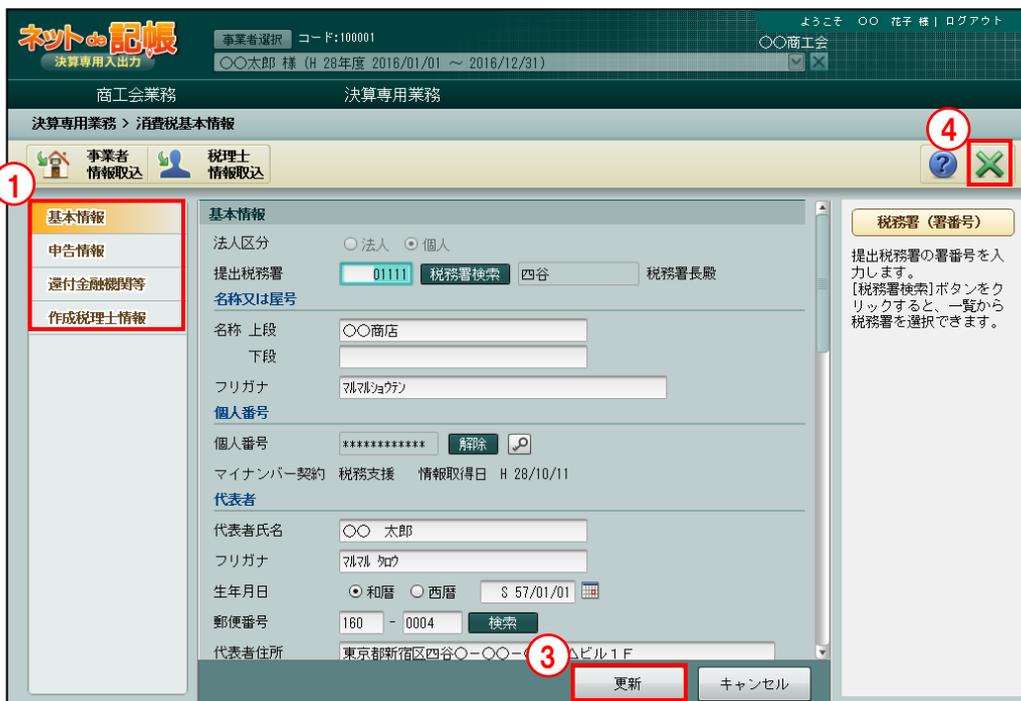
[ガイドエリア]

- 入力する項目の説明が表示されます。

### 2.1.1 消費税基本情報を設定する

『決算専用業務』 > 『消費税基本情報』

『消費税基本情報』を設定する手順について説明します。



① 設定するタブメニューをクリックします。

② 各タブのガイドエリアを参考にして、消費税基本情報を設定します。

 [消費税基本情報の設定内容](#)

「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

「2.1.2.4 [申告情報] タブ」参照

「2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ」参照

「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照

③ [更新] ボタンをクリックします。

④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

## 2.1.2 消費税基本情報の設定項目

『決算専用業務』 > 『消費税基本情報』

消費税基本情報の設定項目について説明します。

### 2.1.2.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

[法人区分]

- 個人が選択されています。変更することはできません。

[提出税務署]

- [税務署検索] ボタンをクリックし、《役所検索エクスプローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクスプローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン→

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスプローラー」参照

[名称 上段]

- 『商工会業務』 > 『事業者情報登録』の[事業者名称表示区分]の設定に関係なく、『商工会業務』 > 『事業者情報登録』 > [氏名など] タブで登録された屋号が初期表示されます。屋号が未入力の場合は、氏名が初期表示されます。
- 名称または屋号を全角 15 文字以内で入力します。

[名称 下段]

- 名称または屋号が上段で収まらない場合に全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。
- 名称上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[個人番号]

- [個人番号] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号]、[連携] ボタン、[解除] ボタンおよび  ボタンの表示状態が異なります。

[連携] ボタン

- 個人番号が連携されていない場合、[連携] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳 決算専用入出力』に連携します。

 [個人番号の連携について](#) → 「2.1.2.2 個人番号を連携する」参照

[解除] ボタン

- 個人番号が連携されている場合、[解除] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

 [個人番号の解除について](#) → 「2.1.2.3 個人番号を解除する」参照

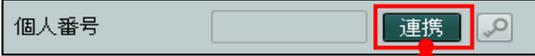
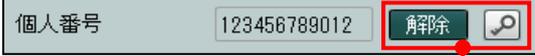
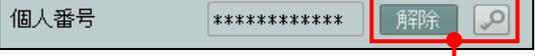
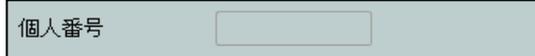
 ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#) →

「1.7.2 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 [連携] ボタンのみ操作できます。</p>  <p style="text-align: right;">操作可能</p> <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 [解除] ボタンおよび  ボタンが操作できます。</p>  <p style="text-align: right;">操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  <p style="text-align: right;">操作可能</p>
税務支援	あり	登録済み端末以外	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <p style="text-align: right;">操作不可</p>
税務支援	なし	登録済み端末	<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p>  <p style="text-align: right;">操作不可</p>
税務支援以外	-	-	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。ボタンの操作はできません。</p> 

[マイナンバー契約]

- [マイナンバー契約] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 事業者の「マイナンバー契約区分」が表示されます。「マイナンバー契約区分」には、「利用なし」「税務支援」「保管のみ」があります。
- 「情報取得日」に、「マイナンバー契約区分」を取得した日付が表示されます。

[代表者氏名]

- 代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 代表者の氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。
- 代表者氏名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[生年月日]

- [生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。

[郵便番号]

- 3 桁+4 桁（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- 代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 半角数字 20 桁以内で入力します。番号の区切りはハイフンを使用します。

[経理担当者氏名]

- 経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

### 2.1.2.2 個人番号を連携する

『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳 決算専用入出力』に連携する手順について説明します。連携する手順は、氏名および生年月日の状況により、4つのパターンがあります。

(1) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳 決算専用入出力』の氏名および生年月日が一致する場合

ネット de 記帳  
決算専用入出力  
事業者選択 コード:100001  
〇〇太郎 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)  
ようこそ 〇〇花子 様 | ログアウト  
〇〇商工会  
商工会業務 決算専用業務  
決算専用業務 > 消費税基本情報  
事業者情報取込 税理士情報取込  
基本情報 申告情報 還付金融機関等 作成税理士情報  
基本情報  
法人区分  法人  個人  
提出税務署 01111 税務署検索 四谷 税務署長殿  
名称又は屋号  
名称 上段 〇〇商店  
下段  
フリガナ 株式会社〇〇  
個人番号 連携  
マイナンバー契約 税務支援 情報取得日 H 28/05/30  
代表者  
代表者氏名 〇〇 太郎  
フリガナ 株式会社〇〇  
生年月日  和暦  西暦 S 57/01/01  
郵便番号 160 - 0004 検索  
代表者住所 東京都新宿区四谷〇〇-〇〇-〇〇 1 F  
更新 キャンセル  
税務署 (番番号)  
提出税務署の番番号を入力します。  
[税務署検索]ボタンをクリックすると、一覧から税務署を選択できます。



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ ヘッダーには、《消費税基本情報》画面の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、ヘッダーに表示された氏名および生年月日と一致する『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族が表示されます。

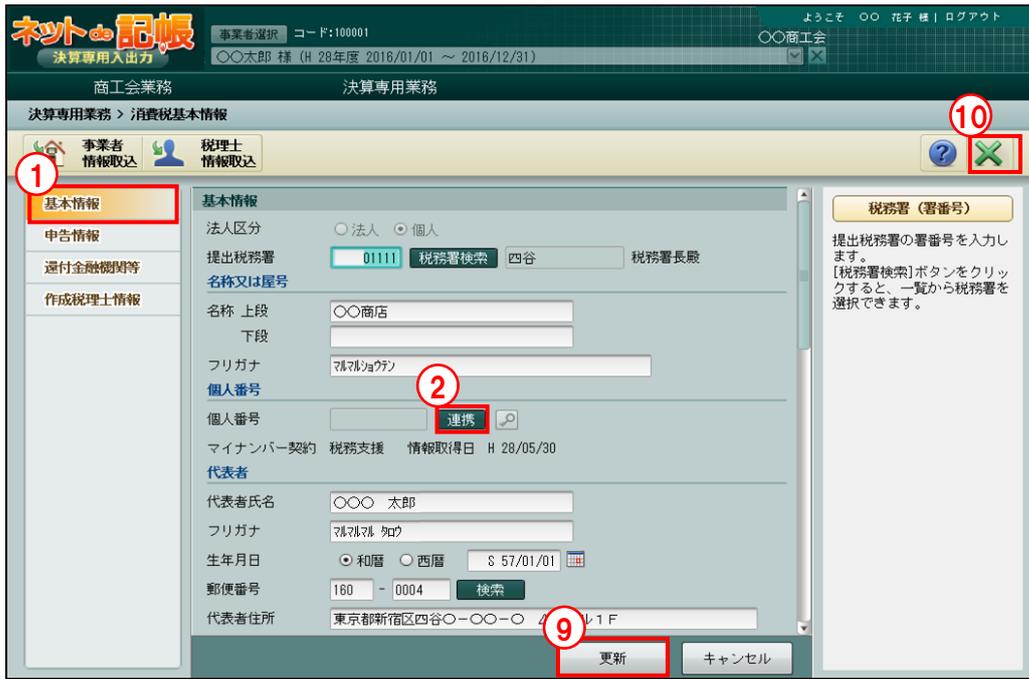
個人データ連携  
氏名 〇〇 太郎  
生年月日 S 57/01/01  
氏名 生年月日  
〇〇 太郎 S 57/01/01  
決定 キャンセル  
ヘッダー  
一覧

- ④一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。
- ⑥ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

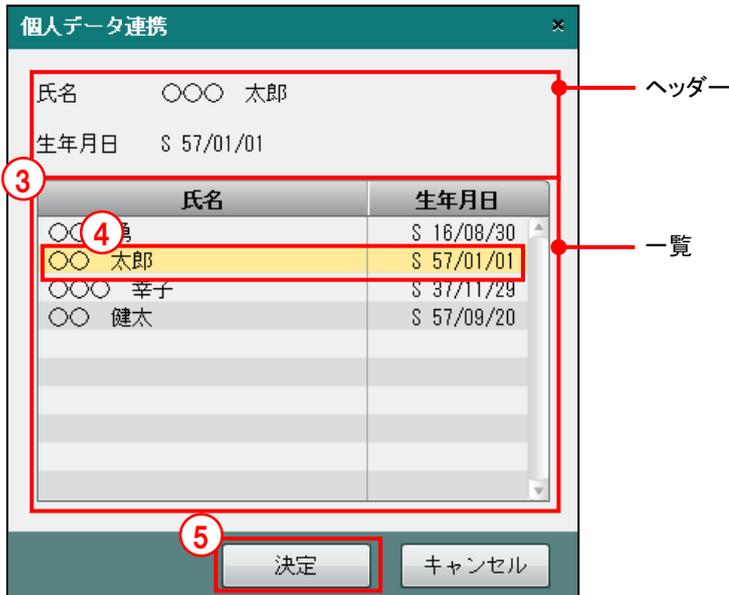
個人番号	*****	解除	
------	-------	----	--

- ⑦ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑧ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(2) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳 決算専用入出力』の氏名が一致しない場合

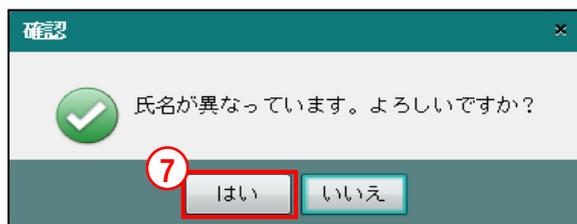


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



- ④一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥氏名が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



⑨ [更新] ボタンをクリックします。

⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(3) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳 決算専用入出力』の生年月日が一致しない場合



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

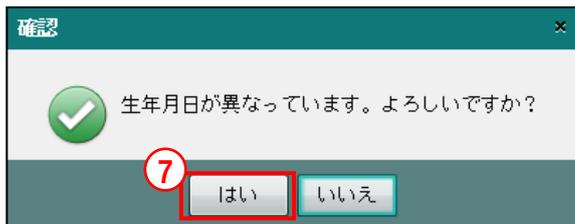
③ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

氏名	生年月日
〇〇 太郎	S 37/08/11
〇〇〇 幸子	S 37/11/29
〇〇 健太	S 57/09/20

④一覧で連携する個人をクリックします。

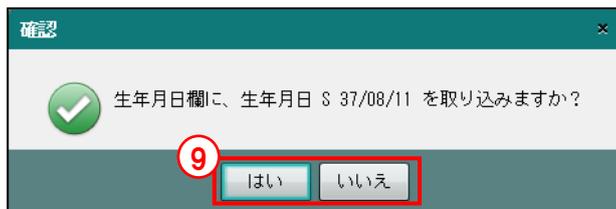
⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥生年月日が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧<<消費税基本情報>>に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



⑨ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が<<消費税基本情報>>に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

⑩ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



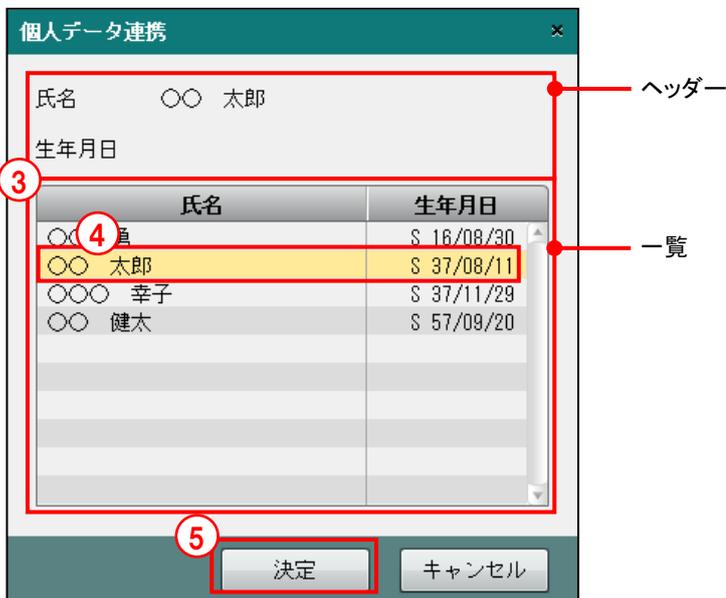
⑪ [更新] ボタンをクリックします。

⑫ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(4) 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の生年月日が未登録の場合

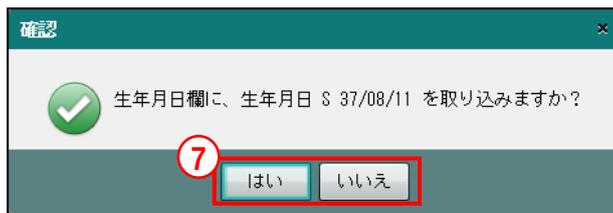


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、≪消費税基本情報≫の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥<<消費税基本情報>>に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



- ⑦ [はい] をクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が<<消費税基本情報>>に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。
- ⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



- ⑨ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑩ [X] ボタンをクリックし、操作を終了します。

### 2.1.2.3 個人番号を解除する

『ネット de 記帳 決算専用入出力』に連携した個人番号を解除する手順について説明します。

The screenshot shows the '消費税基本情報' (Consumption Tax Basic Information) page. The '個人番号' (Personal Number) field is highlighted with a red box and a circled '2', with a '解除' (Cancel) button next to it. The '更新' (Update) button at the bottom is highlighted with a red box and a circled '5'. A red box with a circled '6' and a '×' icon is in the top right corner. The left sidebar has a red box with a circled '1' around the '基本情報' (Basic Information) tab.



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [解除] ボタンをクリックします。
- ③ [決定] ボタンをクリックします。

The dialog box '個人データ連携' (Personal Data Linkage) displays the following information:

氏名 ○○ 太郎  
生年月日 S 57/01/01

氏名	生年月日
○○ 太郎	S 57/01/01

The '決定' (Decision) button at the bottom is highlighted with a red box.

- ④ [基本情報] タブの [個人番号] 欄の個人番号がクリアされた状態で表示されます。

The '個人番号' (Personal Number) field is shown as empty, with the '解除' (Cancel) button highlighted by a red box.

- ⑤ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑥ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

### 2.1.2.4 [申告情報] タブ

[申告情報] タブの詳細について説明します。

#### ●納税地

[郵便番号]

- ・3桁+4桁(半角)で入力します。郵便番号入力後[検索]ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地上段]

- ・納税地の住所を全角20文字以内で入力します。

[納税地下段]

- ・納税地上段で収まらない場合に全角20文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・納税地の住所のフリガナを半角80文字以内で入力します。
- ・納税地上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[電話番号]

- ・納税地の電話番号を半角で入力します。

#### ●税務署処理欄

[所管]

- ・半角2文字以内で入力します。

[要否]

- ・半角2文字以内で入力します。

[整理番号]

- ・半角8文字以内で入力します。

●付記事項

[割賦基準の適用]

- ・割賦基準の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

[延払基準等の適用]

- ・延払基準等の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

[工事進行基準の適用]

- ・工事進行基準の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

[現金主義会計の適用]

- ・現金主義会計の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

### 2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ

[還付金融機関等] タブの詳細について説明します。還付金融機関等は、還付される税金がある場合に表示・印刷されます。[金融機関区分] で「銀行等」「郵便局・ゆうちょ銀行」から選択します。

#### ● [金融機関区分] で「銀行等」を選択した場合

The screenshot shows a web form with a sidebar on the left containing '基本情報', '申告情報', '還付金融機関等' (highlighted in red), and '作成税理士情報'. The main area is titled '還付金融機関等' and contains the following fields:

- ※還付金融機関等は還付される税金がある場合のみ印字されます。
- 金融機関区分:  銀行等  郵便局・ゆうちょ銀行
- 金融機関名: [Text input field]
- 本支店名: [Text input field]
- 預金種類: [Dropdown menu] 預金名: [Text input field]
- 口座番号: [Text input field]

#### [金融機関名]

- 金融機関の名称を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「銀行」「金庫」「組合」「農協」「漁協」から選択します。

#### [本支店名]

- 金融機関の支店名を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「本店」「支店」「本所」「支所」「出張所」から選択します。

#### [預金種類]

- 預金の種類を「空白」「普通」「当座」「納税準備」「通知」「別段」「貯蓄」「その他」から選択します。
- 「その他」を選択した場合は、預金の種類を全角 4 文字以内で入力します。

#### [口座番号]

- 預金の口座番号を 10 桁以内で入力します。

#### ● [金融機関区分] で「郵便局・ゆうちょ銀行」を選択した場合

The screenshot shows the same web form as above, but with the '郵便局・ゆうちょ銀行' radio button selected. The fields are:

- 金融機関区分:  銀行等  郵便局・ゆうちょ銀行
- 郵便局名: [Text input field]
- 貯金記号番号: [Text input field]

#### [郵便局名]

- 郵便局名を全角 15 文字以内で入力します。

#### [貯金記号番号]

- 貯金の記号番号を半角 5 桁+8 桁以内で入力します。

### 2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ

[作成税理士情報] タブの詳細について説明します。

The screenshot shows a web-based form for entering tax accountant information. The left sidebar has a red box around the '作成税理士情報' tab. The main form area includes fields for branch name, account type, account name, and account number. Below that is a section for the tax accountant's details, including their name, kana name, office postal code, office address, and phone number. There are also checkboxes for 'Tax Accountant Act Article 30 Written Submission' and 'Tax Accountant Act Article 33-2 Written Submission', and a '検索' (Search) button.

#### [付記名称]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名または税理士事務所名を、全角 30 文字以内で入力します。

#### [フリガナ]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名あるいは税理士事務所名のフリガナを、半角 60 文字以内で入力します。
- 付記名称に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

#### [税理士名]

- 税理士の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

#### [フリガナ]

- 税理士名のフリガナを、半角 30 文字以内で入力します。
- 税理士名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

#### [事務所郵便番号]

- 上 3 桁+下 4 桁で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、所在地欄に該当住所が表示されます。

#### [事務所所在地]

- 税理士の事務所所在地の住所を全角 40 文字以内で入力します。

#### [電話番号]

- 税理士の電話番号を半角で入力します。

#### [税理士法第 30 条の書面提出有]

- 税理士法第 30 条の書面提出有の場合にチェックをつけます。

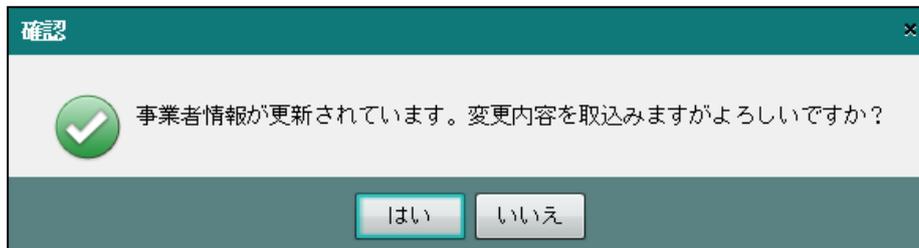
#### [税理士法第 33 条の 2 の書面提出有]

- 税理士法第 33 条の 2 の書面提出有の場合にチェックをつけます。

### 2.1.3 『消費税基本情報』 起動時に表示されるメッセージ

『消費税基本情報』の初回起動時に表示されるメッセージについて説明します。

- 『商工会業務』 > 『事業者情報登録』で『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報が変更されていると、次のメッセージが表示されます。



- ・ [はい] ボタンをクリックすると、≪事業者情報取込≫画面が表示されます。
- ・ 操作については、[事業者情報取込] ボタンをクリックした時と同様です。

 → 「2.1.4 事業者情報を取り込む」参照

『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報の項目

タブ名	項目名
基本情報	法人区分
	提出税務署
	名称又は屋号
	名称又は屋号カナ
	個人番号
	代表者氏名
	代表者氏名カナ
	生年月日
	代表者郵便番号
	代表者住所
	代表者電話番号
申告情報	経理担当者氏名
	納税地郵便番号
	納税地
	納税地フリガナ
	納税地電話番号
	整理番号

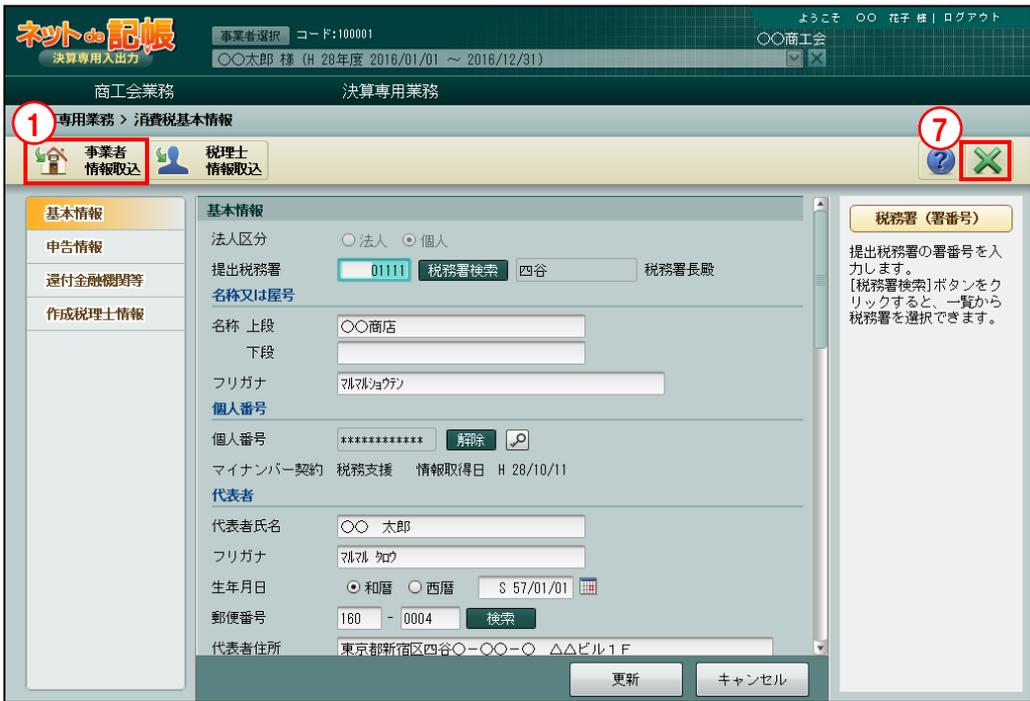
## 2.1.4 事業者情報を取り込む

『決算専用業務』 > 『消費税基本情報』 > 『事業者情報取込』

『商工会業務』 > 『事業者情報登録』 で変更された事業者情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』 > [基本情報] タブおよび [申告情報] タブに反映されます。

 『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報→

「2.1.3 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ」参照



**手順** ① [事業者情報取込] ボタンをクリックします。

② ≪事業者情報取込≫画面が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』 > 『事業者情報登録』 で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』 > [基本情報] タブおよび [申告情報] タブで登録済みの内容が表示されます。



- ③上段と下段の内容に差異がある項目には、チェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ④取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『事業者情報登録』には反映されません。
- ⑤ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑥取り込まれた内容が [基本情報] タブおよび [申告情報] タブに表示されます。
- ⑦ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

### 2.1.5 税理士情報を取り込む

『決算専用業務』 > 『消費税基本情報』 > 『税理士情報取込』

『商工会業務』 > 『ユーザー情報登録』 で変更された税理士情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』 > [作成税理士情報] タブに反映されます。

[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

 → 「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照



ネットの記帳 決算専用業務 基本情報

事業者情報取込 **1** 税理士情報取込 **8**

金融機関名  
本支店名  
預金種類 預金名  
口座番号

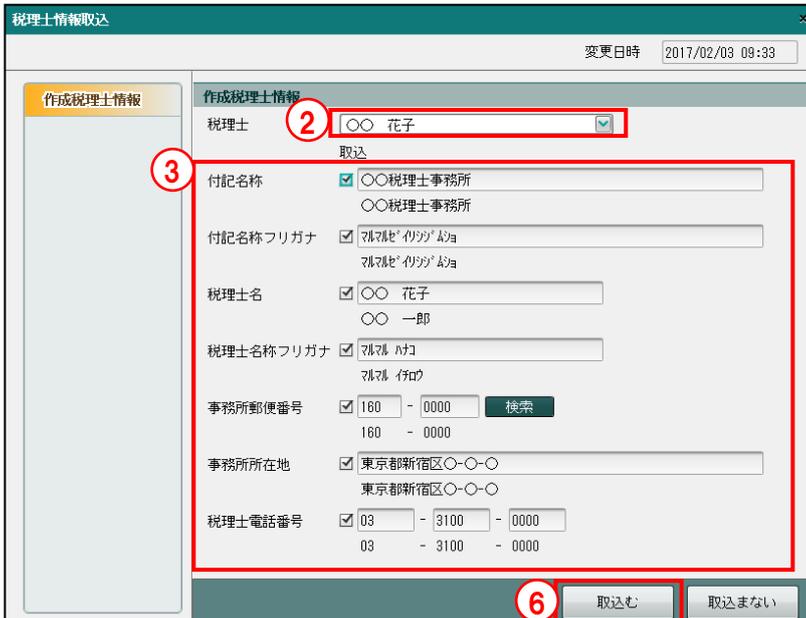
作成税理士情報

付記名称  付記名称  
税理士署名押印の付記名称を設定します。

フリガナ 〇〇税理士事務所  
税理士名 〇〇 一郎  
フリガナ 〇〇 一郎  
事務所郵便番号 160 - 0000 検索  
事務所所在地 東京都新宿区〇-〇-〇  
電話番号 03 - 3100 - 0000  
 税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

更新 キャンセル

- 手順** ① [税理士情報取込] ボタンをクリックします。
- ② ≪税理士情報取込≫画面で、取り込みを行う税理士をリストから選択します。



税理士情報取込 変更日時 2017/02/03 09:33

作成税理士情報

作成税理士情報

税理士 **2**

取込

**3** 付記名称  〇〇税理士事務所  
〇〇税理士事務所

付記名称フリガナ  〇〇税理士事務所  
〇〇税理士事務所

税理士名  〇〇 花子  
〇〇 一郎

税理士名称フリガナ  〇〇 花子  
〇〇 一郎

事務所郵便番号  160 - 0000 検索  
160 - 0000

事務所所在地  東京都新宿区〇-〇-〇  
東京都新宿区〇-〇-〇

税理士電話番号  03 - 3100 - 0000  
03 - 3100 - 0000

**6** 取込む 取込まない

- ③ 選択した税理士の情報が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』>『ユーザー情報情報』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』> [作成税理士情報] タブで登録済みの内容が表示されます。
- ④ すべての項目にチェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ⑤ 取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『ユーザー情報登録』には反映されません。
- ⑥ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑦ 取り込まれた内容が [作成税理士情報] タブに表示されます。

決算専用業務 > 消費税基本情報

事業者 情報取込 税理士 情報取込

基本情報  
申告情報  
還付金融機関等  
作成税理士情報

金融機関名  
本店名  
預金種類 預金名  
口座番号

作成税理士情報

付記名称  
フリガナ  
税理士名  
フリガナ  
事務所郵便番号  
事務所所在地  
電話番号

付記名称  
税理士署名押印の付記名称を設定します。

更新 キャンセル

- ⑧ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。



# 3

## 消費税申告書を作成する

- 3.1 消費税申告書の流れ（詳細）
- 3.2 消費税計算情報
- 3.3 申告書選択
- 3.4 基礎金額登録
- 3.5 申告書・付表
- 3.6 入力検証
- 3.7 入力完了
- 3.8 印刷

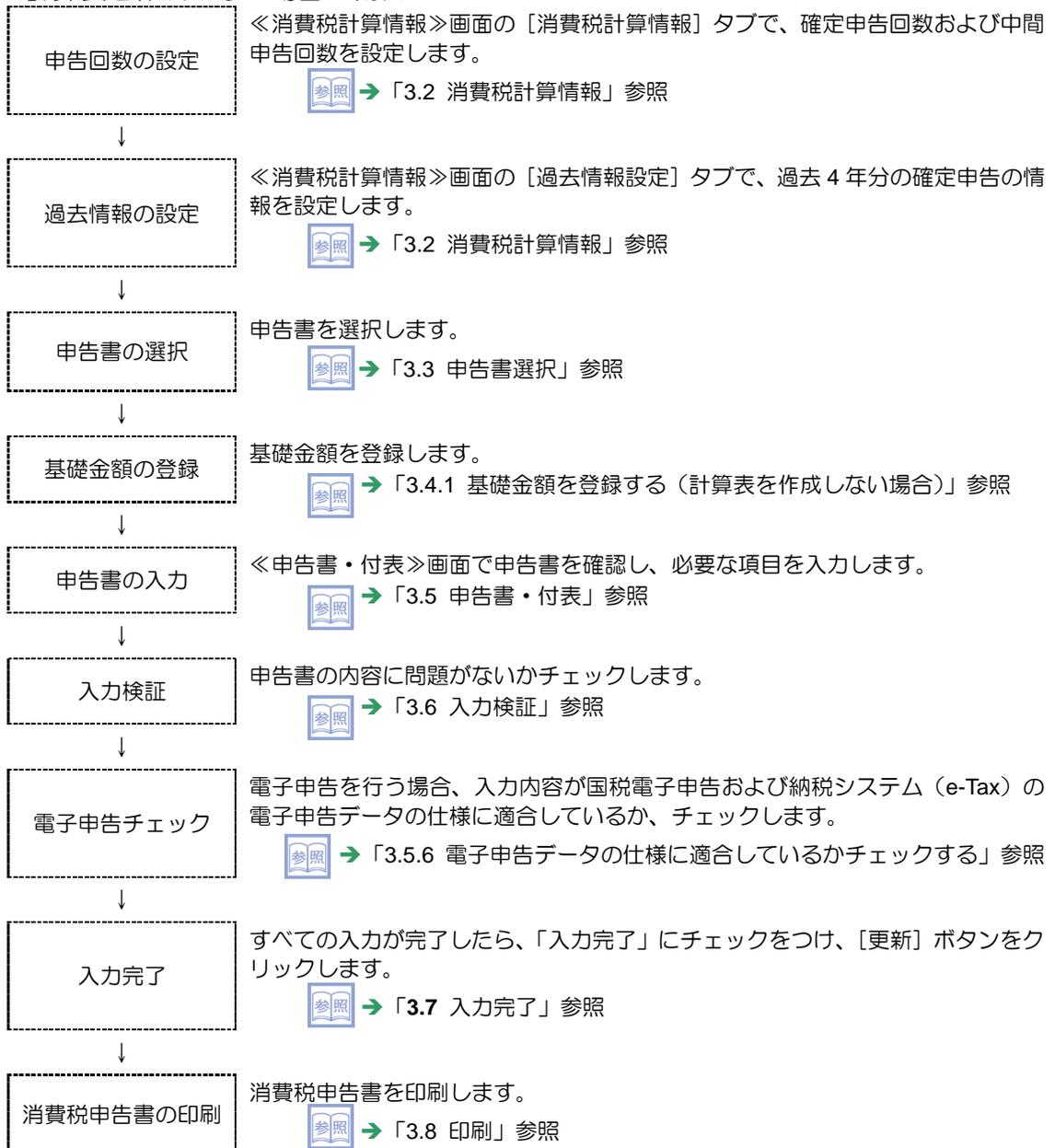
## 3 消費税申告書を作成する

「原則課税」または「簡易課税」を選択して申告書を作成します。作成した申告書および付表は消費税申告書として出力することができます。中間申告が必要な場合は、予定申告による中間申告書を作成することができます。

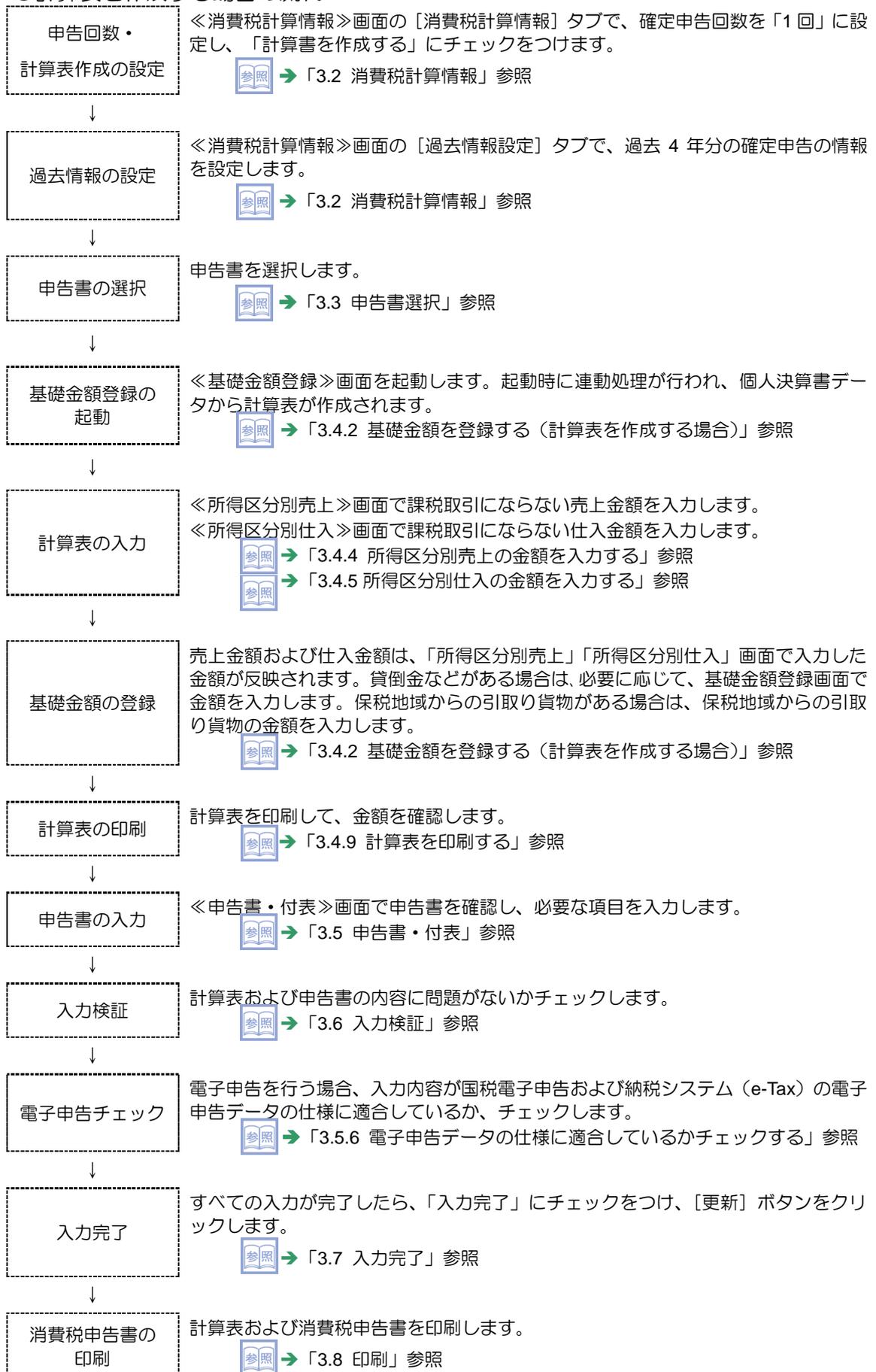
### 3.1 消費税申告書作成の流れ（詳細）

消費税申告書作成から印刷までの流れは次のとおりです。

#### ● 計算表を作成しない場合の流れ



### ●計算表を作成する場合の流れ



## 3.2 消費税計算情報

消費税計算情報および過去情報を設定します。

《原則課税の場合》

The screenshot shows the 'Net Accounting' (ネットの記帳) software interface. The top navigation bar includes '決算専用業務' (Taxation Special Business) and '消費税申告書' (Consumption Tax Declaration). The main content area is titled '消費税計算情報' (Consumption Tax Calculation Information) and contains several sections for setting tax calculation parameters. The right-hand sidebar has labels for 'アクティブメニュー' (Active Menu), 'アプリケーションツールバー' (Application Toolbar), 'ナビメニュー' (Navigation Menu), 'タブメニュー' (Tab Menu), and '消費税計算情報設定エリア' (Consumption Tax Calculation Information Setting Area).

アクティブメニュー

アプリケーションツールバー

ナビメニュー

タブメニュー

消費税計算情報設定エリア

[アクティブメニュー]

- ・ 現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・ 操作可能なボタンが表示されます。

**自動設定**

- ・ 前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する場合にクリックします。

[ナビメニュー]

- ・ ナビメニューの順に入力を進めます。

[タブメニュー]

- ・ 各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

[消費税計算情報設定エリア]

- ・ 項目の入力を行います。

### 3.2.1 消費税計算情報を設定する

『決算専用業務』 > 『消費税計算情報』

消費税計算情報および過去情報の設定手順について説明します。



#### 【消費税計算情報】タブ画面の自動表示について

個人で確定申告書が未作成の場合、メニューから『消費税申告書』を起動すると、[消費税計算情報] タブが自動で表示されます。



- ① [消費税計算情報] ナビメニューをクリックします。
- ② [消費税計算情報] タブまたは [過去情報設定] タブを選択します。
  - 「3.2.1.1 [消費税計算情報] タブ」参照
  - 「3.2.1.2 [過去情報設定] タブ」参照
- ③必要に応じて、入力エリアの内容を設定します。

## 3.2.1.1 [消費税計算情報] タブ

『決算専用業務』 &gt; 『消費税計算情報』 &gt; 『消費税計算情報』

[消費税計算情報] タブの詳細について説明します。

The screenshot shows the '消費税計算情報' (Consumption Tax Calculation Information) tab selected. The interface includes a navigation bar with '消費税計算情報' and '過去情報設定'. Below this, there are several sections with radio buttons and checkboxes for configuration:

- 消費税区分**:  原則課税,  簡易課税
- 税処理区分**:  税込処理,  税抜処理
- 外税売上の税額計算区分**:  期間方式,  積上方式
- 仕入の税額計算区分**:  期間方式,  積上方式
- 控除税額の計算区分**:  個別対応方式,  一括比例配分方式
- 税務署長承認課税割合**: (分子) , (分母)
- 確定申告回数**:  年1回,  年4回(3か月),  年12回(1か月),  計算表を作成する
- 中間申告回数**:  なし,  年1回(6か月),  年3回(3か月),  年11回(1か月),  任意(年1回)

## [消費税区分]

- 原則課税・簡易課税が表示されます。

## [税処理区分]

- 税込処理・税抜処理が表示されます。

## [外税売上の税額計算区分]

- 「期間方式」「積上方式」から選択します。積上方式は「課税標準額に対する消費税額の特例の適用」をする場合に選択します。

**期間方式**

入力された税抜金額と消費税額から税込金額を求め、課税標準額を計算します。

**積上方式**

入力された税抜金額と消費税額をそのまま申告書に反映します。

## [仕入の税額計算区分]

- 「期間方式」「積上方式」から選択します。

**期間方式**

入力された税抜金額と消費税額から税込金額を求め、控除対象仕入税額を計算します。

**積上方式**

入力された税抜金額と消費税額をそのまま使用し、控除対象仕入税額を計算します。

## [控除税額の計算区分]

- 「個別対応方式」「一括比例配分方式」から選択します。

[税務署長承認課税割合（分子／分母）]

- 分子、分母とも 12 桁以内で入力します。
- 「控除税額の計算方法」で「個別対応方式」を選択し、課税売上割合の代わりに税務署長承認課税割合を使用する場合に、その計算データを登録します。所轄税務署長に課税割合を認められた場合のみ入力します。

[簡便法計算区分]

- 簡易課税で簡便法の計算をする場合にチェックをつけます。
- 「消費税区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。



→「3.5.1.5 簡便法の計算について」参照

[確定申告回数]

- 「年 1 回」「年 4 回（3 か月）」「年 12 回（1 か月）」から選択します。

[計算表を作成する]

- 会計期間の開始が平成 30 年 1 月 1 日以降の事業者で、税額計算で期間方式を採用し、確定申告回数が「年 1 回」の場合、にチェックをつけることができます。



→「3.2.1.5 「計算表を作成する」のチェックについて」参照

[中間申告回数]

- 「なし」「年 1 回（6 か月）」「年 3 回（3 か月）」「年 11 回（1 か月）」から選択します。
- 確定申告回数が「年 1 回」の場合のみ設定することができます。
- 「なし」以外を選択した場合は、[申告書選択] ナビメニューで「中間申告書」が表示されます。

[任意（年 1 回）]

- 任意で中間申告をする場合に選択します。「中間申告回数」で「なし」を選択した場合のみチェックをつけることができます。
- 任意（年 1 回）にチェックをつけた場合は、[自動設定] ボタンは使用できません。



**任意の中間申告制度**

任意の中間申告制度とは、前課税期間の消費税額（地方消費税額を含まない）が 48 万円以下でも中間申告書を提出できる制度です。

任意の中間申告制度は個人の場合、平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する課税期間より適用されます。

[簡易課税基準業種]

- 《基礎金額登録》画面の売上金額には、《所得区分別売上》画面で入力した金額が反映されます。《所得区分別売上》画面の売上金額に反映する業種（第一種～第六種）を指定します。
- 初期値は「第四種」です。
- 「消費税区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。

●売上金額の反映先

所得区分タブ	業種
一般	[簡易課税業種] で指定した業種
農業	第三種
不動産	第六種
雑所得	[簡易課税業種] で指定した業種
業務用固定資産	第四種

## 3.2.1.2 [過去情報設定] タブ

『決算専用業務』 &gt; 『消費税計算情報』 &gt; 『過去情報設定』

[過去情報設定] タブの詳細について説明します。過去情報には、過去4年分の確定申告の金額が表示されます。

『消費税申告書』を初めて使用する場合は、前々期および前期の過去情報を入力します。次年度以降は『決算更新』を実行すると、今期の金額が前期欄に前期の金額が前々期欄にと繰り越されるため、入力の必要はありません。

今期の確定申告の金額は、「入力完了」にチェックをつけて[更新] ボタンをクリックすると反映されます。

課税期間	今 期		前 期		前々期		3 期 前		4 期 前	
	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至
消費税計算										
課税売上高（課税売上割合の分子）	上期		25,000,000		22,000,000					
※消費税申告書の15	年間		50,000,000		50,000,000					
非課税資産の輸出等の金額										
基準期間の課税売上高			50,000,000		50,000,000					
課税売上高 - 非課税資産の輸出等の金額										
資産の譲渡等の対価の額（課税売上割合分母）										
※原則課税の消費税申告書16										
納税消費税額										
納税消費税額（内国税分）										

【今期欄について】  
今期の確定申告の金額は、入力完了画面で入力完了状態にすることで反映されます。

[過去情報設定] タブの詳細について説明します。

## [課税期間]

- 会計期間が表示されます。

## [消費税計算]

- 「なし」「簡易課税」「原則課税」「免税」から選択します。
- 今期欄には[消費税計算情報] タブの「消費税区分」が表示されます。

## [課税売上高（課税売上割合の分子）上期]（前期）

- 上期（課税期間の開始から6か月間）の課税売上高を入力します。

## [課税売上高（課税売上割合の分子）年間]（前々期・前期）

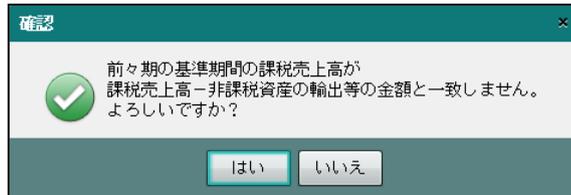
- 前々期、前期の消費税申告書（一般用）における⑮「課税資産の譲渡等の対価の額」または、前々期、前期の消費税申告書（簡易課税用）における⑮「この課税期間の課税売上高」の金額を入力します。

## [非課税資産の輸出等の金額]

- 「非課税資産の輸出等の金額」を入力します。

[基準期間の課税売上高] (前々期・前期)

- 「基準期間の課税売上高」には、「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」から「非課税資産の輸出等の金額」を差し引いた金額を入力します。
- 「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」または、「非課税資産の輸出等の金額」を入力すると、「基準期間の課税売上高」を自動で計算します。  
ただし、課税期間が1年に満たない場合は自動計算されません。
- 「基準期間の課税売上高」の金額が自動計算の結果と一致していない場合は、次の確認メッセージが表示されます。



- 前々期の「基準期間の課税売上高」は、当期の消費税申告書（一般用）の「基準期間の課税売上高」または、消費税申告書（簡易課税用）の⑯「基準期間の課税売上高」に印刷されます。

[資産の譲渡等の対価の額] (前々期・前期)

- 前々期および前期の消費税申告書（一般用）における⑯「資産の譲渡等の対価の額」を入力します。
- 「簡易課税」を選択している場合、登録する必要はありません。

[納税消費税額] (前期)

- 前期の納税消費税額を入力します。

[納税消費税額 (内国税分)] (前期)

- 前期の納税消費税額のうち、国税分を入力します。
- 当期の中間申告書の「前課税期間の消費税額」として使用されます。

## 3.2.1.3 中間申告回数を自動設定する

『決算専用業務』 &gt; 『消費税計算情報』 &gt; 『自動設定』

前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する手順について説明します。

The screenshot shows the 'Net Accounting' (ネットの記帳) software interface. At the top, there's a header with '事業者選択 コード:1000001' and 'ようこそ ○○ 木部 様 | ログアウト'. Below that, it says '○○木部 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)'. The main menu includes '商工会業務' and '決算専用業務'. A red circle with the number '1' highlights the '自動設定' (Automatic Setting) button. Below the menu, there's a progress bar with '消費税計算情報' selected. The main content area is titled '消費税計算情報' and '過去情報設定'. It contains several radio button options for tax calculation methods. At the bottom, there's a section for '確定申告回数' (Final Declaration Frequency) and '中間申告回数' (Intermediate Declaration Frequency). A red circle with the number '3' highlights the 'なし' (None) option for '中間申告回数'.



① [自動設定] ボタンをクリックします。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

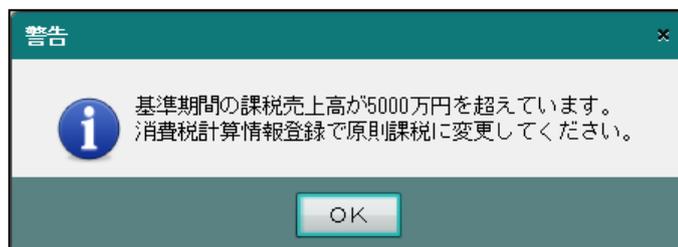
The dialog box has a title bar '確認' (Confirmation) and a close button 'x'. It contains a green checkmark icon and the text: '申告区分明細の再生成を行います。申告データがすべて削除されますがよろしいですか?' (We will regenerate the declaration category details. Are you sure you want to delete all declaration data?). At the bottom, there are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). The 'はい' button is highlighted with a red box.

③前期の国税納付額に応じて、「中間申告回数」が設定されます。

#### 3.2.1.4 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合

「簡易課税」を選択している場合、前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えていると、ナビメニューの切り替え時、タブの切り替え時または [×] ボタンをクリックした時に次の警告メッセージが表示されます。

[消費税計算情報] タブの「消費税区分」を「原則課税」に変更します。



3.2.1.5 「計算表を作成する」のチェックについて

消費税申告書の金額計算の流れを確認するための計算表を作成できる条件および「計算表を作成する」のチェックに関連する確認メッセージについて説明します。



● 計算表を作成できる条件

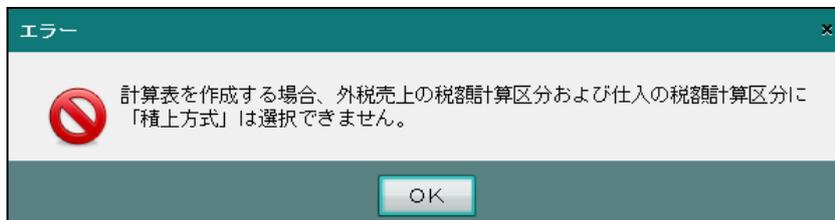
- ・次の条件に該当する場合に、「計算表を作成する」にチェックをつけることができます。

外税売上の税額計算区分	期間方式
仕入の税額計算区分	期間方式
確定申告回数	年1回
入力完了	未完了

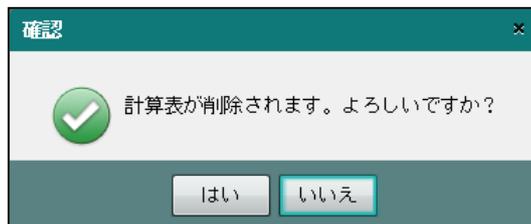
- ・初期表示では、「計算表を作成する」にチェックはついておりません。

● 売上または仕入の税額計算区分を変更した場合に表示されるメッセージ

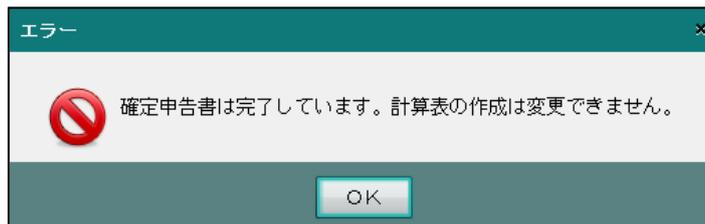
- ・「計算表を作成する」にチェックをつけた状態で、「期間方式」から「積上方式」に変更すると、次のメッセージが表示され、更新できません。



- 「計算表を作成する」のチェックを変更する場合に表示されるメッセージ
  - ・ 「入力完了」前にチェックを外すと、次のメッセージが表示されます。計算表を削除する場合、[はい] をクリックします。



- ・ 「入力完了」後にチェックを外すと、次のメッセージが表示され、更新できません。
- ・ 「入力完了」後にチェックをつけると、次のメッセージが表示され、更新できません。



## 3.3 申告書選択

申告書を選択して、申告書の入力を行います。

The screenshot shows the 'Net Accounting' (ネットの記帳) web application interface. The top navigation bar includes the 'Active Menu' (アクティブメニュー) and 'Navigation Menu' (ナビメニュー). The 'Tab Menu' (タブメニュー) is set to 'Tax Return Selection' (申告書選択). The main 'Tax Return Selection Area' (申告書表示エリア) displays a table of tax returns for the current period (平成30年1月1日 ~ 平成30年12月31日). The table has columns for 'NO', '申告区分' (Tax Return Category), '申告書名称' (Tax Return Name), '自' (From), '至' (To), and '完了' (Completed). A 'Select' (選択) button is located at the bottom right of the table.

NO	申告区分	申告書名称	自	至	完了
1	確定申告	確定申告 1回目	平成30年1月1日	平成30年12月31日	

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[ナビメニュー]

- ・入力するメニューを選択します。

[タブメニュー]

- ・各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

[申告書選択エリア]

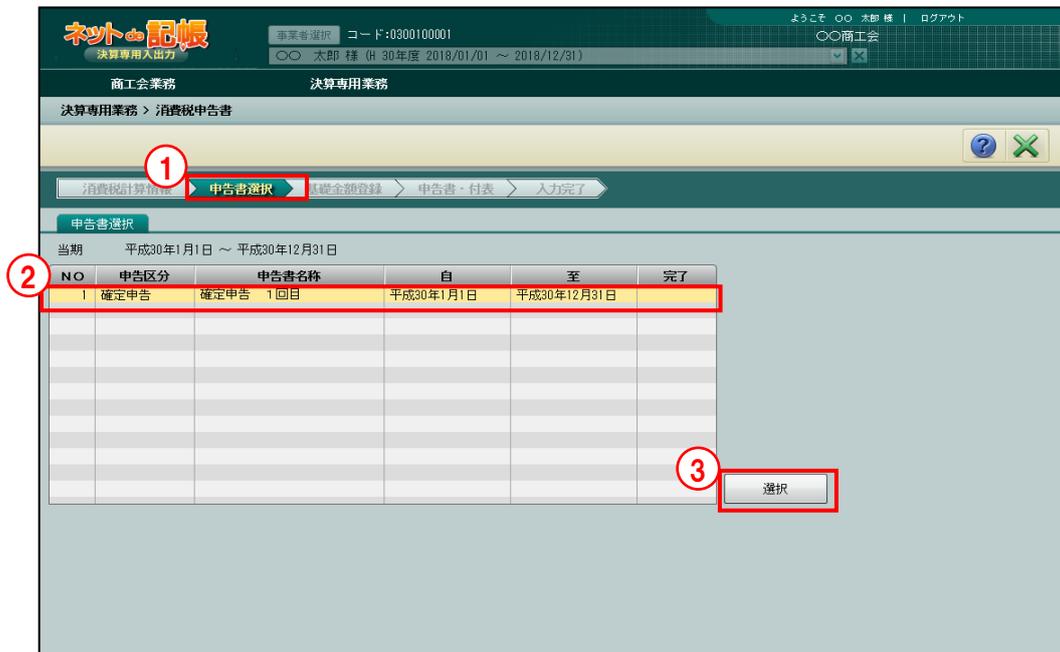
- ・入力可能な申告書が表示されます。

[選択] ボタン

- ・クリックして、選択した申告書の入力を行います。

### 3.3.1 申告書を選択する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』  
中間申告書または確定申告書の作成手順について説明します。



- 手順**
- ① [申告書選択] ナビメニューをクリックします。
  - ② 作成または確認を行う申告書を選択します。
  - ③ [選択] ボタンをクリックします。

 → 「3.3.1.1 申告書選択時に表示されるメッセージ」参照

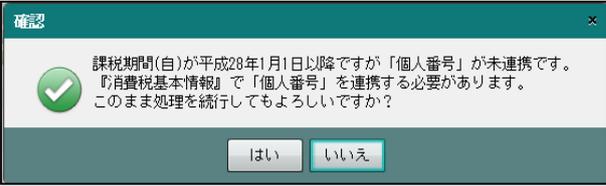
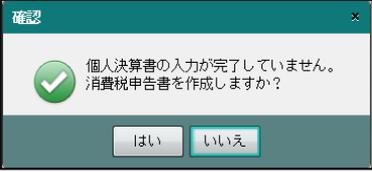
- ④ <<基礎金額登録>>画面が表示されます。続けて、基礎金額の登録を行います。

 → 「3.4 基礎金額登録」参照

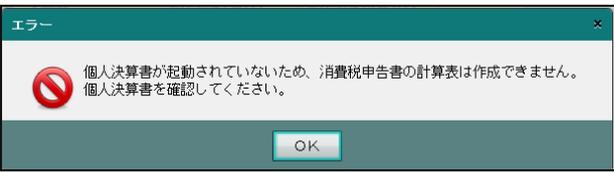
## 3.3.1.1 申告書選択時に表示されるメッセージ

申告書を選択し、[選択] ボタンをクリックした際に表示される確認メッセージおよびエラーメッセージについて説明します。メッセージごとの原因および対処方法については、下記表を参照してください。

## ●確認メッセージ

メッセージ	原因	対処方法
	「消費税基本情報」の個人番号が未入力です。	●消費税申告書に個人番号を出力する場合 [いいえ] ボタンをクリックします。『決算専用業務』>『消費税基本情報』で個人番号を連携をします。
	個人決算書がすべて完了済みになっていません。	[いいえ] をクリックし、『個人決算書』のすべての業種を入力完了済みにします。

## ●エラーメッセージ

メッセージ	原因	対処方法
	簡易課税が選択されており、基準期間の課税売上高が5000万円を超えています。	『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。 3.1.2.4 に記載あり。
	他のユーザーが同一事業者の個人決算書を起動中です。	『個人決算書』を終了します。
	個人決算書が一度も起動されていません。	『個人決算書』を起動します。

## 3.4 基礎金額登録

基礎金額は、消費税申告書の計算の基礎となる金額です。計算表を作成しない場合、手入力します。計算表を作成する場合、『基礎金額登録』を起動すると、個人決算書からデータが連動され、計算表および基礎金額が作成されます。

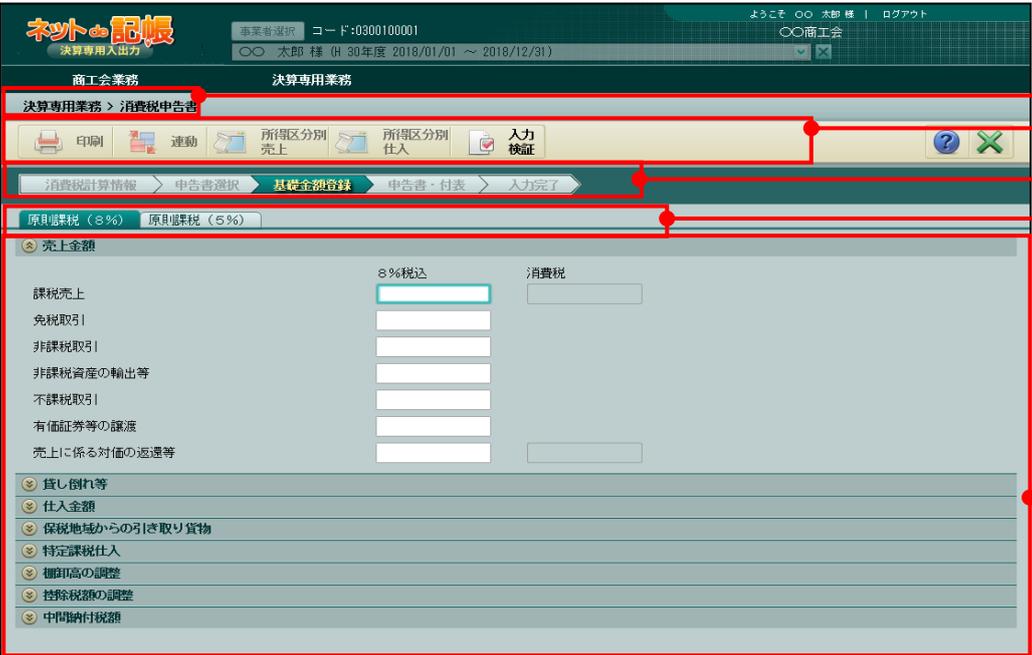
 [計算表の入力について](#)→

「3.4.4 所得区分別売上の金額を入力する」参照

「3.4.5 所得区分別仕入の金額を入力する」参照

 [個人決算書連動について](#)→「3.4.8 計算表の連動について」参照

[原則課税 計算表を作成しない場合]



[アクティブメニュー]

- ・ 現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・ 操作可能なボタンが表示されます。

[印刷] ボタン

- ・ 計算表を印刷します。
- ・ 計算書を作成しない個人の場合は、表示されません。

 →「3.4.9 計算表を印刷する」参照

[連動] ボタン

- ・ 個人決算書から計算表および基礎金額を再作成する場合にクリックします。

 →「3.4.3 個人決算書データを連動する」参照

[所得区分別売上] ボタン

- ・ 計算書を作成する場合、計算表の金額を確認します。
- ・ 入力した金額は、基礎金額に反映されます。

 →「3.4.4 所得区分別売上の金額を入力する」参照

#### [所得区分別仕入] ボタン

- 原則課税で計算表を作成する場合、計算表の金額を確認します。
- 入力した金額は、基礎金額に反映されます。



→ 「3.4.5 所得区分別仕入の金額を入力する」参照

#### [入力検証] ボタン

- 基礎金額および計算表の内容に問題がないか確認します。



→ 「3.6 入力検証」参照

#### [ナビメニュー]

- 入力するメニューを選択します。

#### [タブメニュー]

- 各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

#### [最終連動日時]

- 計算表を作成する場合、最終の連動日時が表示されます。

#### [基礎金額表示エリア]

- 個人決算書から連動された基礎金額が表示されます。

### 3.4.1 基礎金額を登録する（計算表を作成しない場合）

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』  
基礎金額を入力する手順について説明します。

	8%税込	消費税
課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税取引	<input type="text"/>	
非課税取引	<input type="text"/>	
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>	
不課税取引	<input type="text"/>	
有価証券等の譲渡	<input type="text"/>	
売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>

原則課税の場合



① <<基礎金額登録>>ナビメニューをクリックします。

② 必要に応じて、各タブで金額を入力します。



➔ 「3.4.1.1 基礎金額登録画面の詳細説明」参照

➔ 「3.4.1.2 基礎金額登録画面の詳細説明（簡易課税）」参照

③ [申告書・付表] ナビメニューをクリックし、申告書を作成します。

3.4.1.1 基礎金額登録画面の詳細説明（原則課税）

計算表を作成しない場合の原則課税の「基礎金額登録」画面の各タブについて説明します。

● [基礎金額登録（8%）] タブ

原則課税（8%）		原則課税（5%）	
<b>売上金額</b>			
課税売上	8%税込	消費税	
免税取引			
非課税取引			
非課税資産の輸出等			
不課税取引			
有価証券等の譲渡			
売上に係る対価の返還等			
<b>貸し倒れ等</b>			
発生した貸倒金の金額	8%税込	消費税	
回収した貸倒金の金額			
<b>仕入金額</b>			
課税仕入	8%税込	消費税	
（内訳）			
課税売上のみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上のみ要するもの			
課税仕入に係る対価の返還等			
（内訳）			
課税売上のみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上のみ要するもの			
<b>保税地域からの引き取り貨物</b>			
国税分	8%税抜	消費税	
課税売上のみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上のみ要するもの			
地方税分			
課税売上のみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上のみ要するもの			
<b>特定課税仕入</b>			
特定課税仕入			
課税売上のみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上のみ要するもの			
特定課税仕入に係る対価の返還等			
課税売上のみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上のみ要するもの			
<b>棚卸高の調整</b>			
免税事業者から課税事業者、または課税事業者から免税事業者となった場合の棚卸商品等の消費税額			
課税売上のみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上のみ要するもの			
<b>控除税額の調整</b>			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整額			
調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整額			
<b>中間納付税額</b>			
中間納付税額			
中間納付譲渡調整額			

● [基礎金額登録 (5%)] タブ

原則課税 (8%)		原則課税 (5%)	
<b>売上金額</b>			
	5%税込	消費税	
課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
免税取引	<input type="text"/>		
非課税取引	<input type="text"/>		
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>		
不課税取引	<input type="text"/>		
有価証券等の譲渡	<input type="text"/>		
売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>貸し倒れ等</b>			
	5%税込	消費税	
発生した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
回収した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>仕入金額</b>			
	5%税込	消費税	
課税仕入 (内訳)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税仕入に係る対価の返還等 (内訳)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>保税地域からの引き取り貨物</b>			
国税分	5%税抜	消費税	
課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
地方税分			
課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>棚卸高の調整</b>			
免税事業者から課税事業者、または課税事業者から免税事業者となった場合の棚卸商品等の消費税額			
課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>		
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>		
非課税売上にのみ要するもの	<input type="text"/>		
<b>控除税額の調整</b>			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整額			
	<input type="text"/>		
調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整額			
	<input type="text"/>		

3.4.1.2 基礎金額登録画面の詳細説明（簡易課税）

計算表を作成しない場合の簡易課税の「基礎金額登録」画面の各タブについて説明します。

● [基礎金額登録（8%）] タブ

簡易課税（8%）		簡易課税（5%）	
<b>売上金額</b>			
		8%税抜	消費税
第1種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第2種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第3種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第4種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第5種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第6種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税取引		<input type="text"/>	
非課税取引		<input type="text"/>	
非課税資産の輸出等		<input type="text"/>	
不課税取引		<input type="text"/>	
<b>貸し倒れ等</b>			
		8%税抜	消費税
発生した貸倒金の金額		<input type="text"/>	<input type="text"/>
回収した貸倒金の金額		<input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>中間納付税額</b>			
中間納付税額		<input type="text"/>	
中間納付課税割額		<input type="text"/>	

● [基礎金額登録（5%）] タブ

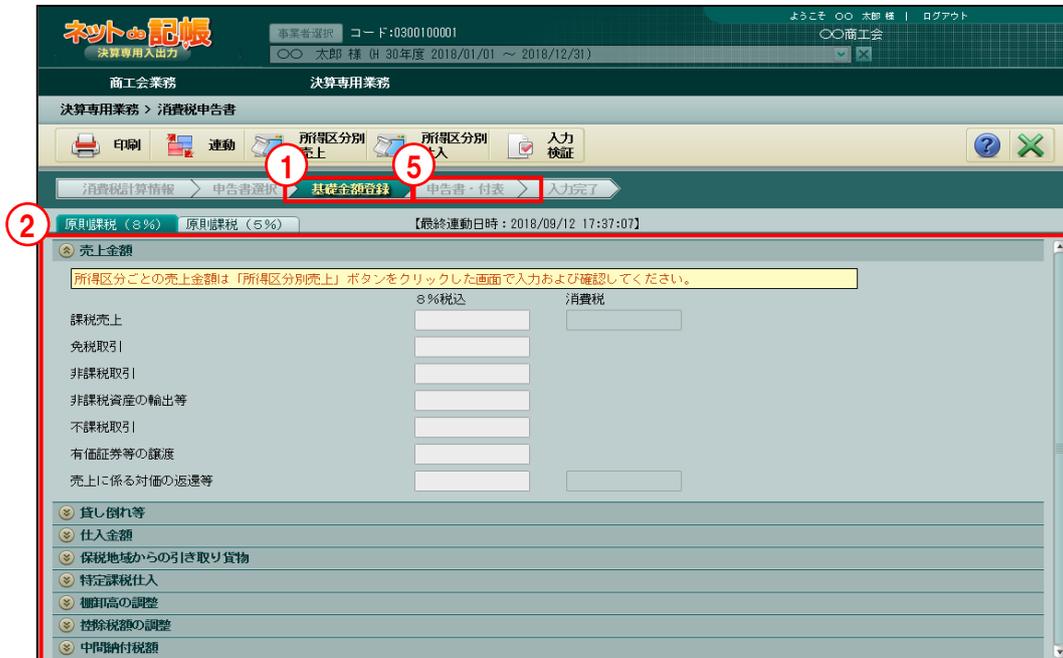
簡易課税（8%）		簡易課税（5%）	
<b>売上金額</b>			
		5%税抜	消費税
第1種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第2種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第3種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第4種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第5種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第6種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税取引		<input type="text"/>	
非課税取引		<input type="text"/>	
非課税資産の輸出等		<input type="text"/>	
不課税取引		<input type="text"/>	
<b>貸し倒れ等</b>			
		5%税抜	消費税
発生した貸倒金の金額		<input type="text"/>	<input type="text"/>
回収した貸倒金の金額		<input type="text"/>	<input type="text"/>

### 3.4.2 基礎金額を登録する（計算表を作成する場合）

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』

≪基礎金額登録≫画面を起動すると、連動処理が実行され、個人決算書データから基礎金額および計算表が作成されます。作成された基礎金額を確認する手順について説明します。

#### 原則課税の場合



① ≪基礎金額登録≫ナビメニューをクリックします。連動処理が実行されます。



起動時にメッセージが表示された場合➔

「3.4.2.1 起動時に表示されるメッセージ」参照

② [原則課税 (8%)] タブおよび [原則課税 (5%)] タブ] で連動された基礎金額を確認します。必要に応じて、金額を修正または入力します。

③ [所得区分別売上] ボタンおよび [所得区分別仕入] ボタンをクリックして、金額を確認します。必要に応じて、金額を入力します。



所得区分別売上について➔

「3.4.4 所得区分別売上の金額を入力する」参照



所得区分別仕入について➔

「3.4.5 所得区分別仕入の金額を入力する」参照

④ [入力検証] ボタンをクリックして、入力内容に問題が発生していないかを確認します。



入力検証について➔「3.6 入力検証」参照

⑤ [申告書・付表] ナビメニューをクリックし、申告書を作成します。

### 3.4.2.1 起動時に表示されるメッセージ

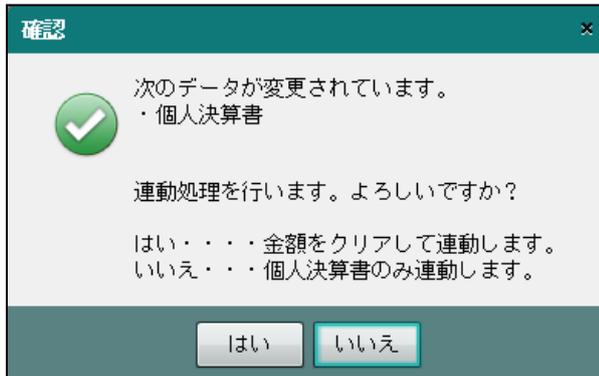
「基礎金額登録」画面を起動した際に表示される、再連動を促すメッセージについて説明します。



→ 「3.4.2 基礎金額を登録する（計算表を作成する場合）」参照

#### ●再連動が必要なとき

- 前回の連動後に「個人決算書」が変更されている場合、次のメッセージが表示されます。



- 「所得区分別売上」および「所得区分別仕入」画面で手入力した金額をクリアして連動する場合、「はい」ボタンをクリックします。
- 「所得区分別売上」および「所得区分別仕入」画面で手入力した金額をクリアせずに連動する場合、「いいえ」ボタンをクリックします。

### 3.4.2.2 基礎金額登録画面の詳細説明（原則課税）

計算表を作成する場合の原則課税の《基礎金額登録》画面の各タブについて説明します。背景色が灰色の欄は、《所得区分別売上》または《所得区分別仕入》画面で入力した金額が反映されます。背景色が白色の欄は、手入力することができます。

#### ● [原則課税（8%）] タブ

原則課税（8%）		原則課税（5%）	
<b>売上金額</b>			
所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。			
	8%税込	消費税	
課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
免税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
不課税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
有価証券等の譲渡	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>貸し倒れ等</b>			
	8%税込	消費税	
発生した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
回収した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>仕入金額</b>			
所得区分ごとの仕入金額は「所得区分別仕入」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。			
	8%税込	消費税	
課税仕入 (内訳)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税仕入に係る対価の返還等 (内訳)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>保税地域からの引き取り貨物</b>			
国税分	8%税抜	消費税	
課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
地方税分			
課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>特定課税仕入</b>			
特定課税仕入			
課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
特定課税仕入に係る対価の返還等			
課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>棚卸高の調整</b>			
免税事業者から課税事業者、または課税事業者から免税事業者となった場合の棚卸商品等の消費税額			
課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
非課税売上のみ要するもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>控除税額の調整</b>			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<b>中間納付税額</b>			
中間納付税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
中間納付課渡割額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

● [原則課税 (5%)] タブ

原則課税 (8%)		原則課税 (5%)	
<b>売上金額</b>			
所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。			
課税売上	5%税込	消費税	
免税取引			
非課税取引			
非課税資産の輸出等			
不課税取引			
有価証券等の譲渡			
売上に係る対価の返還等			
<b>貸し倒れ等</b>			
発生した貸倒金の金額	5%税込	消費税	
回収した貸倒金の金額			
<b>仕入金額</b>			
所得区分ごとの仕入金額は「所得区分別仕入」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。			
課税仕入 (内訳)	5%税込	消費税	
課税売上にのみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上にのみ要するもの			
課税仕入に係る対価の返還等 (内訳)			
課税売上にのみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上にのみ要するもの			
<b>保税地域からの引き取り貨物</b>			
国税分	5%税抜	消費税	
課税売上にのみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上にのみ要するもの			
地方税分			
課税売上にのみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上にのみ要するもの			
<b>棚卸高の調整</b>			
免税事業者から課税事業者、または課税事業者から免税事業者となった場合の棚卸商品等の消費税額			
課税売上にのみ要するもの			
課税売上と非課税売上に共通して要するもの			
非課税売上にのみ要するもの			
<b>控除税額の調整</b>			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整額			
調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整額			

### 3.4.2.3 基礎金額登録画面の詳細説明（簡易課税）

計算表を作成する場合の簡易課税の「基礎金額登録」画面の各タブについて説明します。背景色が灰色の欄は、「所得区分別売上」で入力した金額が反映されます。背景色が白色の欄は、手入力することができます。

#### ● [簡易課税（8%）] タブ

簡易課税（8%）		簡易課税（5%）	
<b>売上金額</b> 所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。			
		8%税込	消費税
第1種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第2種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第3種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第4種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第5種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第6種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	免税取引	<input type="text"/>	
	非課税取引	<input type="text"/>	
	非課税資産の輸出等	<input type="text"/>	
	不課税取引	<input type="text"/>	
<b>貸し倒れ等</b>			
		8%税込	消費税
	発生した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	回収した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>中間納付税額</b>			
	中間納付税額	<input type="text"/>	
	中間納付繰渡割額	<input type="text"/>	

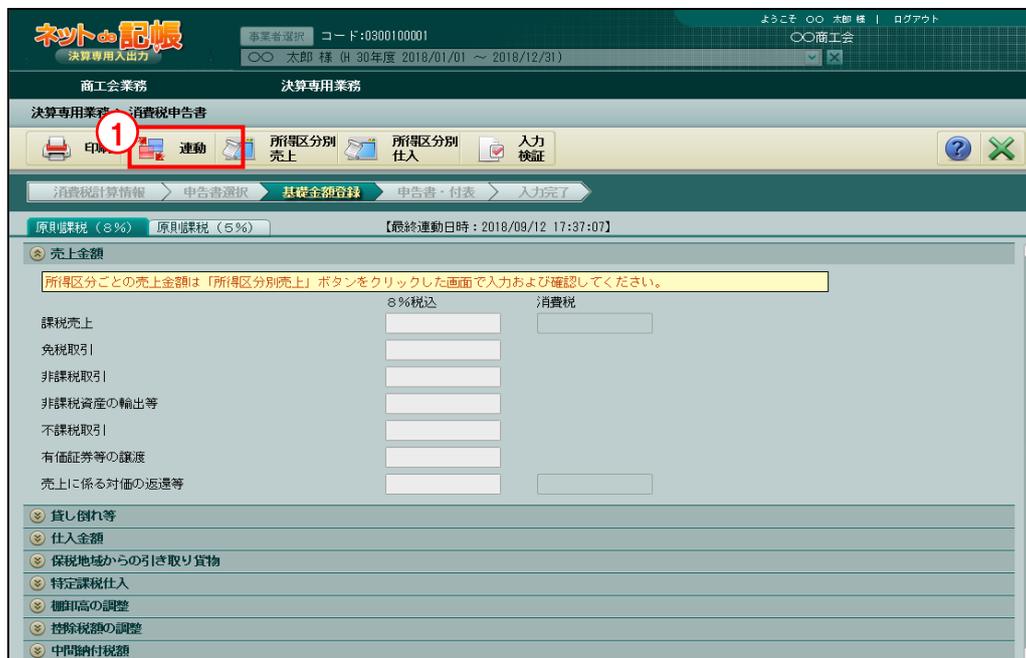
#### ● [簡易課税（5%）] タブ

簡易課税（8%）		簡易課税（5%）	
<b>売上金額</b> 所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。			
		5%税込	消費税
第1種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第2種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第3種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第4種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第5種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
第6種事業	課税売上	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	免税取引	<input type="text"/>	
	非課税取引	<input type="text"/>	
	非課税資産の輸出等	<input type="text"/>	
	不課税取引	<input type="text"/>	
<b>貸し倒れ等</b>			
		5%税込	消費税
	発生した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	回収した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>

## 3.4.3 個人決算書データを連動する

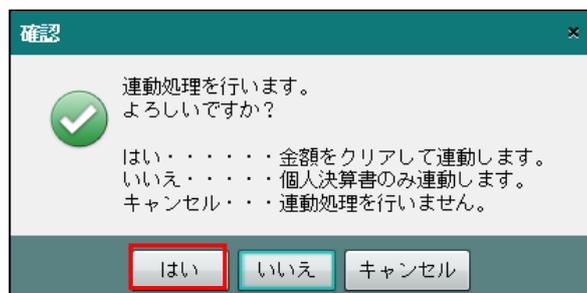
『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『連動』

個人決算書データを手動で連動する手順について説明します。「連動」を実行すると、計算表および基礎金額が再作成されますが、≪所得区分別売上≫および≪所得区分別仕入≫画面で「強制入力」した値は、強制入力を解除しない限り、連動されません。



① [連動] ボタンをクリックします。

②確認メッセージが表示されます。[はい] または [いいえ] ボタンをクリックします。



はい

- ≪所得区分別売上≫および≪所得区分別仕入≫画面で手入力した金額をクリアして連動します。

いいえ

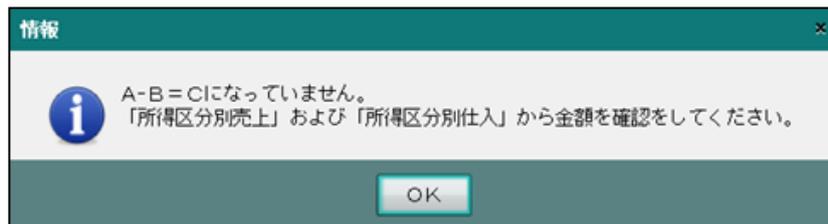
- ≪所得区分別売上≫および≪所得区分別仕入≫画面で手入力した金額をクリアせずに連動します。

### 3.4.3.1 連動後に表示されるメッセージ（計算表を作成する場合）

初回および再連動処理を実行後に続いて表示されるメッセージについて説明します。計算表に強制入力がある場合、連動時に強制入力分を含めて、(A) 欄－(B) 欄＝(C) 欄を再計算するため、不一致にはなりません。

●計算表の(A) 欄－(B) 欄＝(C) 欄にならない行がある場合

- 次の条件に該当した場合、確認メッセージが表示されます。
  - (A) 決算額の全額が (B) 課税取引にならないものであるが、(B) 欄に金額が入力されていない。



- <<所得区分別仕入>>画面で、背景色が黄色の項目を確認します。

決算専用業務 > 消費税申告書 > 所得区分別仕入

入力モード 強制解除

一般 農業 不動産 雑所得 業務用固定資産

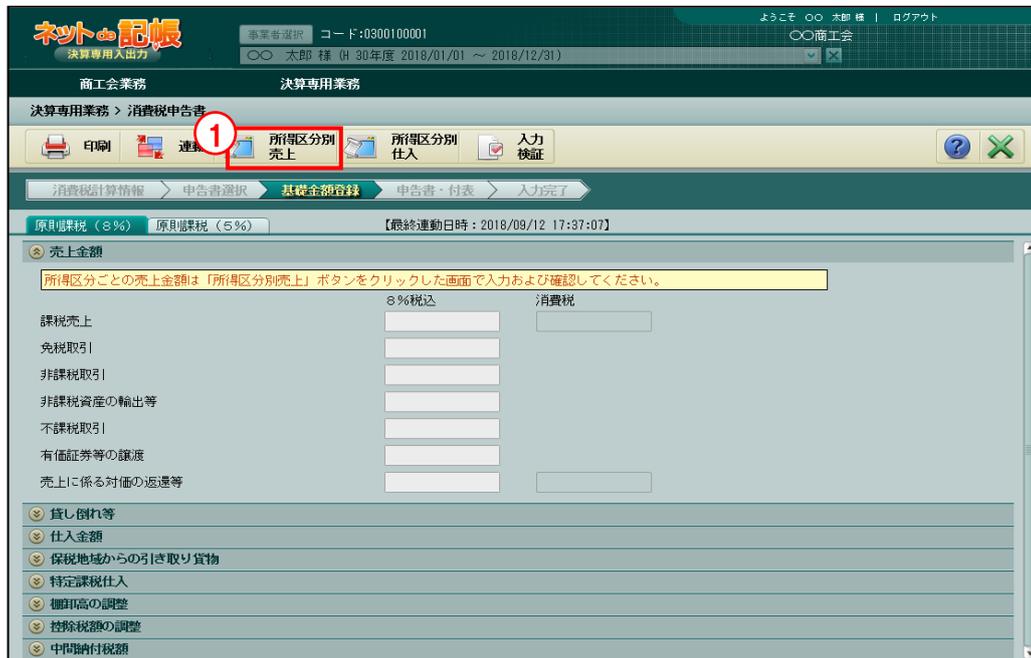
科目	A 決算額	B 課税取引にならないもの	C (A-B) 課税取引金額	D 税率4%適用分	E 税率6.3%適用分
売上(収入)金額	8,733,000		8,733,000		8,733,000
期首商品棚卸高					
仕入金額	5,020,000		5,020,000		5,020,000
小計	5,020,000				
期末商品棚卸高					
差引原価	5,020,000				
差引金額	3,713,000				
租税公課	8,000		8,000		8,000
荷造運賃					
水道光熱費	123,000		123,000		123,000
旅費交通費					
通信費					
広告宣伝費	300,000		300,000		300,000
接待交際費	100,000		100,000		100,000
経 損保保険料	50,000				
修繕費					

仕入に係る課税取引金額 消費税 仕入に係る対価の返還等 消費税

税率6.3%適用分	5,551,000		税率6.3%適用分	
税率4%適用分			税率4%適用分	

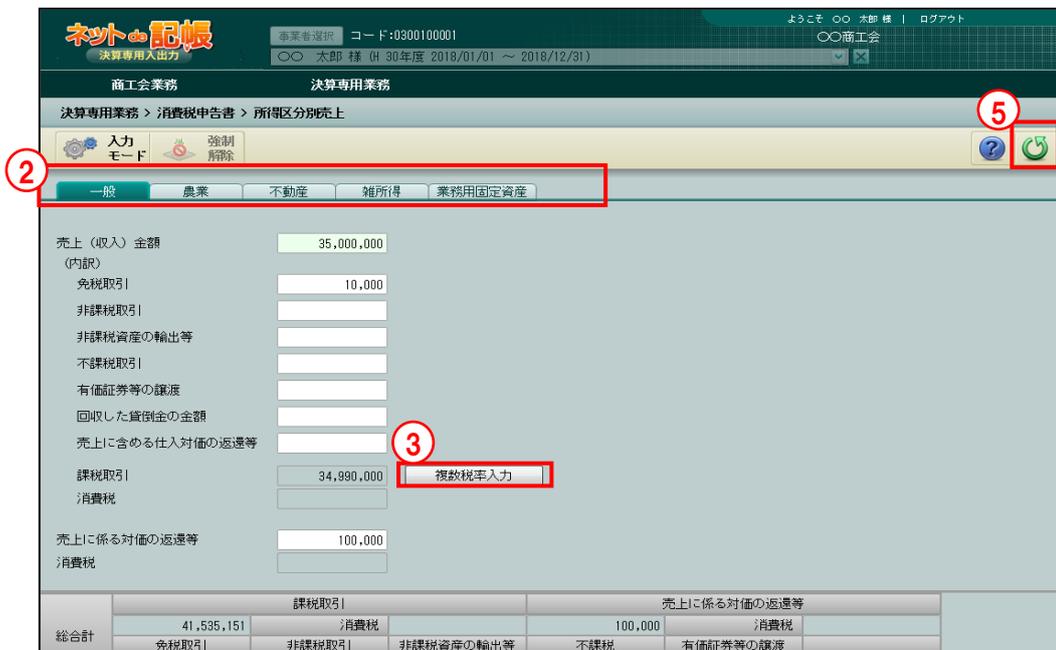
### 3.4.4 所得区分別売上の金額を入力する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『所得区分別売上』  
計算表の所得区分ごとの売上金額を入力する手順について説明します。



**手順** ① [所得区分別売上] ボタンをクリックします。

②各所得のタブをクリックし、必要に応じて金額を入力します。背景色が緑色の欄を修正する場合は、強制入力で金額を修正します。



[参照](#) 強制入力について → 「3.4.6 強制入力で金額を修正する」参照

[参照](#) 強制入力の解除について → 「3.4.7 強制入力した金額を解除する」参照

- ③旧税率分の金額を入力する場合は、[複数税率入力] ボタンをクリックします。
- ④旧税率分の金額を入力し、[更新] ボタンをクリックします。

	合計	うち税率4%適用分	うち税率6.3%適用分
課税取引	34,990,000		34,990,000
消費税			
売上に係る対価の返還等	100,000		100,000
消費税			

- ⑤<<所得区分別売上>>画面に戻ります。[戻る] ボタンをクリックします。<<所得区分別売上>>画面で入力を行った場合、[戻る] ボタンをクリック後に次のメッセージが表示されます。

情報

計算表の金額を基礎金額に反映します。

6 OK

- ⑥ [OK] ボタンをクリックします。<<基礎金額登録>>画面に戻ります。

3.4.4.1 「所得区分別売上」各タブの詳細説明

所得区分別売上の各タブの詳細について説明します。背景色が緑色の欄は連動項目のため、入力モードが「通常入力」の場合は修正できません。背景色が白色の欄は、手入力することができます。各タブで [複数税率入力] ボタンをクリックすると、旧税率で入力することができます。

● [一般] タブ

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

● [農業] タブ

事業消費の「課税取引」+家事消費+未成熟果実収入

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

複数税率入力 - 農業

強制解除

課税取引

	合計	うち税率4%適用分	うち税率8.3%適用分
販売金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業消費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
家事消費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
未成熟果樹収入	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
雑収入	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

売上に係る対価の返還等

	合計	うち税率4%適用分	うち税率8.3%適用分
売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

更新

● [不動産] タブ

一般 農業 不動産 雑所得 業務用固定資産

	賃貸料	礼金・権利金・更新料	
収入金額 (内訳)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
非課税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
不課税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
有価証券等の譲渡	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
回収した貸倒金の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
売上に含める仕入対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

複数税率入力

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

複数税率入力 - 不動産

強制解除

課税取引

	合計	うち税率4%適用分	うち税率8.3%適用分
賃貸料	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
礼金・権利金・更新料	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
任意科目3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

売上に係る対価の返還等

	合計	うち税率4%適用分	うち税率8.3%適用分
売上に係る対価の返還等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

更新

● [雑所得] タブ

所得の種類	<input type="text"/>
収入金額 (内訳)	<input type="text"/>
免税取引	<input type="text"/>
非課税取引	<input type="text"/>
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>
不課税取引	<input type="text"/>
課税取引	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

	合計	うち税率4%適用分	うち税率6.3%適用分
課税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

● [業務用固定資産] タブ

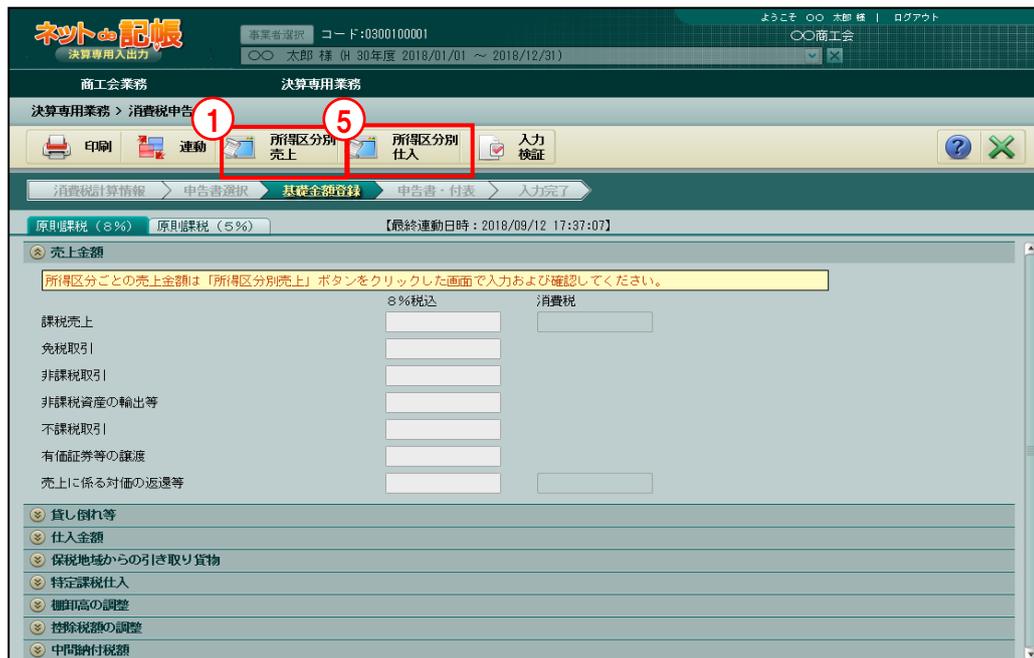
譲渡収入額 (内訳)	<input type="text"/>
免税取引	<input type="text"/>
非課税取引	<input type="text"/>
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>
不課税取引	<input type="text"/>
課税取引	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

	合計	うち税率4%適用分	うち税率6.3%適用分
課税取引	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
消費税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

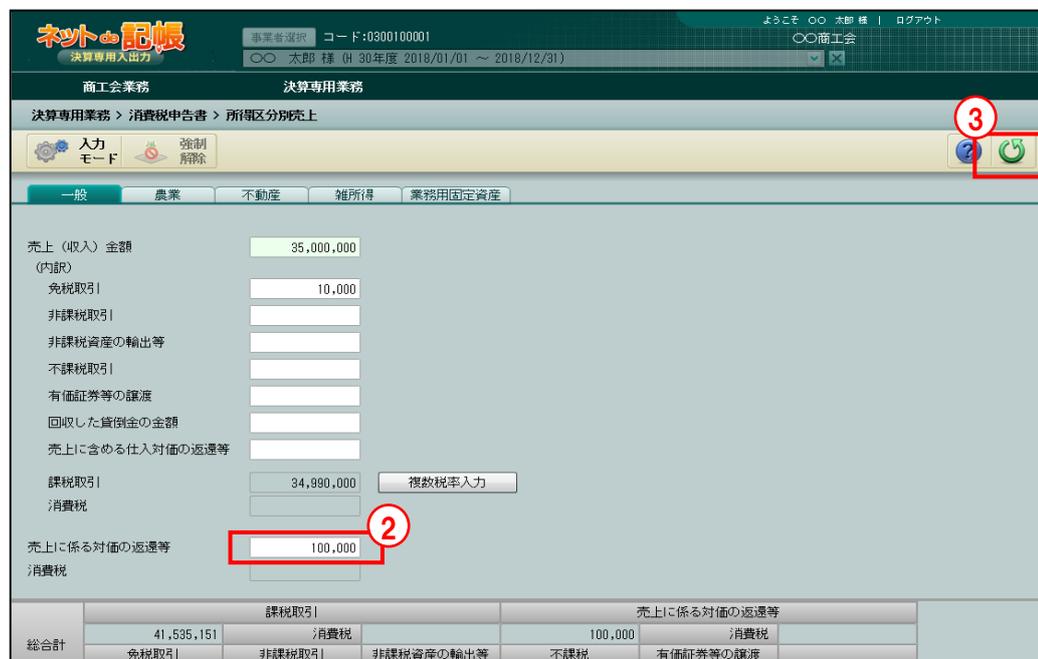
### 3.4.4.2 仕入に係る対価の返還を売上金額に含めている場合

仕入に係る対価の返還等の金額を売上金額に含めて計上している場合は、≪所得区分別売上≫および≪所得区分別仕入≫画面で入力します。入力の手順について説明します。

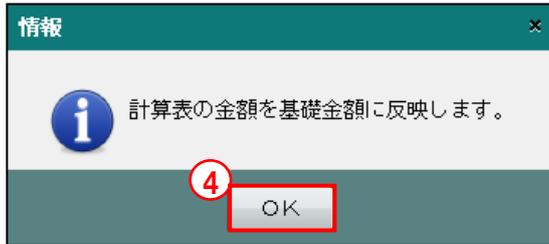


① [所得区分別売上] ボタンをクリックします。

② 該当する所得区分のタブで、「売上に含める仕入対価の返還等」欄に仕入に係る対価の返還等の金額を入力します。



- ③ [戻る] ボタンをクリックします。次のメッセージが表示されます。



- ④ [OK] ボタンをクリックします。《基礎金額登録》画面に戻ります。

- ⑤ [所得区分別仕入] ボタンをクリックします。

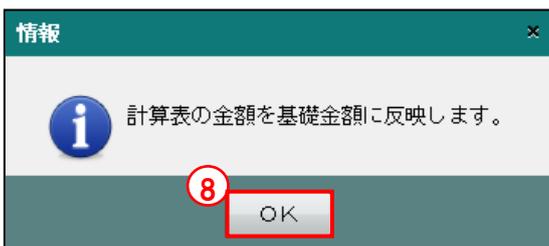
- ⑥ 該当する所得区分のタブで、「仕入に係る対価の返還等」に仕入に係る対価の返還等の金額を入力します。

科目	A	B	C (A-B)	D	E
	決算額	課税取引 にならないもの	課税取引 金額	税率4%適用分	税率6.3%適用分
売上(収入)金額	35,000,000	100,000	34,900,000		34,900,000
期首商品棚卸高					
売上仕入金額	17,000,000		17,000,000		17,000,000
小計	17,000,000				
期末商品棚卸高					
差引 原価	17,000,000				
差引 金額	18,000,000				
租税公課	50,000		50,000		50,000
荷造運賃					
水道光熱費					
旅費交通費					
通信費					
広告宣伝費					
接待交際費					
経 損保保険料					
修繕費					

仕入に係る課税取引 金額	消費税	仕入に係る対価の返還等	消費税
税率6.3%適用分	17,050,000	税率6.3%適用分	100,000
税率4%適用分		税率4%適用分	

- ⑦ [戻る] ボタンをクリックします。次のメッセージが表示されます。



- ⑧ [OK] ボタンをクリックします。《基礎金額登録》画面に戻ります。

### 3.4.5 所得区分別仕入の金額を入力する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『所得区分別売上』  
計算表の所得区分ごとの仕入金額を入力手順について説明します。

所得区分別ごとの仕入金額は「所得区分別仕入」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。

	8%税込	消費税
課税仕入 (内訳)	1,000,001	
課税売上のみ要するもの	1,000,001	
課税売上と非課税売上に共通して要するもの		
非課税売上のみ要するもの		
課税仕入に係る対価の返還等 (内訳)		
課税売上のみ要するもの		
課税売上と非課税売上に共通して要するもの		
非課税売上のみ要するもの		



① [所得区分別仕入] ボタンをクリックします。

②各所得のタブをクリックし、必要に応じて金額を入力します。背景色が緑色の欄を修正する場合は、強制入力で金額を修正します。

科目	A 決算額	B 課税取引 にならないもの	C (A-B) 課税取引金額	D 税率4%適用分	E 税率8.3%適用分
売上 (収入) 金額	1				
期首商品棚卸高	2				
売上 仕入金額	3				
売上 小計	4				
期末商品棚卸高	5				
原価 差引 原価	6				
差引 金額	7				
租税公課	8				
荷造運賃	9				
水道光熱費	10				
旅費交通費	11				
通信費	12				
広告宣伝費	13				
接待交際費	14				
経 損保保険料	15				

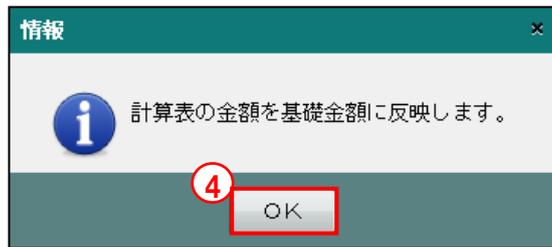


強制入力について→「3.4.6 強制入力で金額を修正する」参照



強制入力の解除について→「3.4.7 強制入力した金額を解除する」参照

- ③「<<所得区分別仕入>>画面で [戻る] ボタンをクリックします。「<<所得区分別仕入>>画面で入力を行った場合、[戻る] ボタンをクリック後に次のメッセージが表示されます。



- ④ [OK] ボタンをクリックします。「<<基礎金額登録>>画面に戻ります。

### 3.4.5.1 「所得区分別仕入」各タブの詳細説明

所得区分別仕入の各タブの詳細について説明します。背景色が緑色の欄は連動項目のため、入力モードが「通常入力」の場合は修正できません。背景色が水色の欄は、自動計算されます。売上（収入）金額は、《所得区分別売上》の値が表示されます。背景色が白色の欄は、手入力することができます。

#### ● [一般] タブ

科目		A	B	C (A-B)	D	E
		決算額	課税取引にならないもの	課税取引金額	税率4%適用分	税率6.3%適用分
売上(収入)金額	1					
期首商品棚卸高	2					
仕入金額	3					
小計	4					
期末商品棚卸高	5					
差引原価	6					
差引金額	7					
租税公課	8					
荷造運賃	9					
水道光熱費	10					
旅費交通費	11					
通信費	12					
広告宣伝費	13					
接待交際費	14					
損害保険料	15					
修繕費	16					
消耗品費	17					
減価償却費	18					
福利厚生費	19					
給料賃金	20					
外注工賃	21					
利子割引料	22					
地代家賃	23					
貸倒金	24					
費	25					
26						

仕入に係る課税取引金額 消費税 仕入に係る対価の返還等 消費税

税率6.3%適用分   税率6.3%適用分

税率4%適用分   税率4%適用分

#### ● [農業] タブ

科目		A	B	C (A-B)	D	E
		決算額	課税取引にならないもの	課税取引金額	税率4%適用分	税率6.3%適用分
販売金額	1					
家事消費	金額 2					
事業消費	3					
雑収入	4					
未成熟果樹収入	5					
小計	6					
農産物の棚卸高	期首 7					
期末	8					
計	9					
租税公課	10					
種苗費	11					
薬害費	12					
肥料費	13					
飼料費	14					
農具費	15					
農業・衛生費	16					
諸材料費	17					
修繕費	18					
動力光熱費	19					
作業用衣料費	20					
農業共済掛金	21					
減価償却費	22					
荷造運賃手数料	23					
雇人費	24					
利子割引料	25					
地代家賃	26					

仕入に係る課税取引金額 消費税 仕入に係る対価の返還等 消費税

税率6.3%適用分   税率6.3%適用分

税率4%適用分   税率4%適用分

● [不動産] タブ

		一般	農業	不動産	雑所得	業務用固定資産
科目		A	B	C (A-B)	D	E
		決算額	課税取引にならないもの	課税取引金額	税率4%適用分	税率8.3%適用分
収入	賃貸料	1				
金	礼金・権利金・更新料	2				
額	任意科目3	3				
	計	4				
経費	租税公課	5				
	損害保険料	6				
	修繕費	7				
	減価償却費	8				
	借入金利子	9				
	地代家賃	10				
費	給料賞金	11				
	その他	12				
	その他の経費	13				
	計	14				
	差引金額	15				

12の科目に「貸倒金」を入力する場合は、「課税取引にならないもの」欄に同じ金額を入力してください。

仕入に係る課税取引金額 消費税 仕入に係る対価の返還等 消費税  
 税率8.3%適用分   税率8.3%適用分    
 税率4%適用分   税率4%適用分

● [雑所得] タブ

		一般	農業	不動産	雑所得	業務用固定資産
仕入金額と経費金額の合計		<input type="text"/>				
課税取引にならないもの		<input type="text"/>				
課税取引		<input type="text"/>				
消費税		<input type="text"/>				

税率8.3%適用分  税率4%適用分

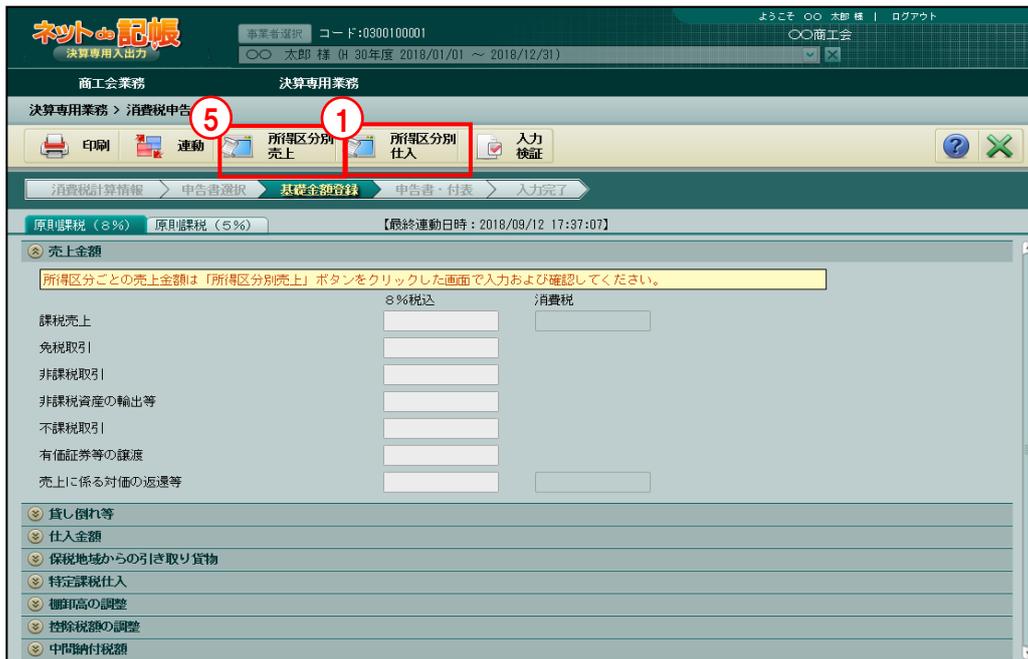
● [業務用固定資産] タブ

		一般	農業	不動産	雑所得	業務用固定資産
取得価額		<input type="text"/>				
課税取引にならないもの		<input type="text"/>				
課税取引		<input type="text"/>				
消費税		<input type="text"/>				

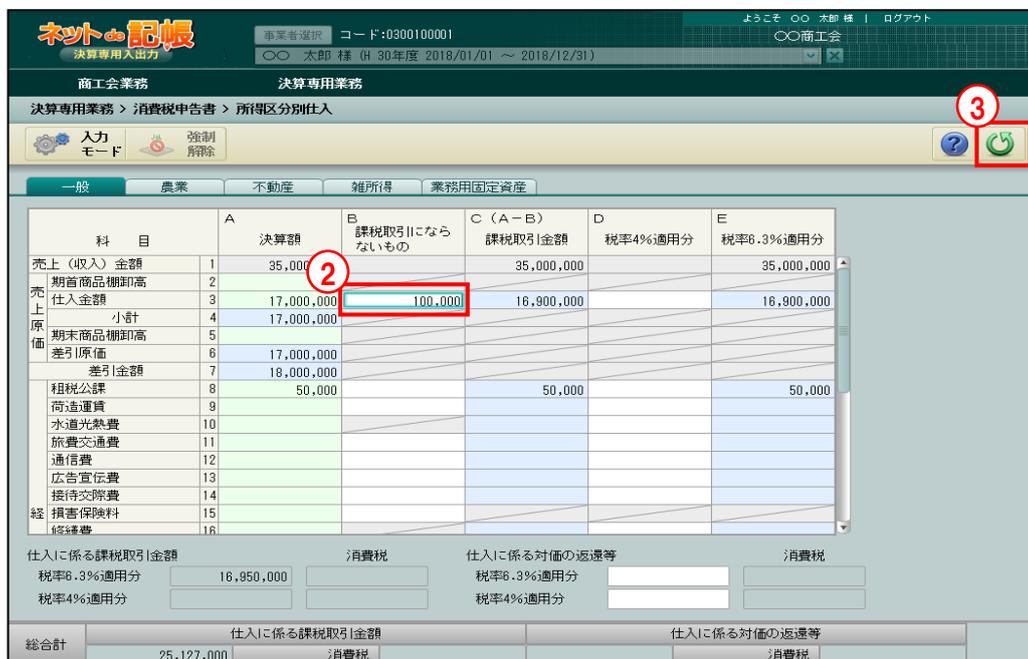
税率8.3%適用分  税率4%適用分

### 3.4.5.2 売上に係る対価の返還を仕入金額に含めている場合

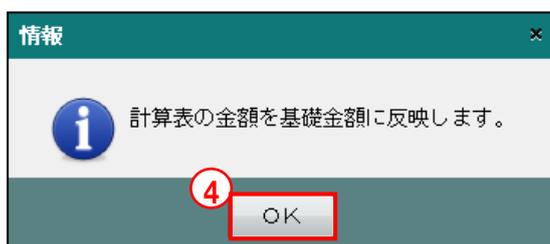
売上に係る対価の返還等の金額を仕入金額に含めて計上している場合は、《所得区分別仕入》および《所得区分別売上》画面で入力します。入力の手順について説明します。



- ① [所得区分別仕入] ボタンをクリックします。
- ② 該当する所得区分タブで、(B) 欄「課税取引にならないもの」に売上に係る対価の返還等の金額を入力します。



- ③ [戻る] ボタンをクリックします。次のメッセージが表示されます。



- ④ [OK] ボタンをクリックします。≪基礎金額登録≫画面に戻ります。
- ⑤ [所得区分別売上] ボタンをクリックします。
- ⑥該当する所得区分タブで、「売上に係る対価の返還等」に売上に係る対価の返還等の金額を入力します。

総合計	課税取引			売上に係る対価の返還等	
	免税取引	非課税取引	消費税	消費税	有価証券等の譲渡
	41,545,151			100,000	

- ⑦旧税率分の金額を入力する場合は、「複数税率入力」ボタンをクリックします。
- ⑧旧税率分の金額を入力し、「更新」ボタンをクリックします

	合計	うち税率4%適用分	うち税率6.3%適用分
課税取引	35,000,000		35,000,000
消費税			
売上に係る対価の返還等	100,000		100,000
消費税			

- ⑨ [戻る] ボタンをクリックします。次のメッセージが表示されます。

情報

計算表の金額を基礎金額に反映します。

OK

- ⑩ [OK] ボタンをクリックします。≪基礎金額登録≫画面に戻ります。

### 3.4.6 強制入力で金額を修正する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『所得区分別売上』 > 『入力モード』  
『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『所得区分別仕入』 > 『入力モード』  
背景が緑色の連動項目を「強制入力」モードで入力する手順について説明します。



#### 計算表が再作成された場合について

計算表が再作成された場合でも、強制入力した金額は入力した金額で残ります。



→ 「3.4.7 強制入力した金額を解除する」参照

項目	金額	モード
売上(収入)金額	35,000,000	強制入力
(内訳)		
免税取引	10,000	通常入力
非課税取引		通常入力
非課税資産の輸出等		通常入力
不課税取引		通常入力
有価証券等の譲渡		通常入力
回収した貸倒金の金額		通常入力
売上に含める仕入対価の返還等		通常入力
課税取引	34,990,000	通常入力
消費税		通常入力
売上に係る対価の返還等	100,000	通常入力
消費税		通常入力



- ① [入力モード] ボタンをクリックします。
- ② «入力モード»画面で「強制入力」を選択します。

計算項目の値を強制的に変更したい場合は「強制入力」を選択します。  
「強制入力」を選択すると、計算項目にカーソルを移動できるようになり、  
値を自由に変更できます。

入力モード ○ 通常入力 **● 強制入力**

強制解除の方法  
解除したい計算項目にカーソルを移動し **強制解除** をクリックします。  
強制解除した計算項目は、計算値に戻ります。

**OK** キャンセル

- ③ [OK] ボタンをクリックします。

④タブメニューの右側に「強制」と表示されます。

The screenshot shows the 'ネットの記帳' (Net Accounting) software interface. At the top, there's a header with '決算専用入力' (Tax Return Special Input) and '商工会業務' (Chokai Business). Below that, a navigation bar shows '決算専用業務 > 消費税申告書 > 所得区分別売上' (Tax Return Special Business > Consumption Tax Declaration > Income District-wise Sales). The main area has a '入力モード' (Input Mode) section with '強制解除' (Mandatory Release) and '強制' (Mandatory) buttons. The '強制' button is highlighted in red with a circled '4'. Below this is a table for '売上(収入)金額' (Sales/Income Amount) with various tax-related items. The '売上(収入)金額' field is highlighted in orange with a circled '5', and the '免税取引' (Tax-exempt transaction) field is highlighted in blue with a circled '5'. At the bottom, there's a summary table with columns for '課税取引' (Taxable transaction), '消費税' (Consumption tax), '非課税取引' (Non-taxable transaction), '非課税資産の輸出等' (Export of non-taxable assets, etc.), '不課税' (Non-taxable), and '売上に係る対価の返還等' (Refund of consideration related to sales, etc.).

⑤強制入力を行う項目をクリックして、金額を入力します。別の項目にカーソルを移動すると、金額を入力した項目の背景が橙色に変わります。

⑥入力モードを「通常入力」に戻す場合は、再度 [入力モード] ボタンをクリックします。

⑦「入力モード」画面で「通常入力」を選択します。

The screenshot shows a dialog box titled '入力モード' (Input Mode). It contains the following text: '計算項目の値を強制的に変更したい場合は「強制入力」を選択します。「強制入力」を選択すると、計算項目にカーソルを移動できるようになり、値を自由に変更できます。' (If you want to forcibly change the value of a calculation item, select '強制入力' (Mandatory Input). Selecting '強制入力' allows you to move the cursor to the calculation item and change the value freely.) Below this, there are two radio buttons: '通常入力' (Normal Input) and '強制入力' (Mandatory Input). The '通常入力' button is selected and highlighted in red with a circled '7'. Below the radio buttons, there's a section titled '強制解除の方法' (Method of Mandatory Release) with the text: '解除したい計算項目にカーソルを移動し [強制解除] をクリックします。強制解除した計算項目は、計算値に戻ります。' (Move the cursor to the calculation item you want to release, click [強制解除] (Mandatory Release), and the calculation item will return to the calculated value.) At the bottom, there are 'OK' and 'キャンセル' (Cancel) buttons. The 'OK' button is highlighted in red with a circled '8'.

⑧ [OK] ボタンをクリックします。

⑨「通常入力」に変わり、タブメニューの右側に「強制」が表示されなくなります。

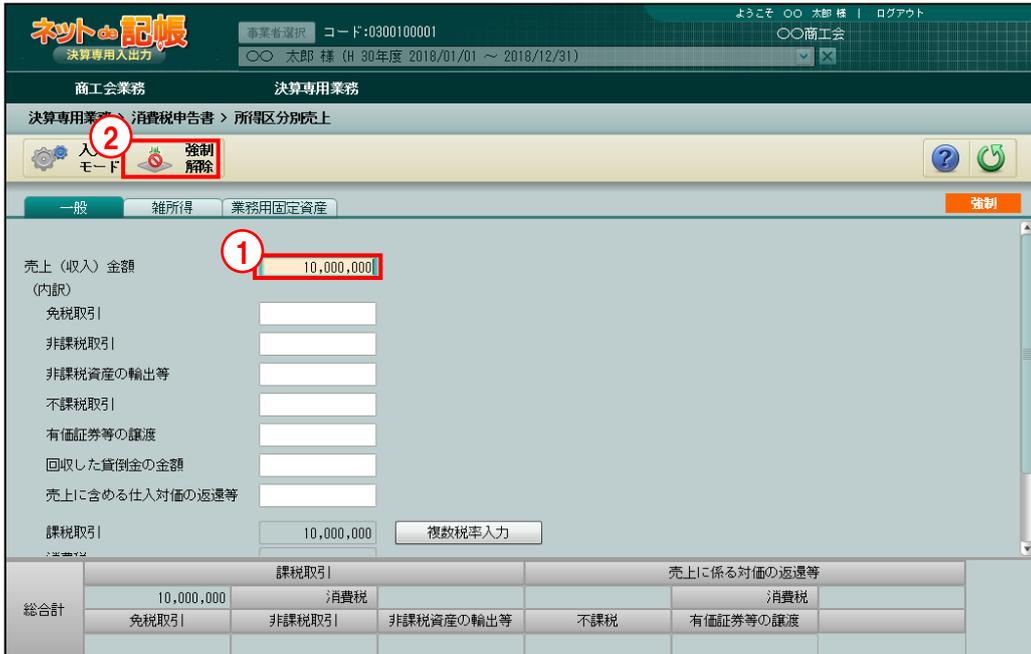
The screenshot shows the same tax software interface as before, but now the '強制' (Mandatory) button is no longer present in the '入力モード' section. The '通常入力' (Normal Input) button is selected. The '売上(収入)金額' (Sales/Income Amount) field is still highlighted in orange, and the '免税取引' (Tax-exempt transaction) field is still highlighted in blue. The '強制解除' (Mandatory Release) button is still present. The '強制' button is highlighted in red with a circled '9'.

### 3.4.7 強制入力した金額を解除する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『強制解除』

強制入力した金額を解除する手順について説明します。強制入力の解除は、強制入力を行った項目にカーソルがあるときのみ行うことができます。入力モードを「通常入力」に変更した場合でも、強制入力の解除を行わない限り、強制入力した金額は元に戻りません。

 → 「3.4.6 強制入力で金額を修正する」参照



The screenshot shows the '強制解除' (Force Release) screen. The '売上(収入)金額' field is highlighted with a red box and a circled '1'. The '強制解除' button is highlighted with a red box and a circled '2'. The '売上(収入)金額' field contains the value '10,000,000'. The '強制解除' button is located in the top right corner of the main form area.



①強制入力を行った項目にカーソルを合わせます。

② [強制解除] ボタンをクリックします。強制入力を行った直後で [強制解除] ボタンが表示されない場合は、別の項目にカーソルを移動してから、再度強制入力を行った項目にカーソルを合わせると [強制解除] ボタンが表示されます。

③強制入力解除され、連動直後の金額に戻ります。背景色は、橙色からは緑色に変わります。



The screenshot shows the '強制解除' (Force Release) screen. The '売上(収入)金額' field is highlighted with a red box. The '強制解除' button is visible in the top right corner of the main form area. The '売上(収入)金額' field is currently empty.

### 3.4.8 計算表の連動について

計算表は、個人決算書データを連動して作成されます。

#### ●計算表の連動対象

所得区分タブ	個人決算書
一般	「青色一般」または「収支一般」
農業	「青色農業」または「収支農業」
不動産	「青色不動産」または「収支不動産」
雑所得	連動なし
業務用固定資産	

- ・個人決算書の「損益計算書」の金額を「計算表」の（A）列に連動します。
- ・個人決算書の複数の「任意科目」を計算表の1つの項目に連動した場合、計算表の科目名称は「その他」で表示されます。
- ・個人決算書で入力した「任意科目」は、科目名称および金額が入力されている場合、計算表に連動されます。
- ・「任意科目名称」は、背景色が白色のため、計算表で修正することができます。

（例）課税取引金額計算表（事業所得用）

「A 決算額」は、個人決算書の「損益計算書」から連動される

○○ 太郎

**課税取引金額計算表**

(平成 30 年分) (事業所得用)

科目	A 決算額	B Aのうち課税取引にならないもの	C (A-B) 課税取引金額	D		E うち税率6.3%適用分
				うち税率4%適用分	うち税率6.3%適用分	
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	円	円	円	円	円
期首商品棚卸高 ②						
売上仕入金額 ③						
売上小計 ④						
原価 期末商品棚卸高 ⑤						
差引原価 ⑥						
差引金額 ⑦						
経 租税公課 ⑧						
荷造運賃 ⑨						
水道光熱費 ⑩						
旅費交通費 ⑪						
通信費 ⑫						
広告宣伝費 ⑬						
接待交際費 ⑭						
損害保険料 ⑮						
修繕費 ⑯						
消耗品費 ⑰						
減価償却費 ⑱						
福利厚生費 ⑲						
給料金等 ⑳						

3.4.8.1 個人決算書から計算表に連動される情報

個人決算書から計算表に連動される情報の詳細について説明します。

●一般

計算表（事業所得用）		青色一般		収支一般	
科目		科目		科目	
1	売上（収入）金額	1	売上（収入）金額	4	計（①+②+③）
2	期首商品棚卸高	2	期首商品棚卸高	5	期首商品（製品）棚卸高
3	仕入金額	3	仕入金額	6	仕入金額
4	小計	4	小計	7	小計（⑤+⑥）
5	期末商品棚卸高	5	期末商品棚卸高	8	期末商品（製品）棚卸高
6	差引原価	6	差引原価	9	差引原価（⑦-⑧）
7	差引金額	7	差引金額	10	差引金額（④-⑨）
8	租税公課	8	租税公課	イ	租税公課
9	荷造運賃	9	荷造運賃	ロ	荷造運賃
10	水道光熱費	10	水道光熱費	ハ	水道光熱費
11	旅費交通費	11	旅費交通費	ニ	旅費交通費
12	通信費	12	通信費	ホ	通信費
13	広告宣伝費	13	広告宣伝費	ヘ	広告宣伝費
14	接待交際費	14	接待交際費	ト	接待交際費
15	損害保険料	15	損害保険料	チ	損害保険料
16	修繕費	16	修繕費	リ	修繕費
17	消耗品費	17	消耗品費	又	消耗品費
18	減価償却費	18	減価償却費	13	減価償却費
19	福利厚生費	19	福利厚生費	ル	福利厚生費
20	給料賃金	20	給料賃金	11	給料賃金
21	外注工賃	21	外注工賃	12	外注工賃
22	利子割引料	22	利子割引料	16	利子割引料
23	地代家賃	23	地代家賃	15	地代家賃
24	貸倒金	24	貸倒金	14	貸倒金
25	（任意）	25	（任意）	ヲ	（任意）
26	（任意）	26	（任意）	ワ	（任意）
27	（任意）	27	（任意）	カ	（任意）
28	（任意）	28	（任意）	コ	（任意）
29	（任意）	29	（任意）	ク	（任意）
30	（任意）	30	（任意）	ケ	該当なし
31	雑費	31	雑費	シ	雑費
32	計	32	計	18	経費計（⑪～⑰までの計+⑱）
33	差引金額	33	差引金額	19	専従者控除前の所得金額

## ● 農業

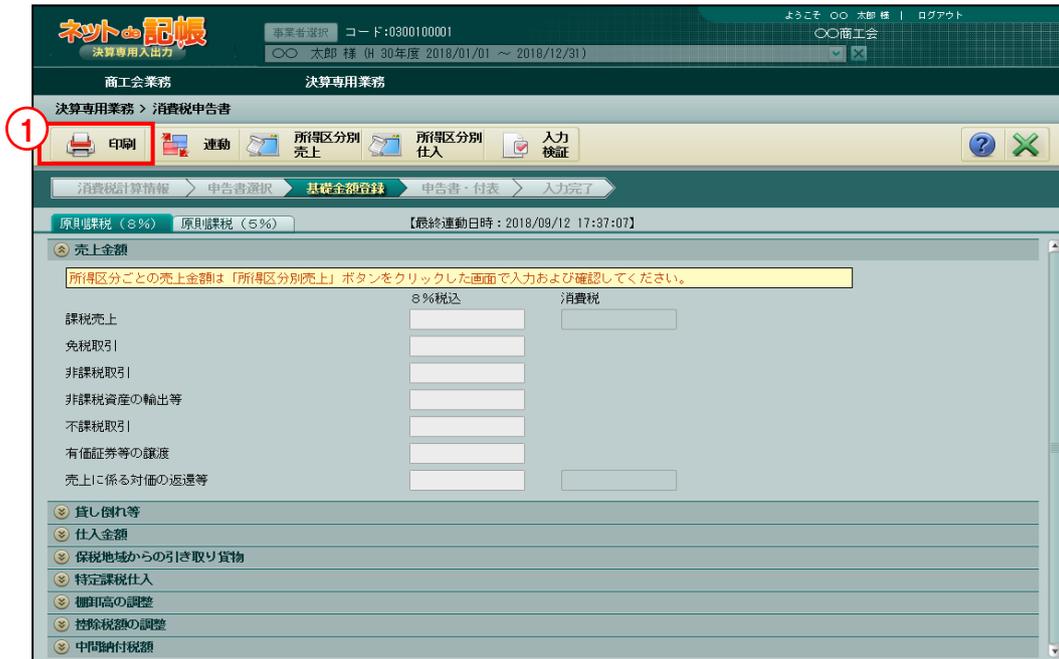
計算表（農業所得用）		青色農業		収支農業	
科目		科目		科目	
1	販売金額	1	販売金額	1	販売金額
2	家事消費金額	2	家事消費・事業消費金額	2	家事消費・事業消費金額
	事業消費金額				
3	雑収入	3	雑収入	3	雑収入
	未成熟果樹収入	—	該当なし	—	該当なし
4	小計	4	小計	4	小計（①+②+③）
5	農産物の棚卸高：期首	5	農産物の棚卸高：期首	5	農産物の棚卸高：期首
6	農産物の棚卸高：期末	6	農産物の棚卸高：期末	6	農産物の棚卸高：期末
7	計	7	計	7	小計（④-⑤+⑥）
8	租税公課	8	租税公課	イ	租税公課
9	種苗費	9	種苗費	□	種苗費
10	素畜費	10	素畜費	ハ	素畜費
11	肥料費	11	肥料費	ニ	肥料費
12	飼料費	12	飼料費	ホ	飼料費
13	農具費	13	農具費	ヘ	農具費
14	農薬・衛生費	14	農薬衛生費	ト	農薬衛生費
15	諸材料費	15	諸材料費	チ	諸材料費
16	修繕費	16	修繕費	リ	修繕費
17	動力光熱費	17	動力光熱費	又	動力光熱費
18	作業用衣料費	18	作業用衣料費	ル	作業用衣料費
19	農業共済掛金	19	農業共済掛金	ヲ	農業共済掛金
20	減価償却費	20	減価償却費	10	減価償却費
21	荷造運賃手数料	21	荷造運賃手数料	ワ	荷造運賃手数料
22	雇人費	22	雇人費	8	雇人費
23	利子割引料	23	利子割引料	12	利子割引料
24	地代・賃貸料	24	地代・賃借料	—	該当なし
25	土地改良費	25	土地改良費	カ	土地改良費
26	貸倒金	26	（任意）	11	貸倒金
27	（任意）	27	（任意）	9	小作料・賃貸料
28	（任意）	28	（任意）	ヨ	（任意）
29	（任意）	29	（任意）	タ	（任意）+シ（任意）+ソ（任意）
30	雑費	30	雑費	ツ	雑費
31	小計	31	小計	—	該当項目なし
32	農産物以外の棚卸高：期首	32	農産物以外の棚卸高：期首	ネ	農産物以外の棚卸高：期首
33	農産物以外の棚卸高：期末	33	農産物以外の棚卸高：期末	ナ	農産物以外の棚卸高：期末
34	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費	34	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費	ラ	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費
35	計	35	計	14	経費計（⑧～⑫までの計+⑬）
36	差引金額	36	差引金額	15	専従者控除前の所得金額

●不動産

計算表（不動産得用）		青色不動産		収支不動産	
科目		科目		科目	
1	賃貸料	1	賃貸料	1	賃貸料
2	礼金・権利金更新料	2	礼金権利金更新料	2	礼金・権利金更新料
3	（任意）	3	（任意）	3	名義書き換え料その他
4	計	4	収入金額計	5	計
5	租税公課	5	租税公課	イ	租税公課
6	損害保険料	6	損害保険料	ロ	損害保険料
7	修繕費	7	修繕費	ハ	修繕費
8	減価償却費	8	減価償却費	7	減価償却費
9	借入金利子	9	借入金利子	10	借入金利子
10	地代家賃	10	地代家賃	9	地代家賃
11	給料賃金	11	給料賃金	6	給料賃金
12	（任意）	12	（任意）～16（任意）	二	（任意）＋⑧貸倒金
13	その他の経費	17	その他の経費	ホ	雑費
14	計	18	必要経費計	12	経費計（⑥～⑩までの計＋⑪）
15	差引金額	19	差引金額	13	専従者控除前の所得金額

### 3.4.9 計算表を印刷する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『印刷』  
計算表を印刷する手順について説明します。



① [印刷] ボタンをクリックします。



→ 「3.8.1.1 「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合」参照

②《印刷条件設定》画面が表示されます。[印刷] ボタンをクリックします。

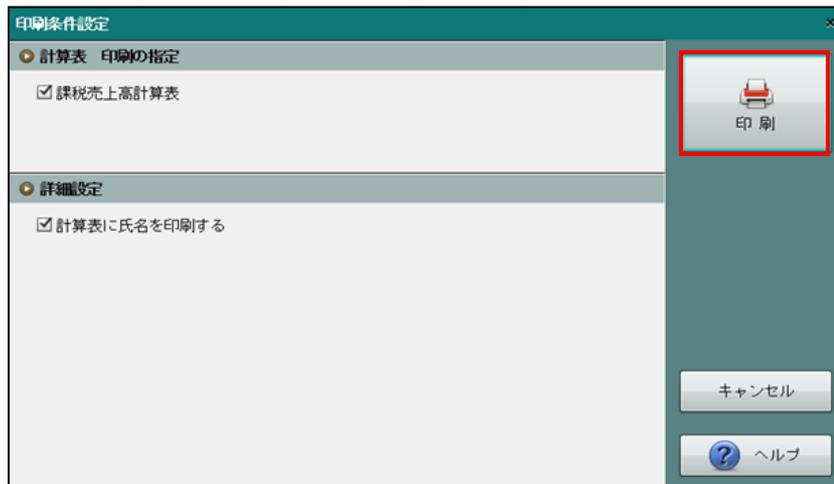


→ 「3.8.1.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合」参照

《原則課税の場合》



《簡易課税の場合》



③ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

● 計算表 印刷の指定

- ・ 計算表を作成している場合、出力可能な帳票にチェックがついた状態で表示されます。
- ・ 簡易課税の場合、「課税売上高計算表」のみ表示されます。

● 詳細設定

[計算表に氏名を印刷する]

- ・ 計算表に、氏名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・ チェックがついた状態で表示されます。

印刷例

(1) 課税取引金額計算表(事業所得用)

○○ 太郎

**課税取引金額計算表**

(平成 30 年分) (事業所得用)

科目	決算額	A のうち		D	
		課税取引に ならないもの	課税取引金額	うち税率4% 適用分	うち税率6.3% 適用分
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	円	円	円	円
期首商品棚卸高					
仕入金額					
小計 ②					
期末商品棚卸高					
差引原価 ③					
差引金額 ④					
租税公課 ⑤					
荷造運賃 ⑥					
水道光熱費 ⑦					
経費交通費 ⑧					
通信費 ⑨					
広告宣伝費 ⑩					
接待交際費 ⑪					
損害保険料 ⑫					
修繕費 ⑬					
消耗品費 ⑭					
減価償却費 ⑮					
福利厚生費 ⑯					
給料賃金 ⑰					
外注工賃 ⑱					
利子割引料 ⑲					
地代家賃 ⑳					
貸倒金 ㉑					
雑費 ㉒					
合計 ㉓					
差引金額 ㉔					

※ B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。  
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

(2) 課税売上高計算表

○○ 太郎

**課税売上高計算表**

(平成 30 年分)

項目	金額	うち税率4% 適用分		うち税率6.3% 適用分	
		A	B	C	D
事業所得に係る 課税売上高	①	円	円	円	円
損益計算書の売上(収入)金額 (課税取引金額計算表(事業所得用)のA欄の金額)	①				
①のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)のB欄の金額)	②				
差引課税売上高(①-②)	③				
不課税所得に係る 課税売上高	④				
損益計算書の収入金額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)のA欄の金額)	④				
④のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)のB欄の金額)	⑤				
差引課税売上高(④-⑤)	⑥				
課税所得に係る 課税売上高	⑦				
損益計算書の収入金額	⑦				
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高(⑦-⑧)	⑨				
課税所得以外の 課税売上高	⑩				
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑩				
⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪				
差引課税売上高(⑩-⑪)	⑫				
課税売上高の合計額(③+⑥+⑨+⑫)	⑬				
課税 税 率	⑭				
⑭B欄の金額	円 × $\frac{100}{105}$	(1円未満の端数切捨て)			
税抜経理方式による場合、⑭B欄の金額に課税 売上げに係る仮払消費税の金額を加算して計算します。					
⑭C欄の金額	円 × $\frac{100}{108}$	(1円未満の端数切捨て)			
税抜経理方式による場合、⑭C欄の金額に課税 売上げに係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。					
合計(⑬+⑭)	⑮				

(注) ⑭欄の金額を申告書(一般用・簡易課税用)の「⑭」欄に記入します(1,000円未満の端数切捨て)。  
一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に  
特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑭欄の金額を申告書別表「特定課税仕  
入れがある場合の課税標準額等の内訳書」「⑭」欄に記入します。

(3) 課税仕入高計算表

○○ 太郎

**課税仕入高計算表**

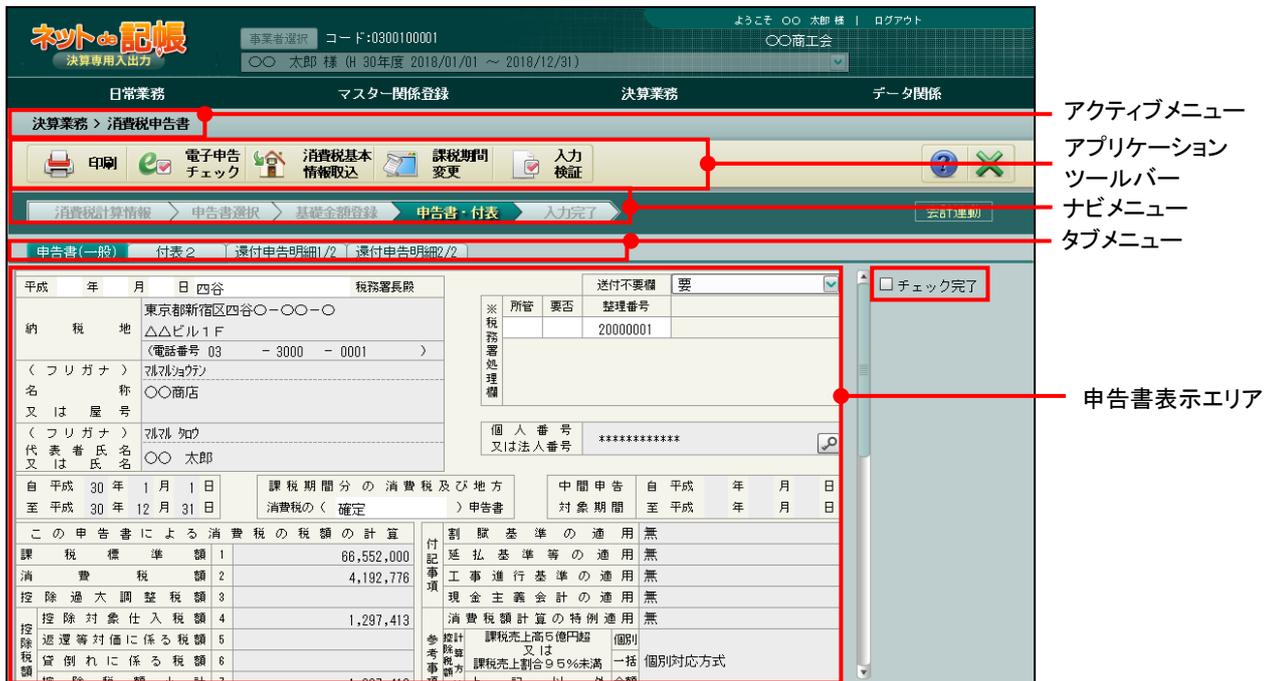
(平成 30 年分)

項目	金額	うち税率4% 適用分		うち税率6.3% 適用分	
		A	B	C	D
事業所得に係る 課税仕入高	①	円	円	円	円
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計 (課税取引金額計算表(事業所得用)のA欄+⑭A欄の金額の合計額)	①				
①のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)のB欄+⑭B欄の金額の合計額)	②				
差引課税仕入高(①-②)	③				
不動産所得に係る 課税仕入高	④				
損益計算書の必要経費の合計額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)のA欄の金額)	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)のB欄の金額)	⑤				
差引課税仕入高(④-⑤)	⑥				
課税所得に係る 課税仕入高	⑦				
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧				
差引課税仕入高(⑦-⑧)	⑨				
課税所得以外の 課税仕入高	⑩				
業務用固定資産等の取得費	⑩				
⑩のうち、課税仕入れにならないもの	⑪				
差引課税仕入高(⑩-⑪)	⑫				
課税仕入高の合計額(③+⑥+⑨+⑫)	⑬				
課税 税 率	⑭				
⑭B欄の金額	円 × $\frac{4}{105}$	(1円未満の端数切捨て)			
税抜経理方式による場合、⑭B欄の金額に輸入取引以 外の取引に係る仮払消費税の金額を加算して計算します。					
⑭C欄の金額	円 × $\frac{6.3}{108}$	(1円未満の端数切捨て)			
税抜経理方式による場合、⑭C欄の金額に輸入取引以 外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。					
合計(⑬+⑭)	⑮				

(注) 課税取引金額計算表(事業所得用)の⑭B欄に加算した仕入対価の返還等の金額がある場合には、その仕入対価の返  
還等の金額を⑭欄の金額から差し引いた後の金額を(付表2-⑫)の⑭欄に、また、その仕入対価の返還等の金額に係る  
消費税額を⑭欄から⑭欄の金額から差し引いた後の金額を(付表2-⑫)の⑭欄に記入します。

## 3.5 申告書・付表

《申告書・付表》画面では、各タブの内容を確認し、必要に応じて変更します。



### [アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

### [アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

#### [印刷] ボタン

- ・計算表および消費税計算書を印刷する場合にクリックします。

#### [電子申告チェック] ボタン

- ・入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする場合にクリックします。

 → 「3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」

参照

#### [消費税基本情報取込] ボタン

- ・消費税基本情報（基本情報・申告情報・還付金融機関等・作成税理士情報）を取り込む場合にクリックします。

 → 「3.5.4 消費税基本情報を取り込む」参照

#### [課税期間変更] ボタン

- ・課税期間を変更する場合にクリックします。中間申告書の場合は使用できません。

 → 「3.5.5 課税期間を変更する」参照

#### [入力検証] ボタン

- ・計算表および申告書の内容を確認します。

 → 「3.6 入力検証」参照

[ナビメニュー]

- 入力するメニューを選択します。

[タブメニュー]

- 各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

[申告書表示エリア]

- 申告書の内容が表示されます。

[チェック完了]

- 申告書の入力が完了したとき、チェックをつけます。

### 3.5.1 確定申告書を入力する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』  
申告書を入力する手順について説明します。

#### 原則課税の場合



① ≪申告書・付表≫ナビメニューをクリックします。基礎金額または消費税計算情報が変更されている場合、自動で再計算が実行されます。前回の起動以降に「消費税基本情報」が更新されている場合は、取り込みを行うかを確認するメッセージが表示されます。

[消費税基本情報の取り込みについて](#)→

「3.5.4 消費税基本情報を取り込む」参照

② 必要に応じて、[申告書（一般）]、[付表2] [還付申告明細 1/2]、[還付申告明細 2/2] の各タブで該当箇所を入力します。

③ [入力検証] ボタンをクリックして、入力内容に問題が発生していないかを確認します。

[入力検証について](#)→「3.6 入力検証」参照

④ [電子申告チェック] ボタンをクリックし、入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかチェックします。

[電子申告データのチェックについて](#)→

「3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

⑤ 各タブですべての項目の入力が完了したら「チェック完了」にチェックをつけます。チェックをつけた後も入力を行うことができます。

⑥ 処理を継続する場合は、次のナビメニューを選択します。

3.5.1.1 「原則課税」の申告書・付表について

原則課税の各タブの入力について説明します。

● [申告書（一般）] タブ

- 申告書（一般）で入力した内容は、消費税及び地方消費税の申告書（一般用）に反映されます。

課税標準額	課税標準額	税額
1	66,757,000	
2	4,205,691	
3		
4	1,309,851	
5	1,225	
6		
7	1,311,076	
8		
9	9,994,691	

● [別表] タブ

- 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書に反映されます。
- 課税売上割合が95%未満で特定課税仕入れの取引金額がある場合に表示されます。

課税標準額	課税標準額の内訳	税額
1	68,057,000	
2	66,532,445	
3	2,525,300	
4	12,655	
5	1,225	
6	11,430	

区分 3%分 4%分 6.3%分

● [付表 1] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

区	分	税率 3% 適用分 A	税率 4% 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額	1		15,362,000	51,576,000	66,938,000
1の内の課税資産の譲渡等の対価の額	1.1				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	1.2				
消費税額	2		615,280	3,249,280	3,864,568
控除対象仕入税額	3				
4の内の控除対象仕入税額	4		124,666	1,106,518	1,231,184
5の内の繰上りの繰上りの対価に係る税額	5.1		800		800
特定課税仕入れの繰上りに係る税額	5.2				
貸倒れに係る税額	6				
控除税額小計	7		125,466	1,106,518	1,231,984

● [付表 2] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表に反映されます。

項目	金額
課税売上額(税抜き)	66,513,001
免税売上額	
非課税資産の輸出等の金額	
課税資産の譲渡等の対価の額	66,513,001
課税資産の譲渡等の対価の額	66,513,001
非課税売上額	3,600,000
資産の譲渡等の対価の額	70,113,001
課税売上割合	[ 94.86% ]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	22,241,381
課税仕入れに係る消費税額	1,297,413
特定課税仕入れに係る支払対価の額	225,000
特定課税仕入れに係る消費税額	14,175
課税貨物に係る消費税額	
納税義務の変更による消費税額の調整	
課税仕入れ等の税額の合計額	1,311,588
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	
14のうち、課税売上上のみ要するもの	1,306,863
14のうち、課税・非課税売上共通して要するもの	3,150

● [付表 2-(2)] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

項目	税率 3% 適用分 A	税率 4% 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税売上額(税抜き)		15,362,877	51,576,870	66,939,747
免税売上額				
非課税資産の輸出等の金額				
課税資産の譲渡等の対価の額				66,939,747
課税資産の譲渡等の対価の額				66,939,747
非課税売上額				
資産の譲渡等の対価の額				66,939,747
課税売上割合				[ 100.00% ]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		3,272,491	18,968,890	22,241,381
課税仕入れに係る消費税額		124,666	1,106,518	1,231,184
特定課税仕入れに係る支払対価の額				
特定課税仕入れに係る消費税額				
課税貨物に係る消費税額				
納税義務の変更による消費税額の調整				
課税仕入れ等の税額の合計額		124,666	1,106,518	1,231,184

- [還付申告明細 1/2] タブ
  - 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

- [還付申告明細 2/2] タブ
  - 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

3.5.1.2 「簡易課税」の申告書・付表について  
『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』  
簡易課税の各タブの入力について説明します。

● [申告書 (簡易)]

- 消費税及び地方消費税の申告書 (簡易課税用) に反映されます。

課税標準額	1	26,531,000
消費税額	2	1,671,453
貸倒回収に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額	4	1,504,307
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	5	
控除税額小計	7	1,504,307

● [付表 4]

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

区	分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額	1		12,991,000	26,531,000	39,522,000
消費税額	2		519,640	1,671,453	2,191,093
貸倒回収に係る消費税額	3				
控除対象仕入税額	4		487,676	1,504,307	1,971,983
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	5				
控除税額小計	7		487,676	1,504,307	1,971,983

● [付表 5]

- 控除対象仕入税額の計算表に反映されます。

課税標準額	1	26,531,000
貸倒回収に係る消費税額	2	
売上対価の遅延等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	1,671,453
1種類の事業の事業者の場合4×みなし仕入率	5	1,504,307
事業区分別の課税売上高(税抜き)	6	
売上割合%	13	
第一種事業(卸売業)	7	
第二種事業(小売業)	8	
第三種事業(製造業等)	9	
第四種事業(その他)	10	
第五種事業(サービス業等)	11	
第六種事業(不動産業)	12	
控除対象仕入税額の計算式区分	20	
原則計算を適用する場合	21	

● [付表 5- (2) 1/2]

- 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎全額登録 > 申告書・付表 > 入力完了						簡便法計算(8X)
申告書(簡易)	付表4	付表5-(2)1/2	付表5-(2)2/2			
課税期間	28・1・1 ~ 28・12・31		氏名又は名称	△△ 太郎		<input type="checkbox"/> チェック完了
<b>I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額</b>						
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)		
課税標準額に 対する消費税額	1	519,640	1,671,453	2,191,093		
貸倒回収に 係る消費税額	2					
売上対価の返還等 に係る消費税額	3					
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4	519,640	1,671,453	2,191,093		
<b>II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額</b>						
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)		
4×みなし仕入率 90%	5	467,676	1,504,307	1,971,983		
<b>III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額</b>						
<b>(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細</b>						
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)		売上割合
事業区分別の合計額	6					
第一種事業 (卸売業)	7					
第二種事業 (小売業)	8					
第三種事業 (製造業等)	9					
第四種事業 (その他)	10					
第五種事業 (サービス業等)	11					
第六種事業 (不動産業)	12					
<b>(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細</b>						

● [付表 5- (2) 2/2]

- 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎全額登録 > 申告書・付表 > 入力完了						簡便法計算(8X)
申告書(簡易)	付表4	付表5-(2)1/2	付表5-(2)2/2			
<b>(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細</b>						
<b>イ 原則計算を適用する場合</b>						
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)		
4×みなし仕入率 $(14 \times 90\% + 15 \times 80\% + 16 \times 70\% + 17 \times 60\% + 18 \times 50\% + 19 \times 40\%) / 18$	20					
<b>ロ 特別計算を適用する場合</b>						
<b>(イ) 1種類の事業で75%以上</b>						
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)		
$(70/60 + 80/60 + 80/60 + 100/60 + 110/60 + 120/60) \geq 75\%$ 4×みなし仕入率	21					
<b>(ロ) 2種類の事業で75%以上</b>						
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)		
第一種及び第二種事業 $(70+80)/60 \geq 75\%$	22	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13-14) \times 80\%}{18}$				
第一種及び第三種事業	23	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13-14) \times 70\%}{18}$				

### 3.5.1.3 個人番号について

≪申告書・付表≫画面の〔個人番号〕の詳細について説明します。

#### 〔個人番号〕

- 個人番号は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、〔個人番号〕および  ボタンの表示状態が異なります。

#### ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#)→

「1.7.2 『ネット de 記帳 決算専用入出力』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

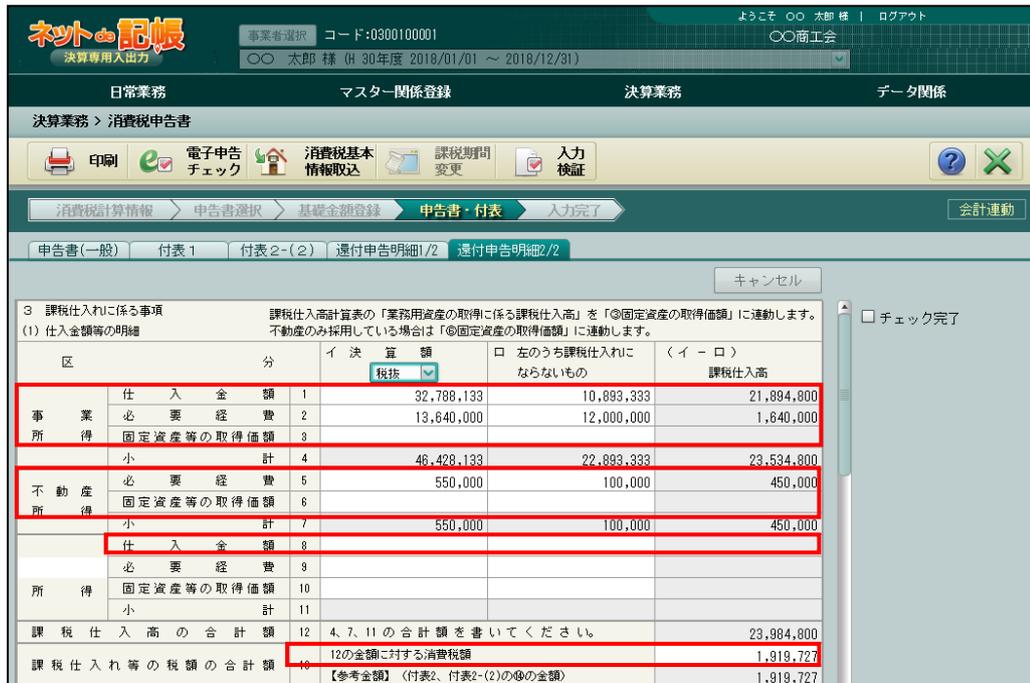
事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンが操作できます。</p>  <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p> 
税務支援	あり	登録済み端末以外	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 
税務支援	なし	登録済み端末	<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p> 
税務支援以外	-	-	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 

3.5.1.4 還付申告明細の自動連動について

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > [還付申告明細] タブ  
 原則課税で還付がある場合、『消費税申告書』を起動した際に実行される再計算により、[還付申告明細] タブの「3.課税仕入れに係る事項 (1) 仕入金額等の明細」に自動で金額が連動されます。「計算表」を作成しない場合、連動はないため、手入力します。

(1) 連動対象項目について (表の赤枠内)

「計算表」の金額を [還付申告明細] タブの以下の項目に連動します。



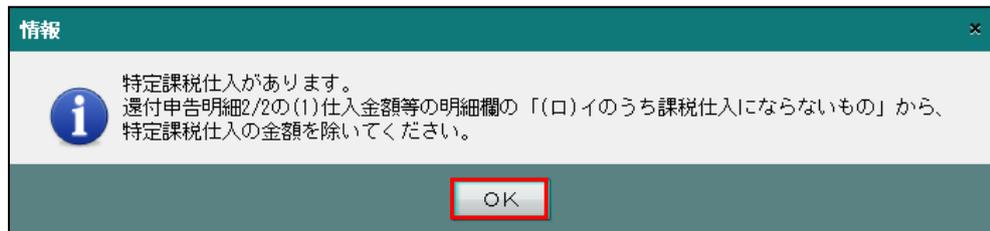
事業所得	仕入金額	課税取引金額計算表 (事業所得用) の (3) 仕入金額
	必要経費	課税取引金額計算表 (事業所得用) の (32) 計 + 課税取引金額計算表 (農業所得用) の (31) 小計
	固定資産等の取得価額	課税仕入高計算表の「業務用資産の取得に係る課税仕入高」※「事業所得」または「農業所得」がある場合は「(6) 固定資産の取得価額」に連動します。
不動産所得	必要経費	課税取引金額計算表 (不動産所得) の (14) 計
	固定資産等の取得価額	課税仕入高計算表の「業務用資産の取得に係る課税仕入高」※「事業所得」または「農業所得」がなく、「不動産所得」がある場合は「(6) 固定資産の取得価額」に連動します。
〇〇所得	仕入金額	課税仕入高計算表の「〇〇所得に係る課税仕入高」の (7) 損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額
課税仕入れ等の税額の合計額	12 の金額に対する消費税額	【参考金額】の値をセットします。

(2) 特定課税仕入れがあり、課税売上割合が 95%未満の場合

再計算処理の結果、還付かつ特定課税仕入れがあり、課税売上割合が 95%未満となった場合に表示されるメッセージおよび対処方法について説明します。

●再計算処理の結果、還付かつ特定課税仕入れがあり、課税売上割合が 95%未満となった場合

- 再計算処理後に次のメッセージが表示されます。



- [OK] ボタンをクリックします。特定課税仕入れの金額を（ロ）から差し引きます。

### 3.5.1.5 簡便法の計算について

[消費税計算情報] タブ> 「簡便法計算区分」にチェックをつけている場合、申告書の作成時および再計算処理の実行時に簡便法計算の判定が行われます。

次の場合は、消費税率 5%（税率 4%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 5%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 5%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

次の場合は、消費税率 8%（税率 6.3%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 8%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 8%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

簡便法の計算が行われる場合は、≪申告書・付表≫画面に次の「簡便法計算」ラベルが表示されます。

- ・消費税率 5%と 8%で簡便法の計算ができる



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）のみ簡便法の計算ができる

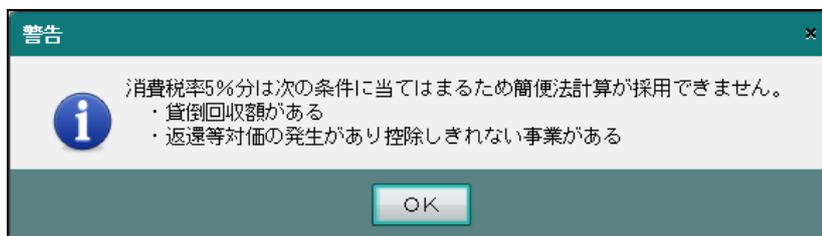


- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）のみ簡便法の計算ができる

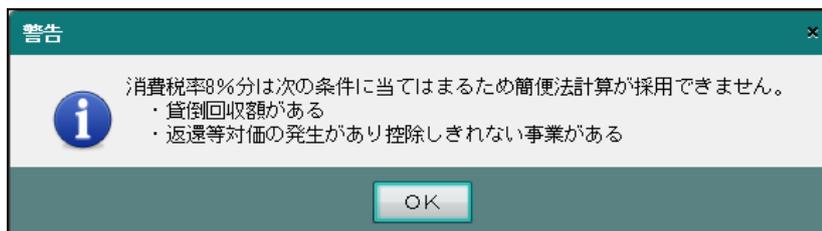


簡便法の計算が行われない場合は、申告書の作成時および再計算処理の実行時に以下のメッセージが表示されます。

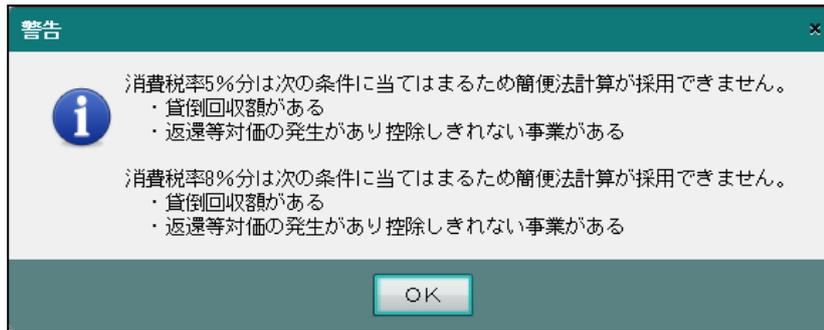
- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）が簡便法の計算ができない



- 消費税率 5%と 8%の両方で簡便法の計算ができない

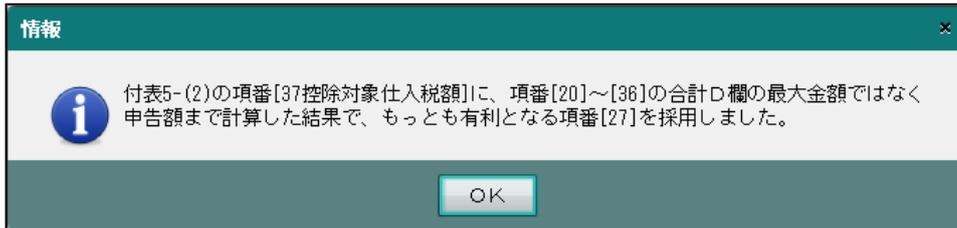


### 3.5.1.6 付表 5- (2) の計算について

通常、付表 5- (2) の「(37) 控除対象仕入税額」には、2 種類以上の事業を営む事業者で特例計算を採用する場合は項番 (20) ～ (36) の合計 D 欄の金額が最も大きい計算式を採用します。

しかし、合計 D 欄の金額が同額で複数ある場合は、申告書の「(26) 消費税及び地方消費税の合計税額」がもっとも有利となる計算式を採用します。

もっとも有利な計算式を採用した場合は、再計算処理を実行した後に次のメッセージが表示されます。



### 3.5.2 中間申告書を入力する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』

中間申告の場合の入力について説明します。起動時に、過去情報設定の「前期」の「課税期間」または「納税消費税額（内国税分）」が変更されている場合、自動で再計算が実行されます。前回の起動以降に「消費税基本情報」が更新されている場合は、取り込みを行うかを確認するメッセージが表示されます。

 [消費税基本情報の取り込みについて](#)

「3.5.4 消費税基本情報を取り込む」参照



申告書 (第26号様式)		整理番号	56789012	<input type="checkbox"/> チェック完了
納税地 東京都新宿区四谷〇〇〇〇 △ビル1F (電話番号 99 - 9999 - 9999)	四谷 平成 30 年 1 月 1 日 課税期間分の 平成 30 年 12 月 31 日 中間申告書	前課税期間 自平成 29 年 1 月 1 日 至平成 29 年 12 月 31 日	の年月日 平成 年 月 日	
名称 〇〇商店 又は屋号 個人番号 又は法人番号 (フリガナ) 〇〇 太郎	税務署処理 修正申告 地方 申告前税額 増加税額 申告前税額 増加税額 消費税等の 合計納付税額	前課税期間 の消費税額 1,866,000	中間申告 自平成 30 年 2 月 1 日 対象期間 至平成 30 年 6 月 30 日 月数換算 前課税期間 × 5 月数計算 の消費税額 × 12	
代表者氏名 又は氏名	申告前税額 消費税 増加税額 申告前税額 増加税額 消費税等の 合計納付税額	納付すべき 消費税額 777,500	地方 納付すべき 地方消費税 209,800	
(付記名称) 税理士 署名押印 (電話番号 - - )	合計納付税額 987,300	消費税等の 合計納付税額 987,300		

※平成26年4月1日以後に開始する課税期間のため、「納付すべき地方消費税」は「納付すべき消費税額」に83分の17を乗じて計算しています。

[申告書 (第 26 号様式)] タブ

- 第 26 号様式の消費税及び地方消費税の中間申告書に反映されます。

[納付すべき地方消費税]

- 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(内国税分)」に 63 分の 17 を乗じた金額が表示されます。
- 平成 26 年 3 月 31 日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(内国税分)」に 100 分の 25 を乗じた金額が表示されます。

[月数計算] ボタン

- 中間申告対象期間 (自) (至) の年月日を変更した場合、[月数計算] ボタンをクリックできます。
- 「月数計算」ボタンクリックにより、中間申告対象期間から月数換算 (分子) を算出します。月数換算 (分子) が変更された場合、即時計算を行います。

中間申告	自平成 30 年 2 月 1 日
対象期間	至平成 30 年 6 月 30 日
月数換算	前課税期間 × 5 の消費税額 12
月数計算	

### 3.5.3 マイナス金額発生時の計算および出力

『ネット de 記帳 決算専用入出力』では、課税売上高より売上対価の返還が大きく、結果として課税売上高がマイナス金額になった場合、国税庁から指示により、特定の項目についてはマイナス金額をゼロに置き換えて印刷します。

マイナス金額が発生した場合の計算方法およびマイナス金額をゼロに置き換える項目について説明します。



- 「3.5.3.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法」参照
- 「3.5.3.2 簡易課税「付表 4」の計算方法」参照
- 「3.5.3.3 簡易課税「付表 5」の計算方法」参照
- 「3.5.3.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）」参照
- 「3.5.3.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

#### 3.5.3.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法

簡易課税の「付表 5- (2)」の計算方法について説明します。

- ・ 「(5) (4) ×みなし仕入率」の計算方法
  - ・ (5) の D 欄は、(4) にみなし仕入率を掛けて計算します。
- (例)

$$(5) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(5) \text{ D 欄} = 667,793 \times 90\% = 601,013$$

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額	1		40,000	630,000	670,000
貸倒回収に 係る消費税額	2		2,612		2,612
売上対価の返還等 に係る消費税額	3			4,819	4,819
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4		42,612	625,181	667,793
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額					
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
4 × みなし仕入率 90%	5		38,350	562,662	601,013

- ・「(6) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の合計」の計算方法
  - ・(6)のA～C欄は、(7)～(12)がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
  - ・(6)のD欄は、A～C欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。
- ・「(7)～(12) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」の計算方法
  - ・(7)～(12)のD欄は、A～C欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額						
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細						
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)	
事業区分別の合計額	6		670,000	30,800,000	31,470,000	売上割合
第一種事業 (卸売業)	7		950,000	-700,000	250,000	0.7
第二種事業 (小売業)	8		1,000,000		1,000,000	3.1
第三種事業 (製造業等)	9		2,000,000	31,000,000	33,000,000	100.0
第四種事業 (その他)	10		-3,400,000		-3,400,000	
第五種事業 (サービス業等)	11		20,000		20,000	0
第六種事業 (不動産業)	12		100,000	500,000	600,000	1.9

- ・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
  - ・(13)のA～C欄は、(14)～(19)がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
  - ・(13)のD欄は、(14)～(19)のD欄がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて合計します。
- ・「(14)～(19) 第一種事業(卸売業)～第六種事業(不動産業)」の計算方法
  - ・(14)～(19)のD欄は、A～C欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細						
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)	
事業区分別の合計額	13		162,800	1,984,500	2,109,300	
第一種事業 (卸売業)	14		38,000	-44,100	-6,100	
第二種事業 (小売業)	15		40,000		40,000	
第三種事業 (製造業等)	16		80,000	1,953,000	2,033,000	
第四種事業 (その他)	17		-136,000		-136,000	
第五種事業 (サービス業等)	18		800		800	
第六種事業 (不動産業)	19		4,000	31,500	35,500	

・「(20) 原則計算を適用する場合」の計算方法

- ・ (20) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

$$(20) \text{ B 欄} = (4) \text{ B 欄} \times ((14) \text{ B 欄} \times 90\% + (15) \text{ B 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ B 欄}$$

(13) B 欄 : 120,000 円

(14) B 欄 : 0 円 (-40,000 円)

(15) B 欄 : 120,000 円

$$(20) \text{ B 欄} = 80,800 \times ((0 \times 90\% + 120,000 \times 80\% (\text{切捨て})) \div 120,000) (\text{切捨て}) = 64,640$$

- ・ (20) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(13)～(19) の D 欄で計算します。

(例 2)

$$(20) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + (15) \text{ D 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄}$$

(13) D 欄 : 836,000 円

(14) D 欄 : 86,000 円

(15) D 欄 : 750,000 円

$$(20) \text{ D 欄} = 836,800 \times ((86,000 \times 90\% (\text{切捨て}) + 750,000 \times 80\% (\text{切捨て})) \div 836,000) (\text{切捨て}) = 678,048$$

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細				
イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
$\frac{4 \times \text{みなし仕入率}}{14 \times 90\% + 15 \times 80\% + 16 \times 70\% + 17 \times 60\% + 18 \times 50\% + 19 \times 40\%}$ 20		64,640	617,400	678,048
□ 特例計算を適用する場合				

- ・ (20) 計算方法の (例 1) および (例 2) の計算の元となる金額

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1	80,000	756,000	836,000
貸倒回収に係る消費税額	2	800		800
売上対価の返還等に係る消費税額	3			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	80,800	756,000	836,800

(中略)

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額	13	120,000	756,000	836,000
第一種事業 (卸売業)	14	-40,000	126,000	86,000
第二種事業 (小売業)	15	120,000	630,000	750,000
第三種事業 (製造業等)	16			
第四種事業 (その他)	17			
第五種事業 (サービス業等)	18			
第六種事業 (不動産業)	19			

- ・ 「(22) ~ (36) (ロ) 2種類の事業で75%以上」の計算方法
- ・ (22) ~ (36) の A~C 欄は、(14) ~ (19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

$$(22) \text{ B 欄} = (4) \text{ B 欄} \times ((14) \text{ B 欄} \times 90\% + ((13) \text{ B 欄} - (14) \text{ B 欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ B 欄}$$

(13) B 欄 : 120,000 円

(14) B 欄 : 0 円 (-40,000 円)

$$(22) \text{ B 欄} = 80,800 \times (0 \times 90\% + (120,000 - 0) \times 80\% (\text{切捨て})) \div 120,000 (\text{切捨て}) = 64,640$$

- ・ (22) ~ (36) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(14) ~ (19) の D 欄で計算します。

(例 2)

$$(22) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + ((13) \text{ D 欄} - (14) \text{ D 欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄}$$

(13) D 欄 : 930,500 円

(14) D 欄 : 86,000 円

$$(22) \text{ D 欄} = 931,300 \times (86,000 \times 90\% (\text{切捨て}) + (930,500 - 86,000) \times 80\% (\text{切捨て})) \div 930,500 (\text{切捨て}) = 753,647$$

(ロ) 2種類の事業で75%以上		税率0%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 (7D+8D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 80\%}{13}$	22	64,640	693,000	753,647
第一種及び第三種事業 (7D+8D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 70\%}{13}$	23			
第一種及び第四種事業 (7D+10D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 60\%}{13}$	24			
第一種及び第五種事業 (7D+11D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 50\%}{13}$	25			
第一種及び第六種事業 (7D+12D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 40\%}{13}$	26			
第二種及び第三種事業 (8D+9D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 70\%}{13}$	27			
第二種及び第四種事業 (8D+10D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 60\%}{13}$	28	64,640	636,300	708,908
第二種及び第五種事業 (8D+11D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 50\%}{13}$	29			
第二種及び第六種事業 (8D+12D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 40\%}{13}$	30			
第三種及び第四種事業 (9D+10D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 60\%}{13}$	31			
第三種及び第五種事業 (9D+11D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 50\%}{13}$	32			
第三種及び第六種事業 (9D+12D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 40\%}{13}$	33			
第四種及び第五種事業 (10D+11D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 50\%}{13}$	34			
第四種及び第六種事業 (10D+12D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 40\%}{13}$	35			
第五種及び第六種事業 (11D+12D)/6D ≥ 75%	$4 \times \frac{18 \times 50\% + (13 - 18) \times 40\%}{13}$	36			

• (22) 計算方法の(例1)および(例2)の計算の元となる金額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1	80,000	850,500	930,500
貸倒回収に係る消費税額	2	800		800
売上対価の返還等に係る消費税額	3			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	80,800	850,500	931,300

(中略)

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	13	120,000	850,500	930,500
第一種事業 (卸売業)	14	-40,000	126,000	86,000
第二種事業 (小売業)	15	120,000	630,000	750,000
第三種事業 (製造業等)	16			
第四種事業 (その他)	17		94,500	94,500
第五種事業 (サービス業等)	18			
第六種事業 (不動産業)	19			

### 3.5.3.2 簡易課税「付表4」の計算方法

簡易課税の「付表4」の計算方法について説明します。

- ・「(7) 控除税額小計」の計算方法
  - ・ (7) A~C 欄は、(4) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
  - ・ (7) D 欄は、(4) D 欄 + (5) D 欄 + (6) D 欄で計算します。

控	控除対象仕入税額	4		-36,000	567,000	531,000
除	返還等対価に係る税額	5				
税	貸倒れに係る税額	6		20,000		20,000
額	控除税額小計	7		20,000	567,000	551,000

- ・「(8) 控除不足還付税額」または「(9) 差引税額」の計算方法
  - ・ (9) D 欄 = (2) D 欄 + (3) D 欄 - (7) D 欄

区	分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課	税標準額	1		10,000,000	9,000,000
消	費税額	2	-40,000	630,000	590,000
	貸倒回収に係る消費税額	3			
控	控除対象仕入税額	4	-36,000	567,000	531,000
除	返還等対価に係る税額	5			
税	貸倒れに係る税額	6	20,000		20,000
額	控除税額小計	7	20,000	567,000	551,000
	控除不足還付税額	8	60,000		
	差引税額	9		63,000	39,000
	合計差引税額	10			39,000

- ・ (9) D 欄がマイナス金額の場合、(9) D 欄には何も表示しません。(7) D 欄 - (2) D 欄 - (3) D 欄の金額を(8) D 欄に表示します。

3.5.3.3 簡易課税「付表 5」の計算方法

簡易課税の「付表 5」の計算方法について説明します。

- ・「(6) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計」の計算方法
  - ・ (6) は、(7) ～ (12) がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
- ・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
  - ・ (13) は、(14) ～ (19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

課税売上高に係る計算の種類以上	区	分	事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額	
	事業区分別の合計額			売上割合%		
	6		1,480,000		13	94,500
	7		1,000,000	67.5	14	63,000
	8				15	
	9		500,000	33.7	16	31,500
	10		-20,000		17	-1,260
	11				18	
	12				19	

### 3.5.3.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）

原則課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。

 → 「3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

#### ● マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

原則課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表 2- (2)

- ・ 「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」の D 欄
- ・ 「(7) 資産の譲渡等の対価の額」の D 欄

項 目	税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3 % 適用分 C	合 計 D (A + B + C)
課税売上額（税抜き） 1		-5,000,000	2,000,000	-3,000,000
免税売上額 2				
非課税資産の輸出等の金額 3				
課税資産の譲渡等の対価の額 4				0
課税資産の譲渡等の対価の額 5				-3,000,000
非課税売上額 6				
資産の譲渡等の対価の額 7				0
課税売上割合				[ %]

付表 2

- ・ 「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」
- ・ 「(7) 資産の譲渡等の対価の額」

項 目	金 額
課税売上額（税抜き） 1	-2,000,000
免税売上額 2	
非課税資産の輸出等の金額 3	
課税資産の譲渡等の対価の額 4	0
課税資産の譲渡等の対価の額 5	-2,000,000
非課税売上額 6	
資産の譲渡等の対価の額 7	0
課税売上割合	[ %]

3.5.3.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）

簡易課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。



→「3.8.1.4 「簡易課税」の印刷条件設定」参照

● マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

簡易課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表 5- (2)

- ・「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」の D 欄

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1		40,000	63,000	103,000
貸倒回収に係る消費税額	2				
売上対価の返還等に係る消費税額	3			126,000	126,000
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4		40,000	-63,000	0
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額					
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
4×みなし仕入率	5				

付表 5

- ・「(4) 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」

項目		金額
課税標準額に対する消費税額	1	31,500
貸倒回収に係る消費税額	2	
売上対価の返還等に係る消費税額	3	63,000
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額	4	0
1種類の事業の事業者の場合4×みなし仕入率	5	

● マイナス金額をゼロに置き換えて印刷する項目

簡易課税では、以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、画面上は計算結果を確認できるよう、マイナス金額のまま表示します。申告書の印刷では、マイナス金額をゼロに置き換えます。また、印刷条件の設定により、金額確認用としてマイナス金額で印刷することができます。

消費税申告書（簡易課税）

- ・参考事項「第1種」～「第6種」の課税売上高

この申告書による消費税の税額の計算									
項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
課税標準額		3	6	4	7	1	0	0	0
消費税額		2	2	9	7	6	7	3	
貸倒回収に係る消費税額									
控除対象仕入税額		1	8	3	8	1	3	8	
返還等対象に係る税額									
貸倒れに係る税額									
控除税額小計		1	8	3	8	1	3	8	
控除不足還付税額									
差引税額		4	5	9	5	0	0		
中間納付税額						0	0		
納付税額		4	5	9	5	0	0		
中間納付還付税額						0	0		

項目	有	無
割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
区分課税売上高(総売上高を除外)		
第1種	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
第2種	33,312	9.1.3
第3種		
第4種	3,324	9.1
第5種	0	
第6種		
特例計算適用(合57)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

付表 4

- ・「(4) 控除対象仕入税額」の A~D 欄
- ・「(7) 控除税額小計」の A~D 欄

控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表5-12)の①A欄 又は②A欄の金額)	(付表5-12)の①B欄 又は②B欄の金額)	(付表5-12)の①C欄 又は③C欄の金額)	(付表5-12)の①D欄又は②D欄の金額) ※申告書の④欄へ
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	※付表5-12)の②A欄へ	※付表5-12)の②B欄へ	※付表5-12)の②C欄へ	※付表5-12)の②D欄及び申告書の⑤欄へ
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥				※申告書の⑥欄へ
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦			1,854,720	1,846,816

付表 5- (2) 1/2

- ・「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」の A~D 欄
- ・「(5) (4) ×みなし仕入率」の A~D 欄

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 ①	(付表4の④A欄) 円	(付表4の④B欄) 円	(付表4の④C欄) 円	(付表4の④D欄) 円
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ②	(付表4の④A欄)	(付表4の④B欄)	(付表4の④C欄)	(付表4の④D欄)
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ③	(付表4の④A欄)	(付表4の④B欄)	(付表4の④C欄)	(付表4の④D欄)
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 の 基 礎 と なる 消 費 税 額 (① + ② - ③) ④		0	2,318,400	2,308,520

II 1種類の事業者の事業者の場合の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4の④A欄へ	※付表4の④B欄へ	※付表4の④C欄へ	※付表4の④D欄へ

- ・「(6) ~ (12) 事業区別の課税売上高(税抜き)の明細」の D 欄
- ・「(14) ~ (19) 第一種事業~第六種事業」の A~D 欄

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額				
(1) 事業区別の課税売上高(税抜き)の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
事業区別の合計額 ⑥		-247,619	36,800,925	36,553,306 売上割合
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑦				※申告書の「事業区分」欄へ
第 二 種 事 業 (小売業) ⑧		-647,619	33,312,037	32,664,418 89.3
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑨				※
第 四 種 事 業 (その他) ⑩		342,857	3,324,074	3,666,931 10.0
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑪		57,142	164,814	221,956 0.6
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑫				※

(2) (1)の事業区別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
事業区別の合計額 ⑬		15,999	2,318,457	2,308,552
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑭				
第 二 種 事 業 (小売業) ⑮		0	2,098,658	2,072,754
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑯				
第 四 種 事 業 (その他) ⑰		13,714	209,416	223,130
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑱		2,285	10,383	12,668
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑲				

付表5-(2) 2/2

・付表5-(2)の2ページ目のすべての項目

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細				
イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
③×みなし仕入率 $\frac{③ \times 90\% + ④ \times 90\% + ⑤ \times 70\% + ⑥ \times 60\% + ⑦ \times 50\% + ⑧ \times 40\%}{③}$	円	円	0 1,809,766	円 1,798,390
ロ 特例計算を適用する場合				
(イ) 1種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
①②・③④・⑤⑥⑦・⑧⑨⑩・⑪⑫⑬・⑭⑮⑯・⑰⑱⑲ ≥ 75% ①×みなし仕入率 (90%-60%)・70%・60%・50%・40%)	円	円	0 1,854,720	円 1,846,816
(ロ) 2種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% $① \times \frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 80\%}{⑤}$	円	円	円	円
第一種及び第三種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% $① \times \frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 70\%}{⑤}$	円	円	円	円
第一種及び第四種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% $① \times \frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 60\%}{⑤}$	円	円	円	円
第一種及び第五種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% $① \times \frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 50\%}{⑤}$	円	円	円	円
第一種及び第六種事業 ①②+③④) ⑤ ≥ 75% $① \times \frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 40\%}{⑤}$	円	円	円	円
第二種及び第三種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% $③ \times \frac{④ \times 80\% + (⑤ - ⑥) \times 70\%}{⑦}$	円	円	円	円
第二種及び第四種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% $③ \times \frac{④ \times 80\% + (⑤ - ⑥) \times 60\%}{⑦}$	円	円	0 1,810,805	円 1,799,656
第二種及び第五種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% $③ \times \frac{④ \times 80\% + (⑤ - ⑥) \times 50\%}{⑦}$	円	円	0 1,788,825	円 1,776,077
第二種及び第六種事業 ③④+⑤⑥) ⑦ ≥ 75% $③ \times \frac{④ \times 80\% + (⑤ - ⑥) \times 40\%}{⑦}$	円	円	円	円
第三種及び第四種事業 ⑤⑥+⑦⑧) ⑨ ≥ 75% $⑤ \times \frac{⑥ \times 70\% + (⑦ - ⑧) \times 60\%}{⑨}$	円	円	円	円
第三種及び第五種事業 ⑤⑥+⑦⑧) ⑨ ≥ 75% $⑤ \times \frac{⑥ \times 70\% + (⑦ - ⑧) \times 50\%}{⑨}$	円	円	円	円
第三種及び第六種事業 ⑤⑥+⑦⑧) ⑨ ≥ 75% $⑤ \times \frac{⑥ \times 70\% + (⑦ - ⑧) \times 40\%}{⑨}$	円	円	円	円
第四種及び第五種事業 ⑦⑧+⑨⑩) ⑪ ≥ 75% $⑦ \times \frac{⑧ \times 60\% + (⑨ - ⑩) \times 50\%}{⑪}$	円	円	円	円
第四種及び第六種事業 ⑦⑧+⑨⑩) ⑪ ≥ 75% $⑦ \times \frac{⑧ \times 60\% + (⑨ - ⑩) \times 40\%}{⑪}$	円	円	円	円
第五種及び第六種事業 ⑨⑩+⑪⑫) ⑬ ≥ 75% $⑨ \times \frac{⑩ \times 50\% + (⑪ - ⑫) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円	円
ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分(③~⑱)の内から選択した金額	円 ※付表4の④A欄へ	円 ※付表4の④B欄へ	円 ※付表4の④C欄へ	円 ※付表4の④D欄へ
	0	0	1,854,720	1,846,816

付表5

- ・「(7)～(12) 第一種事業～第六種事業」の事業区分別の課税売上高(税抜き)
- ・「(14)～(19) 第一種事業～第六種事業」の左の課税売上高に係る消費税額

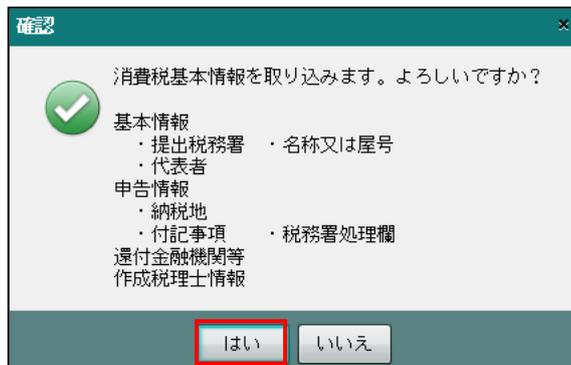
課税売上高に係る消費税額の計算	区分	事業区分別の課税売上高(税抜き)		左の課税売上高に係る消費税額	
		円	割合	円	円
2 種 類 以 上 の	事業区分別の合計額	⑥ 36,471,296	⑬	2,308,074	
	第一種事業(卸売業)	⑦ ※申告書「事業区分」欄へ	%	⑭	
	第二種事業(小売業)	⑧ ※ #	91.3	⑮	2,098,658
	第三種事業(製造業等)	⑨ ※ #		⑯	
	第四種事業(その他)	⑩ ※ #	9.1	⑰	209,416
	第五種事業(サービス業等)	⑪ ※ #	0	⑱	0
	第六種事業(不動産業)	⑫ ※ #		⑲	

### 3.5.4 消費税基本情報を取り込む

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『消費税基本情報』  
申告書作成後に変更された『消費税基本情報』を申告書に取り込む手順について説明します。



- ① [消費税基本情報取込] ボタンをクリックします。
- ② 確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



#### 「消費税基本情報取込」確認メッセージの自動表示について

≪申告書・付表≫画面を起動した際、消費税基本情報が更新されていると、「消費税基本情報取込」の確認メッセージが自動で表示されます。



→ 「3.5.1 確定申告書を入力する」参照



→ 「3.5.2 中間申告書を入力する」参照

- ③ 最新の「消費税基本情報」が申告書に取り込まれます。

### 3.5.5 課税期間を変更する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『課税期間変更』  
申告書に出力する課税期間を変更する手順について説明します。中間申告書の場合、この機能は使用できません。

The screenshot shows the 'Net Accounting' (ネット・記帳) software interface. The main menu bar includes '日常業務', 'マスター関係登録', '決算業務', and 'データ関係'. Below this, there are buttons for '印刷', '電子申告チェック', '消費税基本情報取込', '課税期間変更' (highlighted with a red box and a circled '1'), and '入力検証'. The '課税期間変更' button is the focus of the instruction.

- 手順**
- ① [課税期間変更] ボタンをクリックします。
  - ② 課税期間を会計期間の範囲内で変更します。

The dialog box titled '課税期間変更' (Change Tax Period) is shown. It contains a '課税期間' (Tax Period) section with a date picker. The selected period is '自平成30年8月3日' (From Heisei 30, August 3) to '至平成31年3月31日' (To Heisei 31, March 31). The 'OK' button is highlighted with a red box and a circled '3'.

- ③ [OK] ボタンをクリックします。

 → 「3.5.5.1 課税期間変更時に表示されるメッセージ」参照

### 3.5.5.1 課税期間変更時に表示されるメッセージ

課税期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

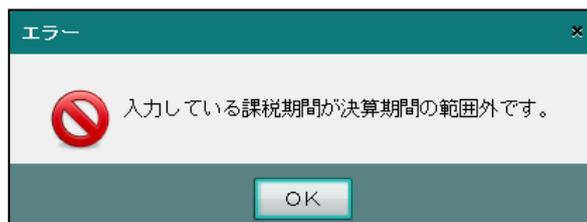
●指定した課税期間が会計期間の範囲外るとき

(例) 会計期間 H30/4/1~H31/3/31

- 課税期間(自)で「3月」と入力し、[OK] ボタンをクリックした場合、エラーメッセージが表示されます。
- [OK] ボタンをクリックし、《課税期間変更》画面で正しい期間を入力します。



課税期間					
自	平成	30	年	3	月 1 日
至	平成	31	年	3	月 31 日



エラー

入力している課税期間が決算期間の範囲外です。

OK

### 3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『電子申告チェック』  
入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする手順について説明します。チェックには、2つの方法があります。

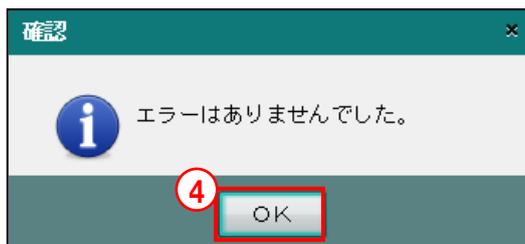
●アプリケーションツールバーの [電子申告チェック] ボタンをクリックする



- ① [電子申告チェック] ボタンをクリックします。
- ② [チェック開始] ボタンをクリックします。



- ③エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



エラーがある場合 → 「3.5.6.2 電子申告エラーチェック」参照

- ④ [OK] ボタンをクリックします。

●《終了確認》メッセージで確認する

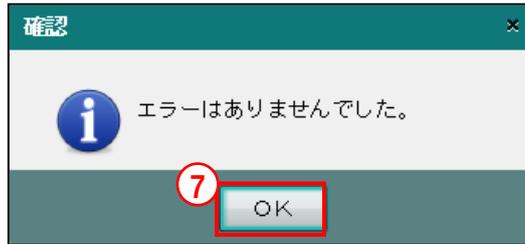


- ① [×] ボタンをクリックします。
- ②《終了確認》メッセージで、[国税電子申告のエラーチェックを行う] にチェックをつけます。

- ③ [はい] ボタンをクリックします。
- ④《国税電子申告エラーチェック》画面が表示されます。

- ⑤ [チェック開始] ボタンをクリックします。

⑥エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



 エラーがある場合→「3.5.6.2 電子申告エラーチェック」参照

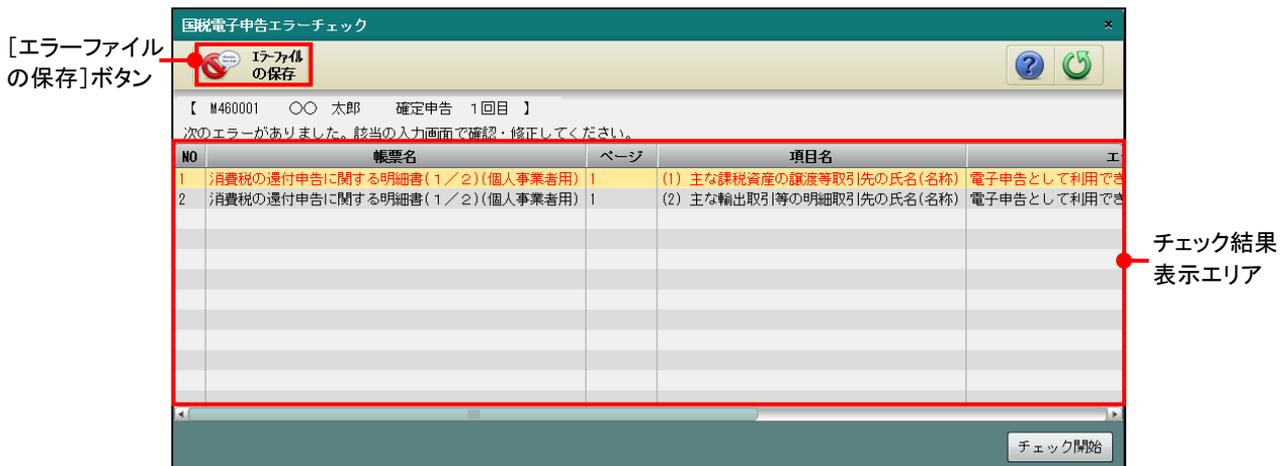
⑦ [OK] ボタンをクリックします。

### 3.5.6.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ

「国税電子申告エラーチェック」画面でチェック処理を行った際、メッセージが表示される場合があります。メッセージの原因および対処方法について説明します。

「エラー」の場合は、文字色が「赤」で表示されます。エラーメッセージの対処方法を確認し、申告書を修正します。エラーがある場合、電子申告はできません。

「警告」の場合は、文字色が「黒」で表示されます。申告書を修正しない場合は、電子申告データの抽出を行うと、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。



[アプリケーションツールバー]

**[エラーファイルの保存] ボタン**

- ・エラー内容をテキストファイルに出力します。

[チェック結果表示エリア]

**[NO]**

- ・連番付番された NO が表示されます。

**[帳票名]**

- ・対象となる帳票名が表示されます。

**[ページ]**

- ・対象となるページが表示されます。

**[項目名]**

- ・対象となる項目名が表示されます。

**[エラー内容]**

- ・エラーが発生した原因および電子申告データとして抽出された結果などが表示されます。

**[項目内容（変更前）]**

- ・エラーチェック時点で入力されている内容が表示されます。

**[項目内容（変更後）]**

- ・エラーの場合、電子申告データとして抽出できない文字が表示されます。
- ・警告の場合、電子申告データとして抽出した後に変換される内容が表示されます。

エラー内容	項目内容（変更前）	項目内容（変更後）
電子申告として利用できない値が使用されています。	啊部 櫻助	使用不可文字：啊 櫻
電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。	綯アイ工業	綯アイウ工業

## ●エラーメッセージ

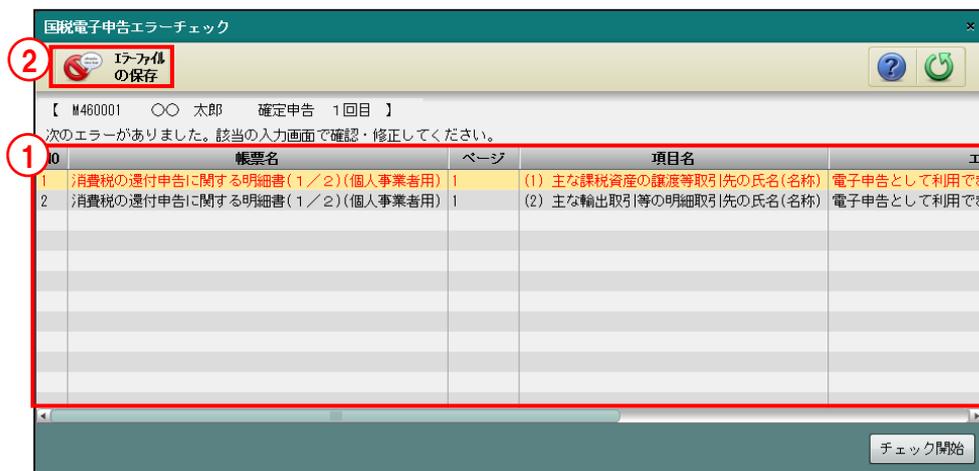
メッセージ	原因	対処方法
電子申告として利用できない値が使用されています。	抽出範囲外の値が入力されています。	「項目内容（変更後）」に「使用不可文字：xx」が表示されている場合は、表示された文字を電子申告で利用できる文字に修正します。xxには、入力されている使用不可文字がすべて表示されます。

## ●警告メッセージ

メッセージ	原因	対処方法
電子申告で有効な桁数（〇〇桁）を超えているため切り捨てられます。	抽出可能な桁数（＝文字数）を超えて内容が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。
電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。	使用不可である半角カタカナ文字、半角スペースおよび特殊文字が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。

### 3.5.6.2 電子申告エラーチェック結果の保存

電子申告エラーチェック結果を保存する手順について説明します。



- ① 国税電子申告エラーチェックでエラーがある場合、「国税電子申告エラーチェック」画面のチェック結果表示エリアにエラーの詳細が表示されます。



「3.5.6.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ」参照

- ② エラーの内容をファイルに保存する場合は、「エラーファイルの保存」をクリックします。
- ③ 「保存」ボタンをクリックして、テキストファイルを任意の場所に保存します。
- ④ 必要に応じて、エラーとなっている該当画面に戻り、入力内容を確認または修正します。

## 3.6 入力検証

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『入力検証』

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『入力検証』

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『入力完了』 > 『入力検証』

「基礎金額登録」「申告書・付表」「入力完了」のアプリケーションツールバーに表示される「入力検証」ボタンをクリックすると、入力内容に問題が発生していないかを確認することができます。

「エラー」のメッセージが表示された場合は、《入力完了》画面で「入力完了」にチェックをつけることができません。

例 《申告書・付表》画面

アクティブメニュー  
アプリケーション  
ツールバー  
ナビメニュー  
タブメニュー

申告書表示エリア

課税標準額	消費税率	課税額
68,552,000	1	685,520
4,192,776	2	83,855
1,297,413	4	51,897

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[印刷] ボタン

- ・計算表および消費税計算書を印刷する場合にクリックします。

→ 「3.8 印刷」参照

[電子申告チェック] ボタン

- ・入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする場合にクリックします。

→

「3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

#### 【消費税基本情報取込】ボタン

- 消費税基本情報（基本情報・申告情報・還付金融機関等・作成税理士情報）を取り込む場合にクリックします。

 → 「3.5.4 消費税基本情報を取り込む」参照

#### 【課税期間変更】ボタン

- 課税期間を変更する場合にクリックします。中間申告書の場合は使用できません。

 → 「3.5.5 課税期間を変更する」参照

#### 【入力検証】ボタン

- 計算表および申告書の内容を確認します。

 → 「3.6 入力検証」参照

#### [ナビメニュー]

- 入力するメニューを選択します。

#### [タブメニュー]

- 各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

#### [申告書選択エリア]

- 申告書の内容が表示されます。

#### [チェック完了]

- 申告書の入力が完了したとき、チェックをつけます。

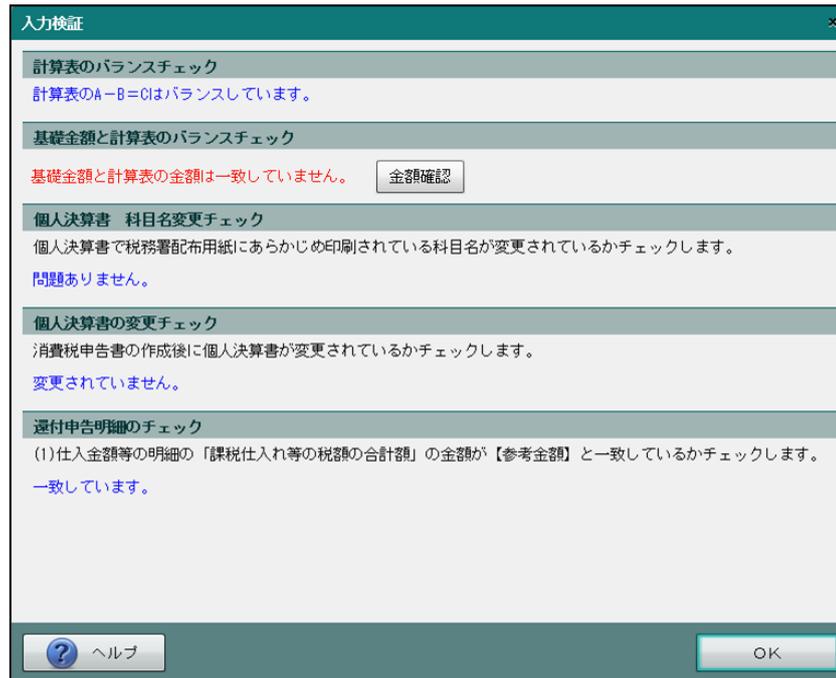
### 3.6.1 入力検証のメッセージ一覧

入力検証画面に表示されるメッセージの詳細について説明します。

#### ●メッセージの種類

判定	文字色	説明
エラー	赤	データの修正が必要です。
要確認	橙	データを確認します。問題がない場合は、次の処理へ進みます。
OK	青	問題は発生していません。
チェックなし	青	チェックしていません。

#### ●入力検証画面に表示されるメッセージ例



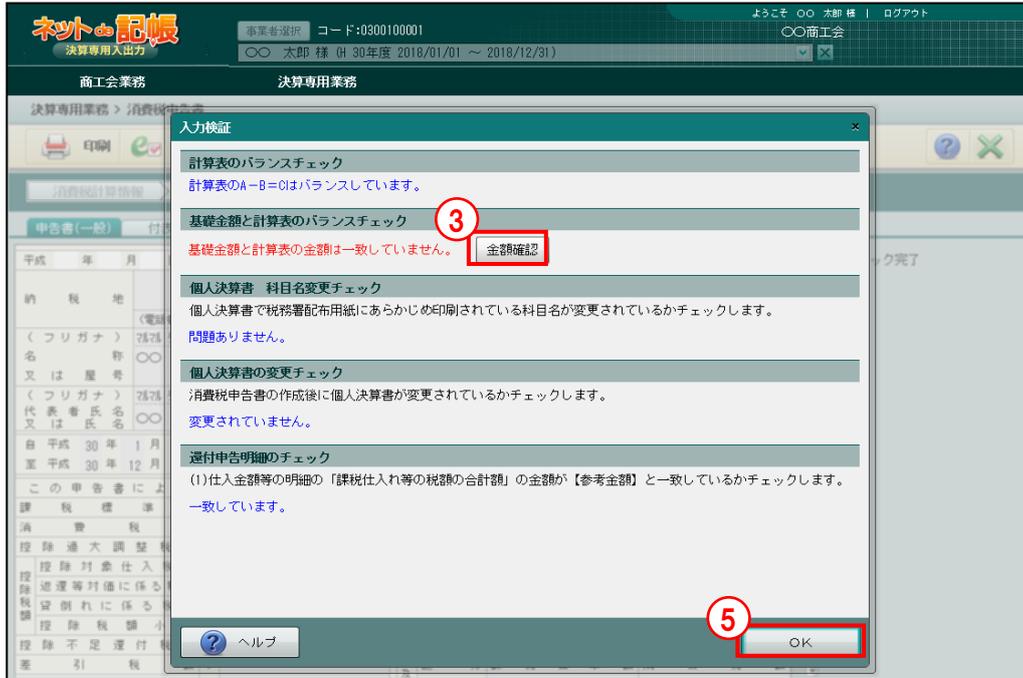
●メッセージ一覧

項目	メッセージ	原因・状態	対処方法	判定
計算表のバランスチェック	計算表は作成されないため問題ありません。	計算表作成なしのため、チェックなし	—	チェックなし
	計算表のA-B=Cはバランスしています。	計算表の項目は、すべてA-B=Cになっています。	—	OK
	計算表のA-B=Cはバランスしていません。	計算表にA-B=Cにならない項目があります。	・所得区分別売上または所得区分別仕入で金額を入力し一致させる。	エラー
基礎金額と計算表のバランスチェック	計算表は作成されないため問題ありません。	計算表作成なしのため、チェックなし	—	チェックなし
	基礎金額と計算表の金額は一致しています。	基礎金額と計算表の金額はすべて一致しています。	—	OK
	基礎金額と計算表の金額は一致していません。	基礎金額と計算表の金額が一致していない項目があります。	・簡易課税で第1種～第6種の基礎金額の売上金額を計算表の売上金額と一致させる。	エラー
個人決算書科目名変更チェック	問題ありません。	計算表作成なしまたは簡易課税のため、チェックなし	—	チェックなし
	問題ありません。	「個人決算書」の科目名称は変更されていません。	—	OK
	変更されています。計算表の科目名と任意科目名に重複がないか確認してください	「個人決算書」の「損益計算書」の任意以外の科目名称が変更されています。	重複がある場合、任意科目名を修正するか、個人決算書の科目名を修正する。	警告
個人決算書の変更チェック	計算表は作成されないため問題ありません。	計算表作成なしまたは簡易課税のため、チェックなし	—	チェックなし
	変更されていません。	「基礎金額登録」で連動実行後に、個人決算書は変更されていません。	—	OK
	変更されています。 (最終連動日時： yyyy/mm/dd hh:mm:ss)	「基礎金額登録」で連動実行後に個人決算書が変更されています。	「基礎金額登録」で連動を実行する。	エラー
還付申告明細のチェック	簡易課税のため問題ありません。	簡易課税のためチェックなし	—	チェックなし
	一致しています。	「3課税仕入れに係る事項(1)仕入金額等の明細」の「課税仕入れ等の税額の合計額」の金額が【参考金額】と一致しています。	—	OK
	一致していません。	「3課税仕入れに係る事項(1)仕入金額等の明細」の「課税仕入れ等の税額の合計額」の金額が【参考金額】と一致していません。	・「申告書・付表」の還付申告明細2/2の「3課税仕入れに係る事項(1)仕入金額等の明細」の「課税仕入れ等の税額の合計額」に、申告書が還付でないのに金額が入力されている場合は削除する。 また、申告書が還付であるのに、金額が入力されていない場合は入力する。	エラー

### 3.6.2 基礎金額と計算表のバランス不一致を確認する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『基礎金額登録』 > 『金額確認』  
 『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『金額確認』  
 『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『入力完了』 > 『金額確認』

≪入力検証≫画面の基礎金額と計算表のバランスチェック」でエラーがある場合に、エラーの詳細を確認する手順について説明します。



- ① ≪入力検証≫画面で [金額確認] ボタンをクリックします。
- ② ≪金額確認エラーチェック≫画面が表示されます。基礎金額と計算表で不一致となっている項目および金額を確認します。

No	基礎金額項目	基礎金額	計算表項目	計算表金額
1	課税売上 (8%+5%)	19,004,000	課税取引	20,504,000

At the bottom of the dialog, the 'ファイル出力' (File Output) button is highlighted with a red box and a circled '3', and the '閉じる' (Close) button is highlighted with a red box and a circled '5'.

 [バランス不一致項目の確認について](#)

「3.6.2.1 バランス不一致の詳細について」参照

③エラー内容をファイルに出力する場合、[ファイル出力] ボタンをクリックします。

 更新時にメッセージが表示された場合➔

「3.7.1 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）」参照

④保存ボタンをクリックしてファイルを任意の場所に保存します。



⑤ [閉じる] ボタンをクリックします。

⑥ [OK] ボタンをクリックします。

## 3.6.2.1 バランス不一致の詳細について

バランス不一致の原因および計算表項目の確認方法について説明します。

## ● バランス不一致となる原因

## 計算表と売上金額が一致していない

- ・簡易課税の場合で、計算表の金額が基礎金額に反映された後に、基礎金額で売上金額を修正し、計算表と不一致となっている。

## ● バランス不一致となった「計算表項目」の確認方法

- ・「金額確認エラーチェック」画面の「計算表項目」「計算表金額」欄には、「所得区分別売上」または「所得区分別仕入」画面の総合計欄の内容が表示されています。

(例) 売上金額に不一致がある場合

「金額確認エラーチェック」画面

No	基礎金額項目	基礎金額	計算表項目	計算表金額
1	課税売上 (8%+5%)	19,004,000	課税取引	20,504,000

ファイル出力 閉じる

「所得区分別売上」画面の総合計欄

	課税取引	売上に係る対価の返還等			
総合計	20,854,000				
	免税取引	非課税取引	非課税資産の輸出等	不課税	有価証券等の譲渡

## 3.7 入力完了

すべての申告書および付表の入力が完了したとき、申告書を印刷して内容に問題がないか確認し、「入力完了」にチェックをつけます。電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけておく必要があります。

アクティブメニュー  
アプリケーションツールバー  
ナビメニュー  
タブメニュー

入力完了  
チェックエリア

画面名	チェック
消費税申告書（一般）	完了
付表②	完了
消費税の還付申告に関する明細書（個人）1/2	完了
消費税の還付申告に関する明細書（個人）2/2	完了

更新ボタンを押下すると、申告書の入力を完了状態にし、メニュー画面に戻ります。

### [アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

### [アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

### [印刷] ボタン

- ・計算表および消費税申告書を印刷する場合にクリックします。

印刷 → 「3.8 印刷」参照

### [入力検証] ボタン

- ・計算表および申告書の内容を確認します。

入力検証 → 「3.6 入力検証」参照

### [ナビメニュー]

- ・入力するメニューを選択します。

### [タブメニュー]

- ・各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

### [入力完了チェックエリア]

- ・画面ごとの入力完了の状態が表示されます。

### [入力完了]

- ・消費税申告書のすべての入力が完了したとき、チェックをつけます。

### [更新] ボタン

- ・入力完了の状態を更新する場合にクリックします。

### 3.7.1 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『入力完了』

「入力完了」にチェックをつける手順について説明します。

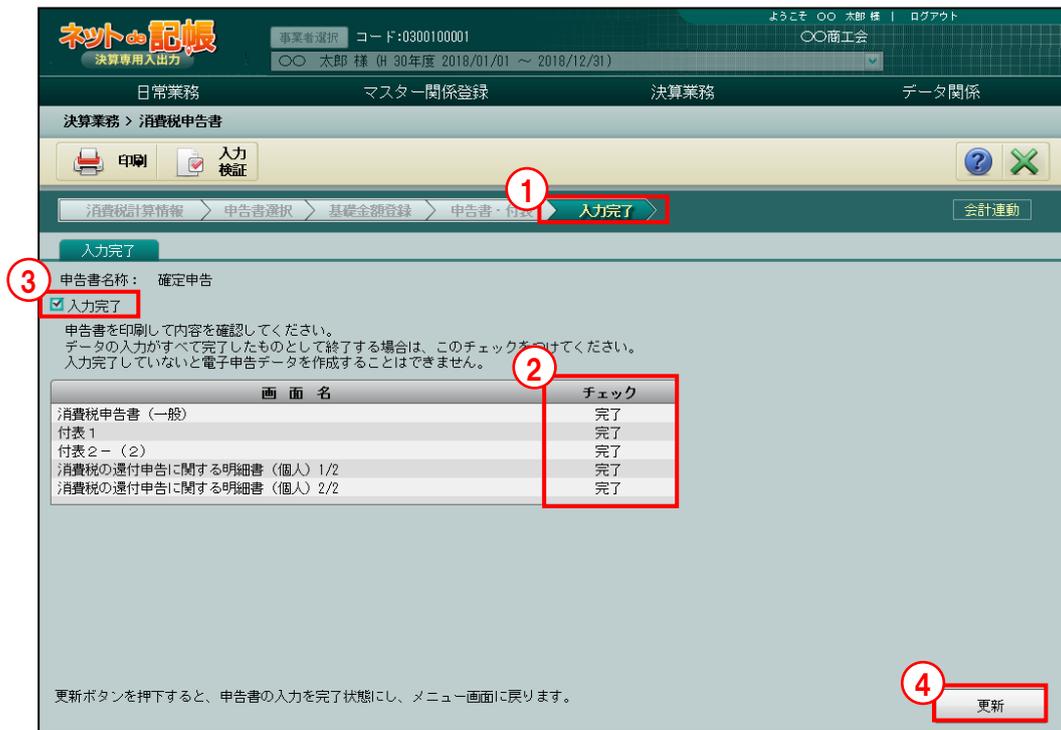
電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけます。



参照モードについて→「3.7.1.3 申告書の参照モード表示」参照



入力完了解除について→「3.7.2 入力完了チェックを解除する」参照



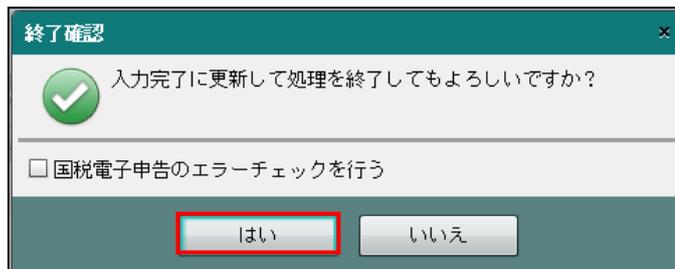
- ① [入力完了] ナビボタンをクリックします。
- ② チェック欄がすべて「完了」になっていることを確認します。
- ③ [入力完了] にチェックをつけます。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。



更新時にメッセージが表示された場合→

「3.7.1.1 「入力完了」の入力検証チェックでエラーがある場合」参照

- ⑤ 次の終了確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



終了確認メッセージで国税電子申告エラーチェックを行う場合→

「3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照



中間申告書の終了確認メッセージについて→

「3.7.1.2 中間申告書の電子申告データ作成について」参照

### 3.7.1.1 「入力完了」の入力検証チェックでエラーがある場合

「入力完了」にチェックをつけ、[更新] ボタンをクリックしたとき、入力検証の結果により表示されるメッセージについて説明します。

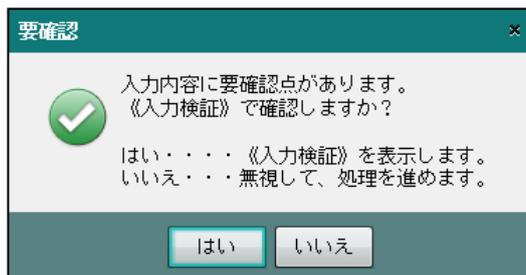
「警告」と「エラー」のメッセージがどちらもある場合、「エラー」が優先されて表示されます。「エラー」が解消された場合、「警告」メッセージが表示されます。

 [更新時にメッセージが表示された場合→](#)

「3.7.1 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）」参照

#### ●入力内容の確認が必要な場合

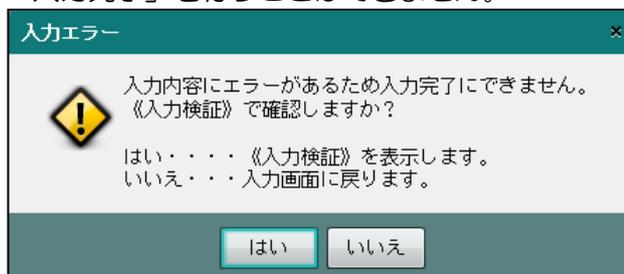
入力内容の確認が必要な場合は、次のメッセージが表示されます。



- [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、必要に応じて修正します。
- [いいえ] ボタンをクリックすると、「入力完了」が実行されます。

#### ●入力内容にエラーがある場合

入力内容にエラーがある場合は、次のメッセージが表示されます。エラーがある状態で「入力完了」を行うことはできません。



- [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、データを修正します。
- [いいえ] ボタンをクリックすると、《入力完了》画面に戻ります。

## 3.7.1.2 中間申告書の電子申告データ作成について

中間申告書の入力完了時に、電子申告データを任意の中間申告書として作成できるか、通常  
の中間申告書として作成できるか判定し、作成できる中間申告書に自動で切り替えて電子申  
告データが作成されます。判定した結果は終了確認メッセージに表示されます。

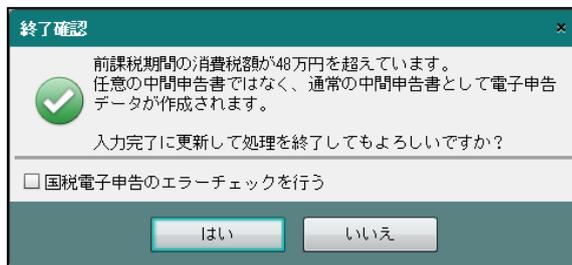
任意の中間申告書を作成する場合は、[消費税計算情報] タブの「中間申告回数」で「任意（年  
1回）」を選択します。

 [任意の中間申告書を作成する場合→](#)

「3.2.1.1 [消費税計算情報] タブ」参照

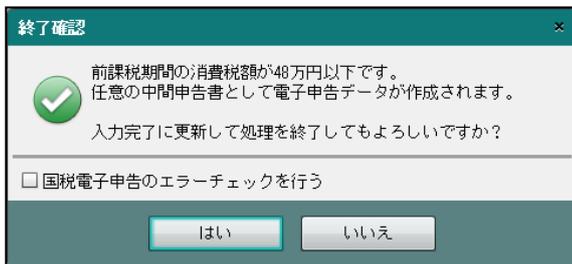
[前課税期間の消費税額が48万円を超えているため任意の中間申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが通常の間申申告書として作成されます。



[前課税期間の消費税額が48万円以下のため通常の間申申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが任意の間申申告書として作成されます。



### 月数換算（分母）が12か月未満の場合

月数換算（分母）が12か月未満の場合は、「前課税期間の消費税額」を年換算して判定  
されます。

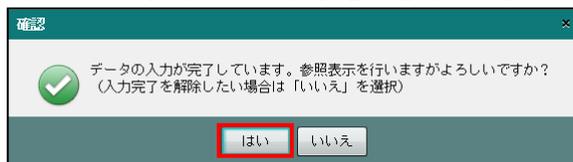
### 3.7.1.3 申告書の参照モード表示

「入力完了」にチェックをつけた後に、申告書を参照モードで表示する手順について説明します。参照モードの場合、申告書を修正することはできません。

 [入力完了を解除する](#) → 「3.7.2 入力完了チェックを解除する」参照



- 手順**
- ①入力完了済の申告書は「申告書選択」画面の「完了」に「0」が表示されます。
  - ②入力完了済の申告書を選択します。
  - ③ [選択] ボタンをクリックします。
  - ④次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



 [「いいえ」を選択した場合](#) →

「3.7.2 入力完了チェックを解除する」参照

- ⑤「申告書・付表」画面が参照モードで表示されます。画面右上に「参照」が表示されます。



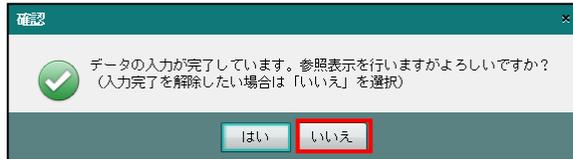
「参照」と表示されます。

### 3.7.2 入力完了チェックを解除する

申告書の「入力完了」を解除して、参照モードから入力モードに変更する手順について説明します。



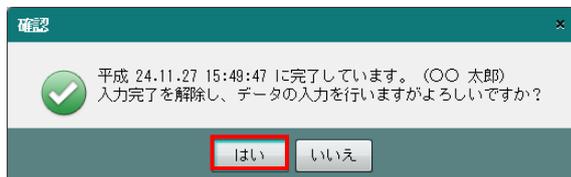
- 手順**
- ①入力完了済の申告書は「申告書選択」画面の「完了」に「〇」が表示されます。
  - ②入力完了済の申告書を選択します。
  - ③ [選択] ボタンをクリックします。
  - ④次のメッセージが表示されます。[いいえ] ボタンをクリックします。



【はい】を選択した場合の画面表示について➔

「3.7.1.3 申告書の参照モード表示」参照

- ⑤次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ⑥「入力完了」が解除され、「申告書・付表」画面が「入力モード」で表示されます。

## 3.8 印刷

消費税申告書および計算表の印刷について説明します。

### ●帳票一覧

印刷できる帳票は、次のとおりです。

	帳票名称	消費税区分		表示	印刷	
		原則課税	簡易課税			
申告書・付表	消費税及び地方消費税の中間申告書	○	○	○	○	
	消費税申告書（一般）	○	—	○	○	
	特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書（別表）	○	—	○	○	
	消費税申告書（簡易課税）	—	○	○	○	
	付表 2	○	—	○	○	
	付表 5	—	○	○	○	
	複 数 税 率	付表 1	○	—	○	○
		付表 2-（2）	○	—	○	○
		付表 4	—	○	○	○
		付表 5-（2）	—	○	○	○
	消費税の還付申告に関する明細書（個人）1/2、2/2	○	—	○	○	
計 算 表	課税取引金額計算表（事業所得用）	○	—	—	○	
	課税取引金額計算表（農業所得用）	○	—	—	○	
	課税取引金額計算表（不動産所得用）	○	—	—	○	
	課税売上高計算表	○	○	—	○	
	課税仕入高計算表	○	—	—	○	



### 消費税申告書（一般・簡易課税）の様式について

『ネット de 記帳 決算専用入出力』では、国税庁ホームページに掲載されている消費税申告書（個人用・法人用共通の様式）を採用しています。

### ●印刷処理

各帳票が印刷できる画面は、次のとおりです。

ナビメニュー	申告書・付表印刷	各種計算表印刷
基礎金額登録	×	○
申告書・付表	○	○
入力完了	○	○

### ●印刷様式

申告書・付表を白紙で印刷する場合に指定できる印刷様式は、次のとおりです。

印刷様式		OCR 帳票対応
カラー印刷	税務署のカラーOCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。	○
モノクロ印刷	プリンターに関係なく、モノクロで印刷する場合に選択します。税務署のモノクロ OCR 帳票には対応していません。	×
国税様式（モノクロ）	税務署のモノクロ OCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。	○

カラー印刷(OCR 帳票対応)

This is a color-printed tax form (Form 9433) for a company in Tokyo. It includes fields for company name, address, and tax identification number. The tax calculation section shows a total tax amount of 3,673,500 yen, with a breakdown of national and local taxes. The form is designed for OCR processing, with clear, high-contrast text and a structured layout.

モノクロ印刷

This is a monochrome (black and white) printed version of the same tax form. It maintains the same layout and data as the color version but is optimized for black and white printing. The tax calculation details, including the total tax amount of 3,673,500 yen, are clearly visible in a high-contrast format suitable for OCR.

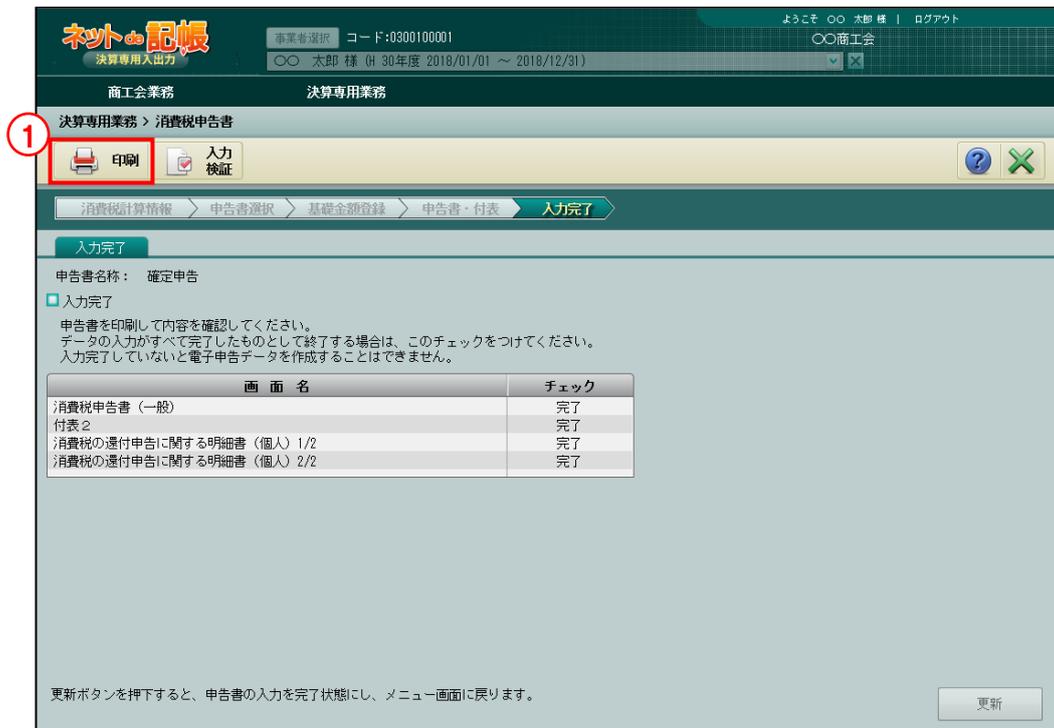
国税様式(モノクロ)(OCR 帳票対応)

This is a monochrome printed tax form in the national standard format (Form 9433). It is designed to be compatible with OCR systems. The form contains the same tax calculation data as the previous versions, with a total tax amount of 3,673,500 yen. The layout is clean and standardized for nationwide use.

### 3.8.1 申告書等を印刷する

『決算専用業務』 > 『消費税申告書』 > 『印刷』

消費税申告書、付表および計算表を印刷する手順について説明します。申告書、付表、還付明細、計算表の順で出力されます



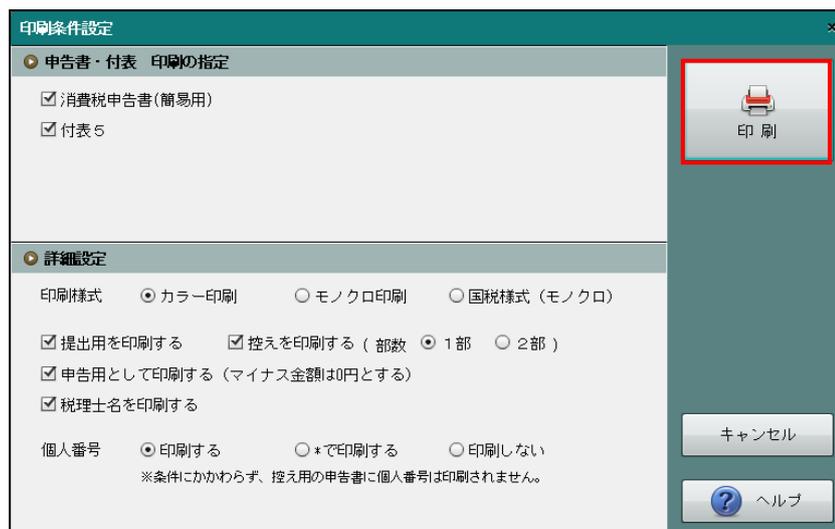
① [印刷] ボタンをクリックします。



→ 「3.8.1.1 「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合」参照

② ≪印刷条件設定≫画面が表示されます。[印刷] ボタンをクリックします。

《原則課税・計算表なしの場合》



→ 「3.8.1.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合」参照

③ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

### 3.8.1.1 「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合

アプリケーションツールバーの〔印刷〕ボタンをクリックしたとき、入力検証の結果により表示されるメッセージについて説明します。

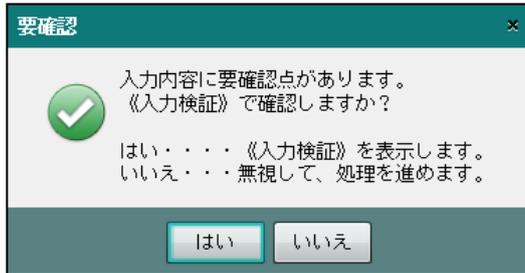
「警告」と「エラー」のメッセージがどちらもある場合、「エラー」が優先されて表示されます。「エラー」が解消された場合、「警告」メッセージが表示されます。



→「3.8.1 申告書等を印刷する」参照

#### ●入力内容の確認が必要な場合

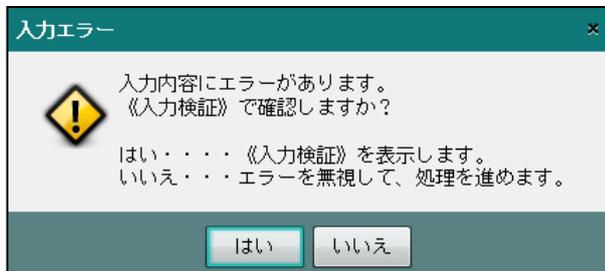
入力内容の確認が必要な場合は、次のメッセージが表示されます。



- [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、必要に応じて修正します。
- [いいえ] ボタンをクリックすると、《印刷条件設定》画面が表示されます。

#### ●入力内容にエラーがある場合

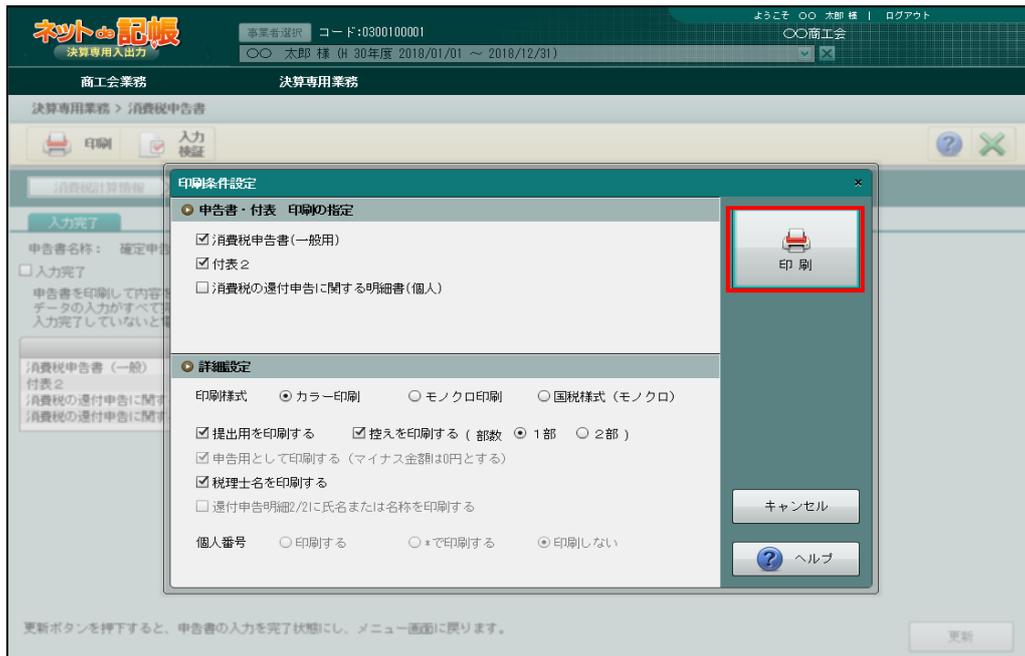
入力内容にエラーがある場合は、次のメッセージが表示されます



- [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、データを修正します。
- [いいえ] ボタンをクリックすると、《印刷条件設定》画面が表示されます。

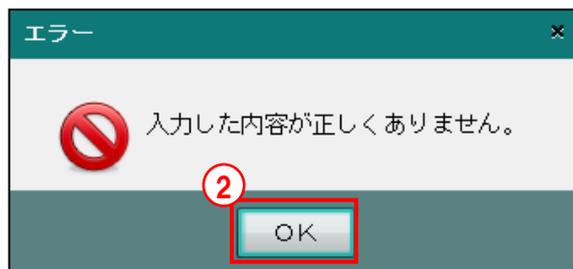
### 3.8.1.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合

《印刷条件設定》画面の [印刷] ボタンをクリックした際に、メッセージが表示された場合の操作について説明します。



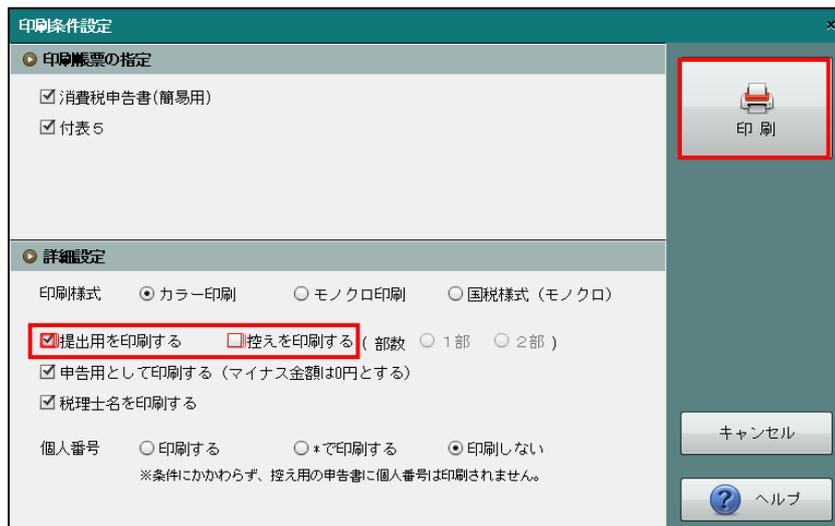
①《印刷条件設定》画面の [詳細設定] の「提出用を印刷する」「控えを印刷する」のいずれにもチェックがついていない場合、[印刷] ボタンをクリックした際に次のエラーメッセージが表示されます。

いずれの帳票にもチェックがついていない場合、次のメッセージが表示されます。



② [OK] ボタンをクリックします。

③正しい印刷条件を設定します。



## 3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定

原則課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。

## ● 申告書・付表 印刷の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- ・「消費税申告書(一般用)」および「付表2」は、チェックがついた状態で表示されます。
- ・「消費税の還付報告に関する明細書」は、還付がある場合にチェックがついた状態で表示されます。
- ・「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」は、別表の提出が必要な場合にチェックがついた状態で表示されます。
- ・「付表1」「付表2-(2)」は、消費税率5%の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

## ● 計算表 印刷の指定

- ・計算表を作成している場合、各計算表にチェックがついた状態で表示されます。

## ● 詳細設定

## [印刷様式]

- ・「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式(モノクロ)」から選択します。

 [印刷様式について](#) → 「3.8 印刷」参照

## [提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

## [控えを印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）]

- ・ マイナス金額を0円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷します。



→ 「3.5.3.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）」参照

- ・ チェックがついた状態で表示されます。変更はできません。

[税理士名を印刷する]

- ・ 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・ チェックがついた状態で表示されます。

[還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・ 還付申告明細 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・ [印刷帳票] の指定で、「消費税の還付報告に関する明細書」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[計算表に氏名を印刷する]

- ・ 計算表に、氏名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・ 計算表を作成している場合、チェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- ・ [個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・ 「印刷する」「\*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・ 特定個人情報を扱うための条件を満たしているかにより、[個人番号] 欄の表示状態が異なります。

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。 個人番号 <input checked="" type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input type="radio"/> 印刷しない 選択可能
税務支援	あり	登録済み端末以外	「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。 個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input checked="" type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない 選択可能
税務支援	なし	登録済み端末	「印刷しない」が選択されています。 個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない 選択済み
税務支援以外	-	-	「印刷しない」が選択されています。 個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない 選択済み

印刷条件ごとの個人番号の印刷イメージ

印刷条件	内容	個人番号欄の印刷イメージ
印刷する	個人番号を印刷します。	<input type="text" value="1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2"/>
*で印刷する	個人番号をアスタリスク (*) で印刷します。	<input type="text" value="* * * * *"/>
印刷しない	個人番号は印刷しません。	<input type="text" value=""/>

控え用の申告書は、「印刷する」または「\*で印刷する」を指定した場合でも個人番号は印刷されません。

## 3.8.1.4 「簡易課税」の印刷条件設定

簡易課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。

## ● 申告書・付表 印刷の指定

- 印刷する帳票にチェックをつけます。
- 「消費税申告書（簡易用）」および「付表 5」は、チェックがついた状態で初期表示されます。
- 「付表 4」「付表 5- (2)」は、消費税率 5%の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

## ● 計算表 印刷の指定

- 計算表を作成している場合、「課税売上計算表」にチェックがついた状態で表示されます。

## ● 詳細設定

## [印刷様式]

- 「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式（モノクロ）」から選択します。

 [印刷様式について](#) → 「3.8 印刷」参照

## [提出用を印刷する]

- 申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

## [控えを印刷する]

- 申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

## [申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）]

- マイナス金額を0円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。

 → 「3.5.3.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

- 金額確認用として、マイナス金額のままで印刷する場合は、チェックをはずします。
- チェックがついた状態で表示されます。

[税理士名を印刷する]

- 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- 付表 5- (2) 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- [印刷帳票] の指定で、「付表 5- (2)」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[計算表に氏名を印刷する]

- 計算表に、氏名を印刷する場合にチェックをつけます。
- 計算表を作成している場合、チェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

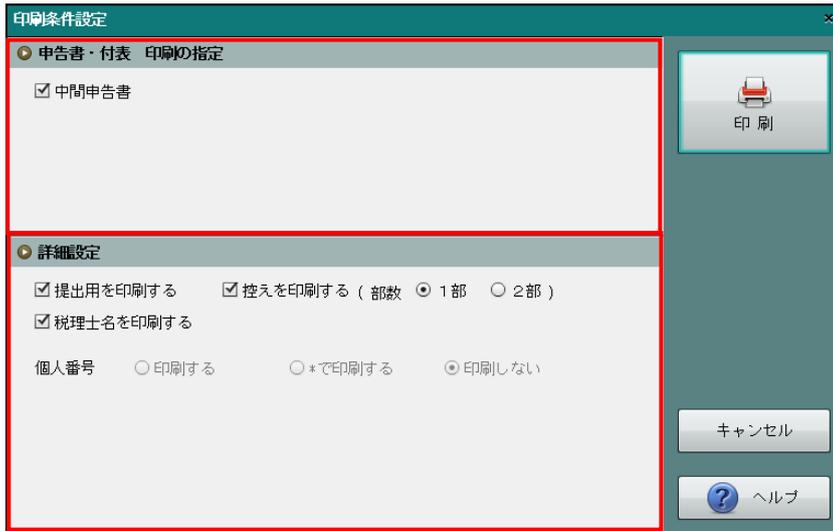
- [個人番号] については、原則課税の説明と同様です。



→ 「3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

## 3.8.1.5 中間申告書の印刷条件設定

中間申告書の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



## ● 申告書・付表 印刷の指定

- 印刷する帳票にチェックをつけます。
  - 「中間申告書」は、チェックがついた状態で初期表示されます。

## ● 詳細設定

## [提出用を印刷する]

- 申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

## [控え用を印刷する]

- 申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

## [税理士名を印刷する]

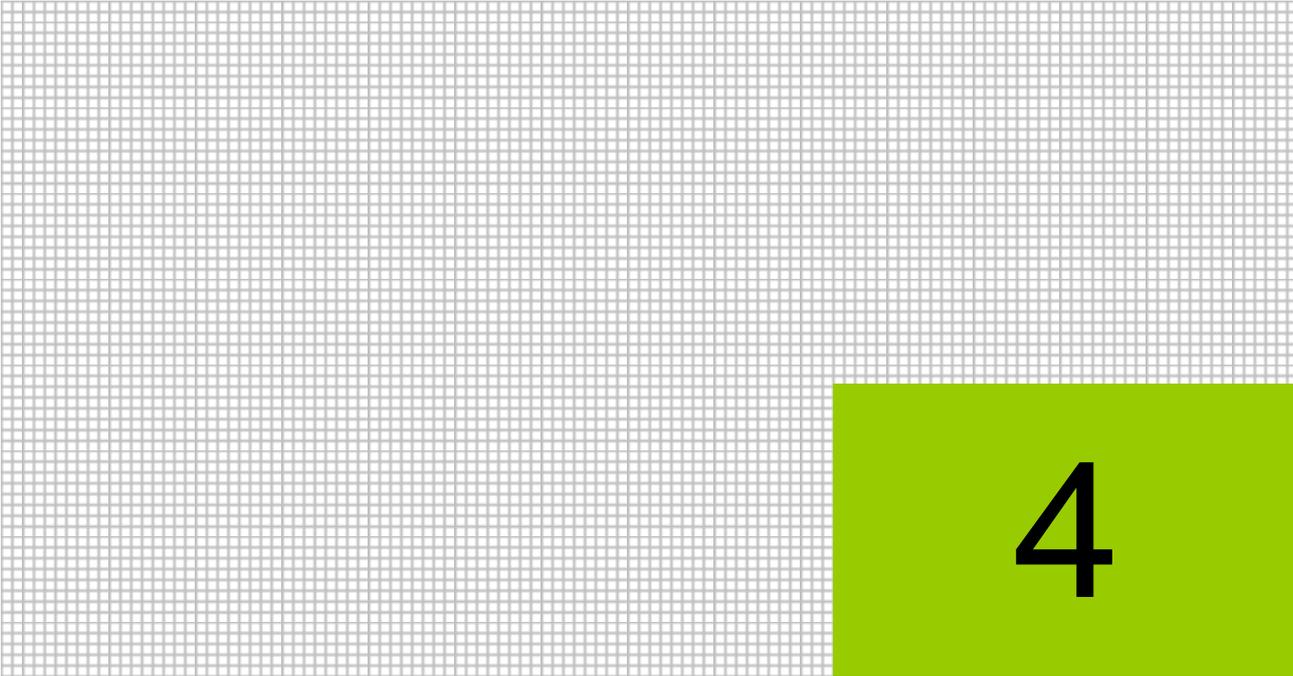
- 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

## [個人番号]

- [個人番号] については、原則課税の説明と同様です。



→ 「3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照



4

# 付 録

4.1 索引

## 4 付録

### 4.1 索引

#### か

還付金融機関等.....	51
基本情報.....	37

#### さ

作成税理士情報.....	52
事業者情報取込.....	34
使用するキー.....	25
申告情報.....	49
税務署処理欄.....	49
税理士情報取込.....	34

#### な

納税地.....	49
----------	----

#### は

付記事項.....	50
-----------	----

#### ま

マイナンバー連携権限.....	26
-----------------	----

#### ら

ログアウト.....	22
ログイン.....	13



---

# ネットde記帳

決算専用入出力

操作マニュアル

決算専用業務

消費税申告書

---

第 3-c 版 平成 31 年 1 月 17 日

(不許複製)

---